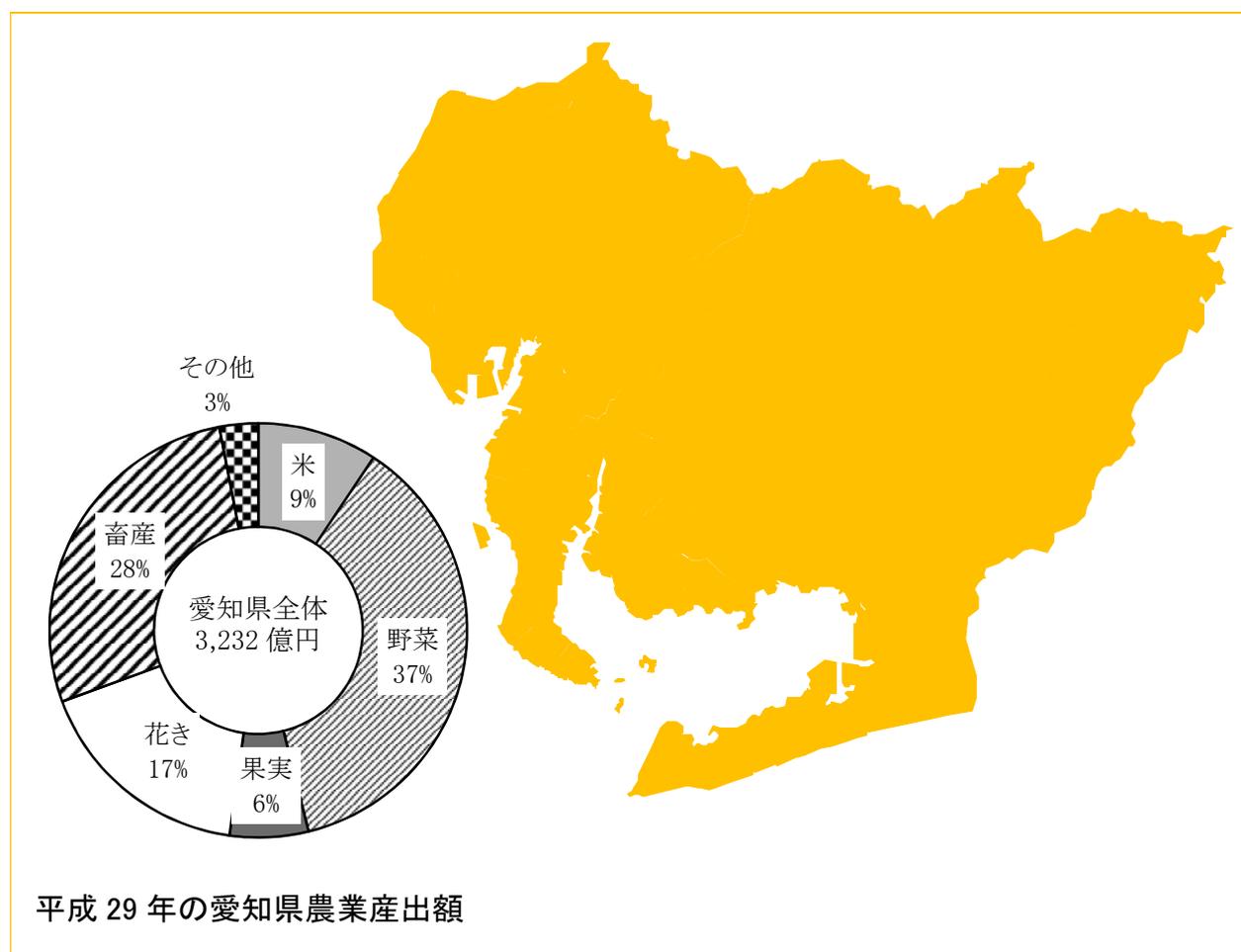


# 農業の動き

2019



# 食と緑の基本計画2020 の施策体系

食と緑が支える県民の豊かな暮らし

## 柱1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保

### (1) あいちの強みを生かした技術による品質や生産性の向上

- ア 幅広い分野の先端技術等を活用した技術の開発と普及
- イ 幅広い需要に応える戦略的な品種の開発と普及

### (2) マーケットインの視点に立った生産・流通の改善と需要の拡大

- ア 多様なニーズに対応した生産・流通面の改善
- イ 県内外に向けた戦略的な需要の拡大
- ウ 農林水産物等の輸出の促進

### (3) 意欲ある人が活躍できる農業の実現

- ア 多様な担い手の確保・育成
- イ 優良農地の確保と集積・集約化の推進
- ウ 農業生産基盤整備の推進

### (4) 資源を生かす林業の実現

- ア 木材の安定供給
- イ 生産を担う人材の確保・育成
- ウ 林業生産基盤の充実

### (5) 持続可能で活力ある水産業の実現

- ア 漁業生産基盤の機能強化
- イ 持続的な漁業生産の確保
- ウ 活力ある担い手の確保・育成

### (6) 食品の安全・安心の確保と環境への配慮

- ア 食品の安全・安心の確保に向けた取組の強化
- イ 環境に配慮した取組の推進

## 柱2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

### (1) 農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進

- ア 農林水産業への関心と理解を深める取組の推進
- イ 幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供

### (2) 食育の推進による健全な食生活の実践

- ア 若い世代を中心とした生涯にわたる食育の推進
- イ 食を通じた農林水産物や環境への理解と食文化の継承

## 柱3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

### (1) 災害に強く安全で快適な生活環境の確保

- ア 農山漁村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進
- イ 快適な生活環境の確保

### (2) 森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮

- ア 多面的機能を適切に発揮させる森林・農地・漁場の保全・整備の推進
- イ 地域で取り組む森林・農地・漁場の保全活動の推進

### (3) 農林水産業を核とした元気な地域づくり

- ア 地域の特性を生かした農山漁村の活性化
- イ 都市及び都市近郊における農業の振興

## はじめに

農業は、私たちに安全・安心な食料等を供給するとともに、その営みが適切に行われることによって、洪水の防止や水資源のかん養などの多面的機能を発揮するなど、私たちの暮らしを支えています。

また、本県農業は、木曾川・矢作川・豊川の豊かな水に恵まれ、先人たちの努力や名古屋市を始めとする大消費地を抱える環境のもと、全国第7位の農業産出額を誇っており、産業としても大変重要な地位を占めています。

しかしながら、農業は、担い手の減少や高齢化、生産資材価格の高止まりなど、厳しい状況が続いており、県としてこれら諸問題に適切に対応していく必要があります。

こうした中、国は、平成30年11月27日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農林水産物・食品の輸出促進やスマート農業新技術の現場実装の推進など、農業の成長産業化に向けた攻めの農林水産業の一層の展開を打ち出しました。

さらに、平成30年12月30日にTPP11協定が、平成31年2月1日に日EU・EPAが発効するなど、国産農産物の競争力を高め、「強い農業」を築くための対策が求められているところです。

県としては、国の施策展開を踏まえつつ、平成28年3月に策定した「食と緑の基本計画2020」に基づき、関係団体等と連携して、愛知の強みや特色を生かした競争力の高い農業の展開や、元気な地域づくりを進めてまいります。

「農業の動き」は、本県農業・農村に関する基礎的資料として、昭和36年度以降、毎年作成しているものであり、できるだけ最新のデータを使用しながら、本県農業の特徴や新たな動向等について、分かりやすく解説するように努めています。

本資料により、本県の農業の現状に対する理解を深めていただくとともに、本資料が県民の皆様にとって、農業の未来を考えていただくための一助となれば幸いです。

令和元年5月

愛知県農業水産局長

愛知県農林基盤局長

# 主な用語の説明

1 農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係わる面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者 ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業 イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業 ① 露地野菜作付面積 15 a ② 施設野菜栽培面積 350 m <sup>2</sup> ③ 果樹栽培面積 10 a ④ 露地花き栽培面積 10 a ⑤ 施設花き栽培面積 250 m <sup>2</sup> ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭 ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭 ⑧ 豚飼養頭数 15 頭 ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽 ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽 ⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 ウ 農作業の受託の事業 なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる
2 家族経営体	1世帯（雇用者の有無は問わない）で事業を行う者（法人化した形態である一戸一人を含む）
3 農家	経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯
4 販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家
5 自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家
6 専業農家	世帯員のうちに兼業従業者が1人もいない農家
7 兼業農家	世帯員のうちに兼業従業者が1人以上いる農家
8 第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家
9 第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家
10 (農家)世帯員	原則として住居と生計を共にしている者 出稼ぎに行っている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟及び住み込みの雇人は除く
11 主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
12 準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
13 副業的農家	主業農家及び準主業農家以外の農家
14 農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に1日以上自営農業に従事した者
15 農業専従者	農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者
16 農業就業人口	農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口
17 基幹的農業従事者	農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者
18 経営耕地	調査日現在で農業経営体が経営している耕地で、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計 貸付耕地、耕作放棄地は除く
19 貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地
20 耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年間以上作物を栽培せず、この数年の間に再び栽培する意志のない土地
21 農業産出額	年内に生産された各農産物の生産量（自家消費を含む）から、種子・飼料などの中間生産物を控除した各農産物数量に、農家の庭先価格を乗じ、都道府県を単位として推計したもの（平成18年までは市町村を単位として推計） 平成13年に「農業粗生産額」から「農業産出額」に名称変更
22 生産農業所得	農業産出額に別の農林水産省統計調査から算出した所得率を乗じて求めたもの

※元号について特に表記のない場合は、平成を指すものとします。

# [農業動向編]

## 目 次

1	愛知の農業	
	愛知県農業の主要指標	1
	県内産業の中の農業	2
	主要な問題の解説<本県農業の全国位置について>	3
2	農家と経営	
	農 家	4
	主要な問題の解説<農業法人化推進の新たな取組について>	5
	経営体	6
	主要な問題の解説<愛知農業次世代リーダー塾について>	7
	農業労働力	8
	主要な問題の解説<農業分野における外国人材の受入について>	9
	農薬・肥料・農業機械	10
	主要な問題の解説<農薬取締法の改正について>	11
	環境保全型農業	12
	主要な問題の解説<環境保全型農業直接支払制度における環境保全効果について>	13
	農業資金	14
	主要な問題の解説<国家戦略特別区域農業保証制度について>	15
	農業団体	16
	主要な問題の解説<第15回愛知県JA大会について>	17
3	生産基盤	
	農 地	18
	主要な問題の解説<底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱いについて>	19
	農業農村整備の実施目標	20
	主要な問題の解説<土地改良制度の見直しに係る土地改良法改正について>	21
	農業農村整備の実施状況	22
	主要な問題の解説<土地改良施設突発事故復旧事業について>	23
4	農業生産	
	土地（耕地）利用	24
	主要な問題の解説<都市農地の貸借の円滑化に関する法律について>	25
	農業生産	26
	主要な問題の解説<「あいち型産地パワーアップ事業」の創設について>	27
	水稻・麦・大豆生産	28
	主要な問題の解説<あいち米（「愛知123号」）のブランド化の取組について>	29
	野菜生産	30
	主要な問題の解説<本県いちごにおける産地振興の取組について>	31
	花き生産	32
	主要な問題の解説<本県における花き輸出の拡大に向けた取組について>	33
	果樹・工芸作物生産	34
	主要な問題の解説<愛知の果樹のPRについて>	35

施設園芸	36
主要な問題の解説<あいち型植物工場の取組と普及状況について>	37
乳用牛・肉用牛の飼養動向	38
主要な問題の解説<あいちの生乳生産基盤強化について>	39
豚・鶏の飼養動向	40
主要な問題の解説<養豚農業振興法について>	41
農業災害	42
主要な問題の解説<台風 21 号・24 号による農業被害に対する国・県の支援策について>	43
鳥獣被害	44
主要な問題の解説<主な有害鳥獣による農作物被害について>	45
<b>5 技術の開発・普及</b>	
農業試験研究	46
主要な問題の解説<水稻の新品種開発の状況について>	47
普及指導活動	48
主要な問題の解説<普及指導活動の成果について>	49
<b>6 流通・販売</b>	
食料需給	50
主要な問題の解説<29 年度の食料需給について>	51
青果物・花きの流通	52
主要な問題の解説<卸売市場法の一部改正について>	53
畜産物の流通	54
主要な問題の解説<自給飼料対策について>	55
食育の推進	56
主要な問題の解説<野菜摂取量を増やすための取組について>	57
農林水産物の輸出・6 次産業化	58
主要な問題の解説<農林水産物インバウンド需要拡大事業について>	59
<b>7 時の話題</b>	
いいともあいち運動を活用した県産農林水産物のイメージアップと主要品目のブランド力強化の取組について	60
中山間地域等直接支払制度（第 4 期対策）の中間年評価について	61
農福連携の推進に向けた取組について	62
あいち農業女子交流会 2018 について	63
本県産小麦ブランド化の展開について	64
名古屋競馬場の移転について	65
豚コレラについて	66
豊川用水通水 50 周年記念事業について	67
電気・水道の被災を想定した農業用排水機場の対策マニュアルについて	68
<b>[資料編]</b>	69 ~ 98

# 1 愛知の農業

## 愛知県農業の主要指標

区 分	単 位	愛 知 県			全 国		資 料	備 考
		24年 (2012)	29年 (2017)	29年/24年	29年 (2017)	29年/24年		
農家戸数	戸	84,028	73,833	87.9	2,155,082	85.3	※出典資料の作成年次の関係で、データの詳細は以下のとおり。  29年値 ⇒2015農林業センサス 27年2月  24年値 ⇒2010農林業センサス 22年2月	<u>農家戸数</u> 総世帯数
農家率	%	2.9	2.4	-	4.0	-		
販売農家	戸	43,599	35,068	80.4	1,329,591	81.5		
専業農家	戸	10,024	11,105	110.8	442,805	98.1		
専業農家率	%	23.0	31.7	-	33.3	-		
主業農家	戸	10,128	8,754	86.4	293,928	81.7		
主業農家率	%	23.2	25.0	-	22.1	-		
農業就業人口	人	77,359	63,736	82.4	2,096,662	80.5		
女性の割合	%	51.5	51.4	-	48.1	-		
うち65歳以上	人	45,643	39,290	86.1	1,330,675	82.9		
65歳以上の割合	%	59.0	61.6	-	63.5	-		
基幹的農業従事者	人	66,861	55,332	82.8	1,753,764	85.5		
耕地面積	ha	78,300	75,700	96.7	4,444,000	97.7		
耕地面積率	%	15.2	14.6	-	11.9	-		
1戸当たり 平均耕地面積	ha	0.93	1.03	110.0	2.06	114.6		
水田面積	ha	44,300	43,000	97.1	2,418,000	97.9		
畑面積	ha	34,000	32,700	96.2	2,026,000	97.4		
水田率	%	56.6	56.8	-	54.4	-		
農業振興地域面積	ha	184,171	183,806	99.8	-	-	農業振興課資料 29年	
農振地域内 農用地区域面積	ha	70,152	67,733	96.6	4,700,000	98.7		
農業産出額	億円	3,075	3,232	105.1	92,742	108.8	生産農業所得統計 29年	野菜、果実、花き
構成比 米	%	11.6	9.3	-	18.7	-		
構成比 園芸	%	59.3	60.2	-	39.2	-		
構成比 畜産	%	25.8	27.6	-	35.1	-		
農作物作付延べ面積	ha	71,900	68,700	95.5	4,074,000	97.4	作付面積調査(※) 29年	
うち水稲(子実用)	ha	30,100	27,500	91.4	1,465,000	92.7		
耕地利用率	%	91.8	90.8	-	91.7	-		
施設園芸栽培延面積	ha	4,071	3,659	89.9	57,168	101.7	園芸農産課資料 29年値⇒28年	ガラス室・ハウス類 等
乳用牛飼養頭数	頭	30,000	24,400	81.3	1,328,000	93.3	畜産統計調査 30年2月	
肉用牛飼養頭数	頭	50,000	42,200	84.4	2,514,000	95.2		
豚 飼養頭数	頭	350,700	332,700	94.9	9,189,000	94.9		
採卵鶏飼養羽数	千羽	7,182	6,654	92.6	139,036	104.5		

○数値の出典及び年次は資料欄に記載した。

※29年産からは、主要穀類のみ作物別面積を公表。

## 県内産業の中の農業

### ●農業の総生産は1,438億円で9.0%増加

「あいちの県民経済計算」によると、27年度の県内全産業の総生産は39.6兆円で前年より2.8%増加しました。産業別では、第1次産業は8.9%、第2次産業は4.6%、第3次産業は2.0%増加しました。

第1次産業のうち、27年度の農業の総生産は1,438億円で、前年度に比べ9.0%（118億円）増加し、全産業に占めるシェアは0.4%となっています（A、B図）。

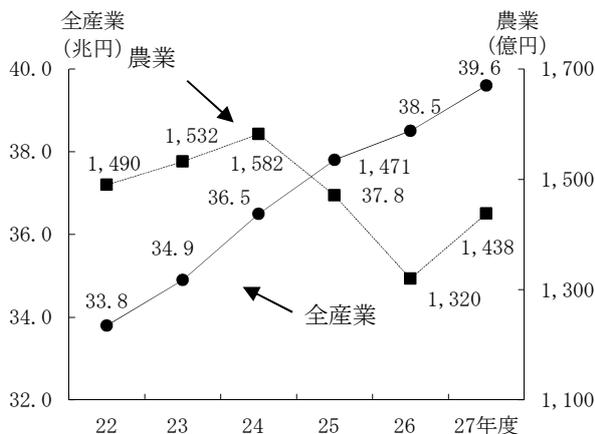
### ●農業就業者は、6万9千人で2.1%減少

本県の農業就業者は年々減少し、27年度には6万9千人となり、前年度に比べて2.1%、5年前に比べて10.3%の減少となりました（C図）。全産業就業者に占めるシェアは1.6%で、前年度に比べて0.1ポイント減少しました。

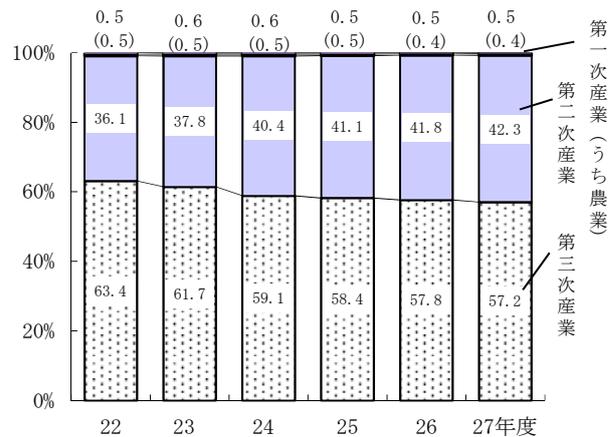
### ●農業就業者1人当たり総生産は208万円で21万円増加

27年度の就業者1人当たり総生産は、全産業平均では938万円、農業では208万円で前年度に比べて21万円増加しました。また、他産業と比較すると、農業／製造業は13.1%（製造業の約1/8）で前年度に比べて1.1ポイント増加、農業／卸売・小売業は33.2%（卸売・小売業の約1/3）で前年度に比べて2.9ポイント増加しました（D図）。

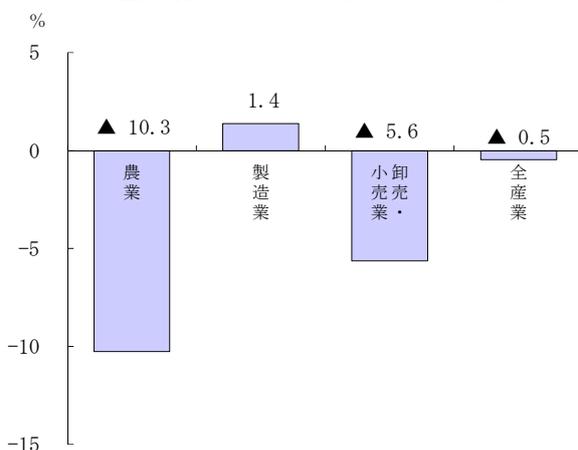
A図 県内総生産の推移



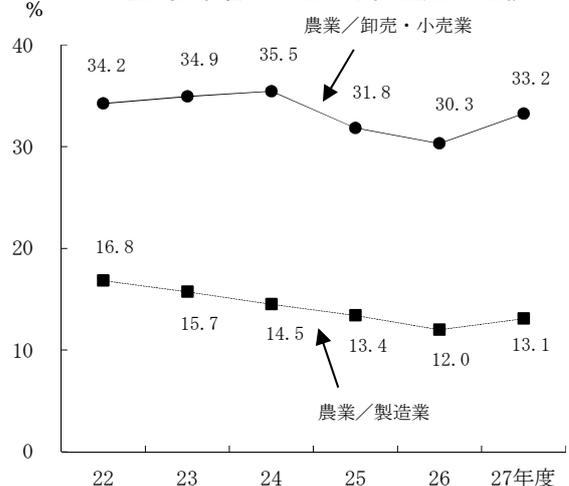
B図 県内総生産の産業別構成の推移



C図 産業別就業者の動向(27/22年度)



D図 就業者1人当たり総生産の比較



(資料 あいちの県民経済 (A~D図))

注) 「あいちの県民経済計算」の係数は改訂される場合があります。

## 主要な問題の解説

### 本県農業の全国位置について

A表 農業産出額の全国順位

区分	24年	25年	26年	27年	28年	29年	(億円)
第1位	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	(12,762)
2	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	鹿児島	(5,000)
3	千葉	千葉	鹿児島	鹿児島	鹿児島	茨城	(4,967)
4	鹿児島	鹿児島	千葉	千葉	千葉	千葉	(4,700)
5	熊本	熊本	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	(3,524)
6	愛知	宮崎	熊本	熊本	熊本	熊本	(3,423)
7	宮崎	愛知	愛知	青森	青森	愛知	(3,232)
8	栃木	青森	青森	愛知	愛知	青森	(3,103)
9	新潟	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	(2,828)
10	青森	新潟	新潟	群馬	群馬	岩手	(2,693)

(資料 生産農業所得統計)

本県の農業産出額の順位は、全国で常に10位以内にあり、3千億円程度の産出額を有する3番手グループに位置しています。29年の産出額は、3,232億円で前年に比べ78億円

(2.5%)増加し、全国第7位でした(A表)。

作目別にみると、米が価格の上昇により25億円(9.1%)増加したほか、野菜がキャベツの単価上昇などで66億円(5.9%)増加した一方で、花きが主要品目であるさくの出荷量減少などにより15億円(2.6%)減少しました。

畜産では、鶏卵生産量の増加などにより18億円(2.1%)増加しました。

B表 農業産出額(29年)の作目別順位

区分	米	麦	類	野	菜	果	実	花	き	工	芸	肉	用	牛	乳	用	牛	豚	鶏	鶏	卵	
第1位	新	潟	北	北	和	山	愛	知	北	農	道	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
2	北	海	海	海	歌	森	知	玉	北	作	島	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児	児
3	秋	田	道	道	青	形	葉	静	鹿	海	岡	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮	宮
4	茨	城	北	北	山	野	山	岡	鹿	岡	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊
5	山	形	道	道	長	梨	山	岡	鹿	岡	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊
6	宮	城	道	道	山	茨	山	岡	鹿	岡	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊
7	福	島	道	道	玉	媛	山	岡	鹿	岡	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊	熊
愛知	29年	21位	8位	5位	13位	1位	16位	19位	7位	9位	12位	6位										
28年	22位	8位	5位	13位	1位	16位	19位	7位	8位	12位	8位											

(資料 生産農業所得統計)

作目別順位をみると、花きが全国第1位(前年度第1位)、野菜が第5位(同第5位)、鶏卵が第6位(同第8位)、乳用牛が第7位(同第7位)、麦類が第8位(同第8位)と園芸、畜産部門は全国でも上位を占めています(B表)。また、耕種全体では第4位、畜産全体では第11位となっています。

C表 農業の主要指標

指標	愛知県	全国シェア(全国平均)	順位	調査年(月)
総農家数	73,833戸	3.4%	6	27(2)
販売農家数	35,068戸	2.6%	16	27(2)
主業農家数	8,754戸	3.0%	12	27(2)
専業農家数	11,105戸	2.5%	15	27(2)
基幹的農業従事者数	55,332人	3.2%	10	27(2)
耕地面積	75,700ha	1.7%	16	29(7)
農産物販売金額				
500万円以上	8,060戸	3.9%	6	27(2)
販売農家数				
農産物販売金額				
1,500万円以上	3,974戸	5.8%	2	27(2)
販売農家数				
農業産出額	3,232億円	3.4%	7	29
生産農業所得	1,165億円	3.0%	10	29
販売農家1戸当たり				
生産農業所得	3,322千円	(2,918千円)	11	29
総農家1戸当たり				
耕地面積	102.5a	(206.2a)	35	29
耕地10a当たり				
生産農業所得	154千円	(87千円)	5	29

(資料 農林業センサス、耕地面積調査、生産農業所得統計)

本県農業の主要指標に関する全国シェアをみると、総農家数、販売農家数、基幹的農業従事者数、農業産出額、生産農業所得は、いずれの指標も3%前後を占めています(C表)。

しかし、農産物販売金額が1,500万円以上の販売農家は3,974戸と、全国シェアは5.8%を占め、北海道に次ぐ全国第2位となっています。

その結果、総農家1戸当たりの平均耕地面積は102.5aであり、全国平均の206.2aと比べると半分以下であるものの、耕地10a当たりの生産農業所得は全国第5位の154千円と、全国平均の1.8倍となっています。

本県では、農業産出額に占める野菜、花き、果実等の園芸部門の割合が高く、施設を活用した生産性・収益性の高い農業が行われています。

## 2 農家と経営

# 農 家

### ●農家数は7万4千戸で12.1%減少

27年2月の本県の総農家数は73,833戸となり、22年に比べ12.1%（10,195戸）減少し、販売農家数（総農家数－自給的農家数）も35,068戸と、19.6%（8,531戸）減少しました（A図）。

農家率（総世帯数に占める総農家数のシェア）は2.4%となり、22年と比べて0.5ポイント低下しました。

### ●販売農家のうち専業農家率は31.7%で8.7ポイント上昇

専業農家数は11,105戸で22年に比べて10.8%（1,081戸）増加しました。また、専業農家率（販売農家数に占める専業農家のシェア）は31.7%と、22年に比べ8.7ポイント上昇しました（A図）。

### ●販売農家のうち主業農家の構成割合は25.0%で1.8ポイント増加

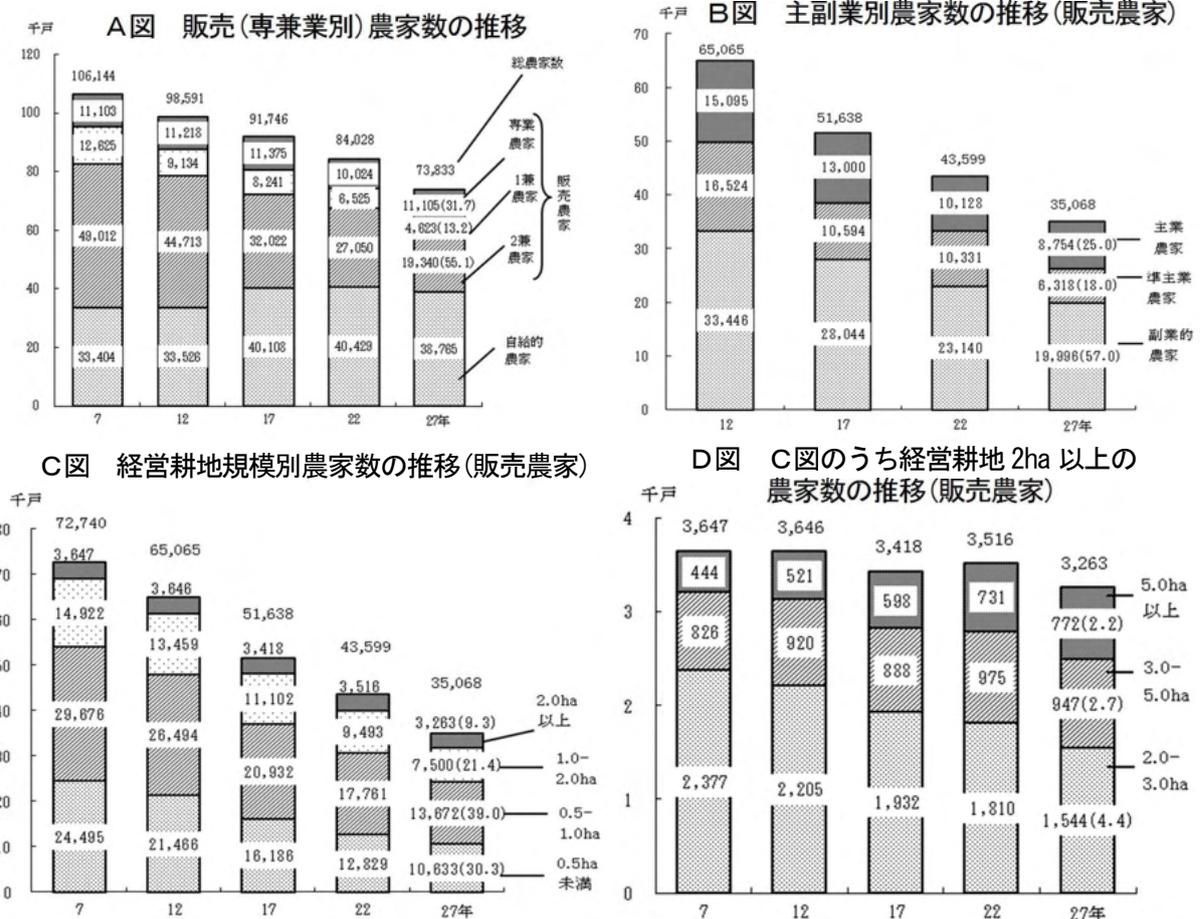
主業農家数は8,754戸で22年に比べ13.6%（1,374戸）減少しました。また、準主業農家は6,318戸で38.8%（4,013戸）、副業的農家は19,996戸で57.0%（3,144戸）減少しました（B図）。

構成割合を22年と比べると、主業農家が25.0%で1.8ポイント、副業的農家は57.0%で3.9ポイント上昇しました。一方、準主業農家は18.0%で、5.7ポイント減少しました。

### ●経営耕地規模別農家は5.0ha以上の農家数が5.6%増加

経営耕地規模別農家数は、2.0ha未満の階層では、22年に比べ1.0～2.0haの層が7,500戸で21.0%（1,993戸）、0.5～1.0haの層が13,672戸で23.0%（4,089戸）、0.5ha未満の層が10,633戸で17.1%（2,196戸）とすべての層で農家数が減少しています（C図）。

また、2.0ha以上の階層では、22年に比べ、2.0ha～3.0haの層が1,544戸で14.7%（266戸）、3.0ha～5.0haの層が947戸で2.9%（28戸）減少しました。一方、5.0ha以上の層は772戸で5.6%（41戸）増加しました（D図）。



注1) グラフ中の値は実数

注2) ( ) は販売農家に占めるシェア

(資料 農林業センサス (A~D図))

## 農業法人化推進の新たな取組について

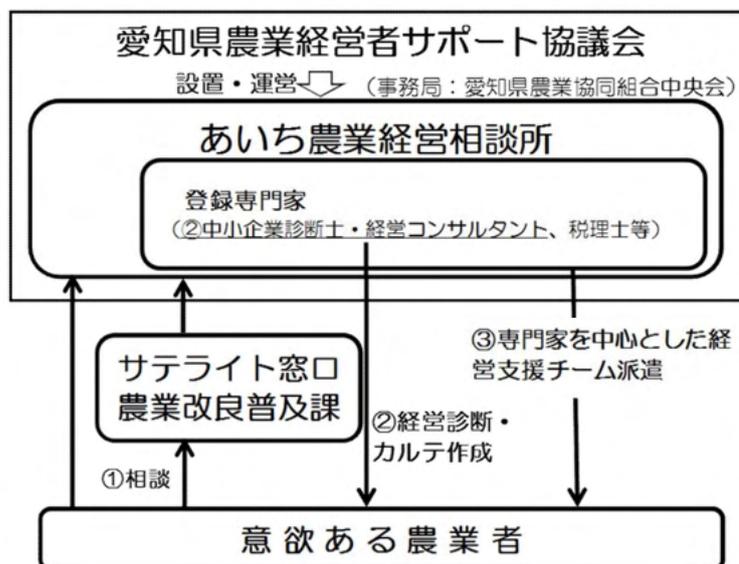
農業経営の法人化については、経営体の信用力が高まり、安定的な雇用の確保や、円滑な経営継承などが期待できます。農業法人数は年々増加し、30年8月現在では722法人となっています（P6参照）。

30年度は、愛知県農業経営者サポート協議会（構成員：愛知県、愛知県農業協同組合中央会、一般社団法人愛知県農業会議、公益財団法人愛知県農業振興基金、株式会社日本政策金融公庫名古屋支店農林水産事業、愛知県農業法人経営者協会）を設立しました。この協議会が、8月に多様な経営課題の相談に対応する「あいち農業経営相談所（以下「農業経営相談所」という。）」を、愛知県農業協同組合中央会担い手対策部内に開設しました。農業経営相談所には、農業経営の法人化に関する相談が多数あり、個々の課題を解決することで農業経営の法人化を推進しました。

### 1 農業経営に関する相談体制「あいち農業経営相談所」の紹介

農業経営相談所では中小企業診断士や税理士などの専門家を活用し、多様な経営課題の相談に対応します（A図）。

相談者は、①農業経営相談所あるいはサテライト窓口（農業改良普及課）で受付、②農業経営相談所から中小企業診断士、または経営コンサルタントを派遣し、経営診断・相談カルテを作成（経営戦略を含む）、③経営戦略の取組支援のため専門家<sup>※1</sup>を中心に県普及指導員等の関係者を加えた経営支援チーム<sup>※2</sup>を派遣します。



A図 相談の流れ

### 2 30年度相談内容

法人化 15 件、経営継承 3 件、経営改善 2 件、規模拡大 1 件、その他 1 件計 22 件

### 3 30年度派遣実績

中小企業診断士 26 回、税理士 10 回、経営コンサルタント 6 回、社会保険労務士 4 回、農業法人経営者 2 回 専門家延べ 48 回派遣

### 4 農業経営相談所専門家登録状況（31年3月時点）

税理士 10 名、中小企業診断士 8 名、社会保険労務士 4 名、公認会計士 2 名、行政書士 3 名、弁護士 1 名、経営コンサルタント 1 名、農業法人経営者 1 名（延べ 30 名）

※1 専門家とは、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士、不動産鑑定士、ファイナンシャル・プランニング技能士、経営コンサルタント、農業経営アドバイザー、デザイナー、社員教育接遇マナー講師等大学教授、農業法人経営者等

※2 経営支援チームとは、専門家と県農業改良普及課職員、JA営農指導員など

# 経営体

## ●農業法人は722法人で31法人増加

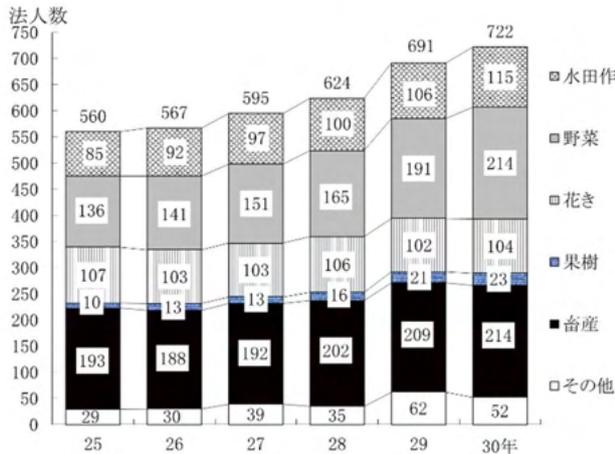
本県の農業法人数（農事組合法人1号<sup>(注)</sup>は除く）は、30年8月で722法人と29年より31法人増加しています。部門別では野菜と畜産が同数の214法人で共に全体の29.6%を占め、次いで、水田作（115法人）の順となっています（A図）。このうち、農地法の規定による要件を満たし農地等を所有もしくは借りて農業経営を行う農地所有適格法人は30年4月で299法人と29年より10法人増加し、部門別では、花きが107法人で全体の35.8%を占め、次いで水田作（96法人）、野菜（40法人）、畜産（40法人）の順となっています（B図）。

(注) 農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業のみを行う農事組合法人。

## ●認定農業者は4,479経営体

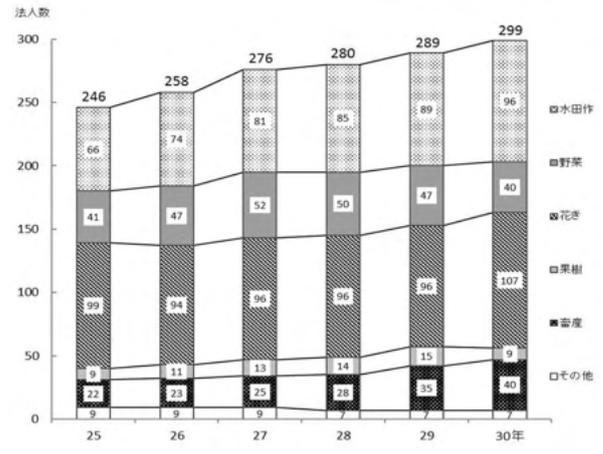
30年3月末の本県の認定農業者は4,479経営体（3,984農業者と495法人）です（C、D図）。経営類型別では、単一経営が3,271経営体で全体の73.0%を占め、そのうち水稲主体が293経営体（全体の6.5%）です。施設野菜は916経営体と、全体の20.5%を占めています。

A図 農業法人の設立状況



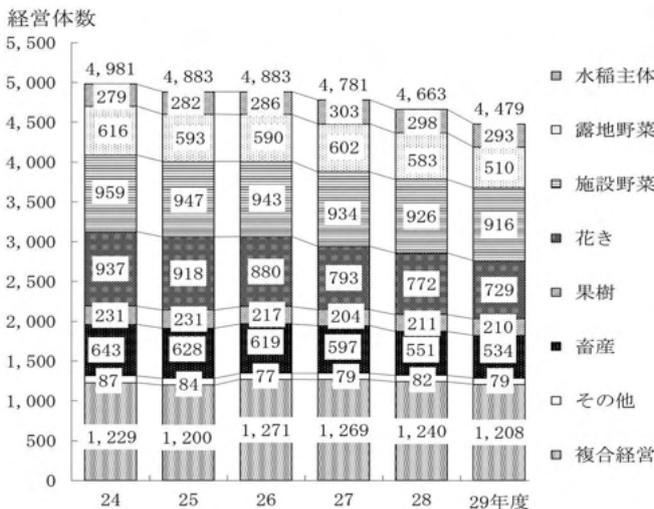
(資料 農業経営課調べ)

B図 農地所有適格法人の設立状況



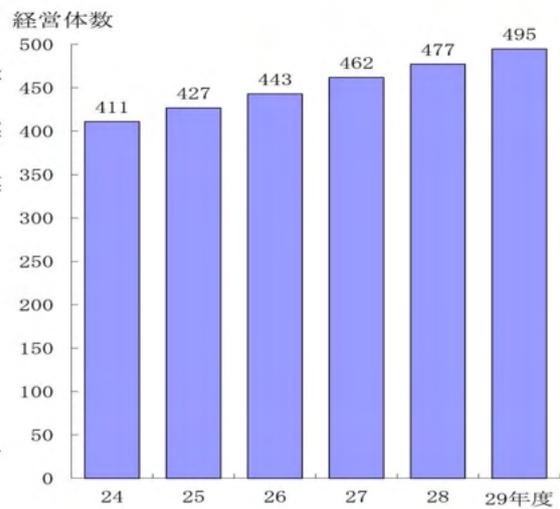
(資料 農業振興課調べ)

C図 認定農業者数の推移



(資料 農業振興課調べ)

D図 認定農業者のうちの法人の推移



(資料 農業振興課調べ)

## 愛知農業次世代リーダー塾について

愛知県は、農業を牽引する次世代の担い手が集い、営農しながら高度な経営ノウハウを学び、経営発展につなげることを目的に、株式会社パソナ農援隊に講師派遣業務を委託し「愛知農業次世代リーダー塾」を開講しました。



A図 塾のロゴ

### 1 背景

本県の「食と緑の基本計画 2020」（28年3月策定）に即し、「意欲ある人が活躍できる農業の実現」を目指して基幹経営体へ重点的に支援を行うなど、優れた経営感覚を備えた担い手の育成が喫緊の課題となっていました。

また、国においても「農業競争力強化プログラム」（28年11月策定）に基づき、「農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備」の一環として、地域の農業者が営農しながら体系的に経営を学ぶ場として、各県において「農業経営塾」の開講を進めていました。

### 2 実施状況

経営発展を目指す意欲的な農業者を募集し、30年9月7日に18名で開講しました。31年2月まで計15回90時間（1回6時間）に渡り、講義・演習等を行いました。

具体的には、経営全般を網羅したカリキュラムとする「一般講座」として、経営管理・労務管理・マーケティング・財務管理などの幅広い科目について、多彩な講師（税理士、社会保険労務士、マーケティングアドバイザー等）による講義・演習を計11回実施しました。

また、農業経営の「カイゼン」を習得するため、愛知が誇る世界的企業のトヨタ自動車実践する「トヨタ生産方式」を学ぶ「特別講座」を設け、実際の生産現場で作業のムダとりやコストダウンを学び、改善策を計画に落とし込む演習を計4回行いました。

受講生は、受講後3年を経過するまでに、売上高10%以上拡大、経営コスト10%以上縮減、経営面積10%以上拡大など、いずれかの目標を盛り込んだ経営計画を作成し、今後はその達成に向けて取り組んでいくこととしています。

本県では、引き続き「愛知農業次世代リーダー塾」を通じて、高度な経営力や技術力等を習得し、本県農業を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手の育成に努めていきます。

A表 カリキュラムの概要

種類	回	内 容
一般講座	1	開講式、先進農家事例、経営戦略の考え方等
	2	決算書の仕組み・分析手法、税務申告等
	3	生産原価管理、農産物輸出戦略等
	4	財務課題分析、マーケティング入門等
	5	商品企画・PR・営業等、労務管理入門等
	6	大規模農業経営、ICT導入等事例調査
	7	労務関係制度、給与、契約書作成等演習
	8	人材確保と労務管理、就業規則と労働トラブル対策等
特別講座	9	改善に向けた課題抽出、農業への応用、自社の課題の修正等
	10	課題の解決、修正した課題の落とし込み
	11	事例視察、課題の発見、カイゼンに向けた対応策の検討
一般講座	12	事例演習、カイゼン計画の作成・発表
	13	人材育成、マネージメント、農家の改善事例研究
	14	個別指導、経営計画作成
	15	経営計画発表、閉講式



開講式での集合写真



演習の様子



特別講座での実践研修

# 農業労働力

## ●農業就業人口は約6万4千人で65歳以上が61.6%、22年より17.6%減少

27年2月の農業就業人口（販売農家のうち自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員）は63,736人で、22年より17.6%（13,623人）減少しました。このうち65歳以上は39,290人で22年より13.9%（6,353人）減少しましたが、全就業人口に占める割合は61.6%と22年より2.6ポイント増加し、高齢化が進んでいます（A図）。

また、何らかの形で自営農業に従事している者（農業従事者）は94,366人で25.4%（32,188人）減少しました（B図）。

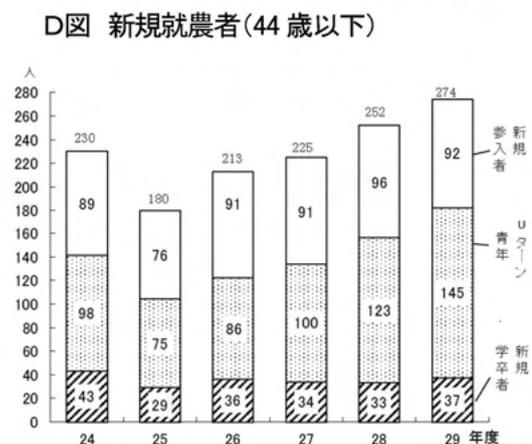
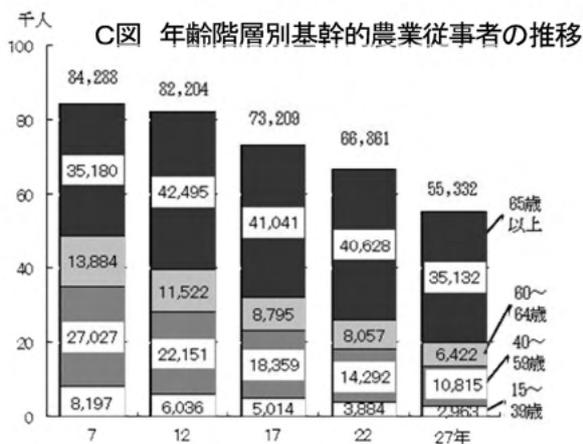
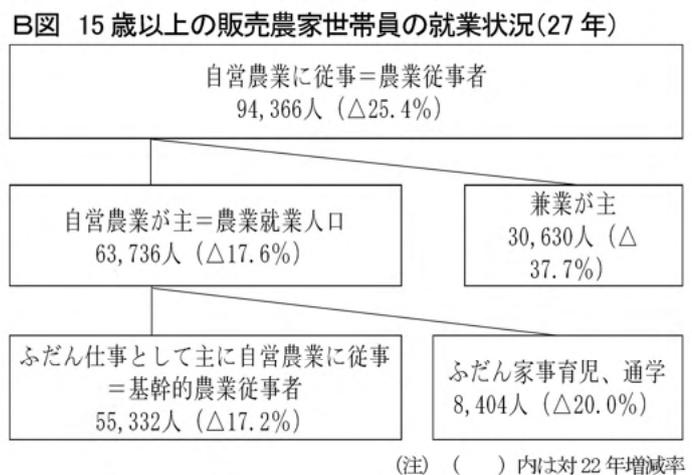
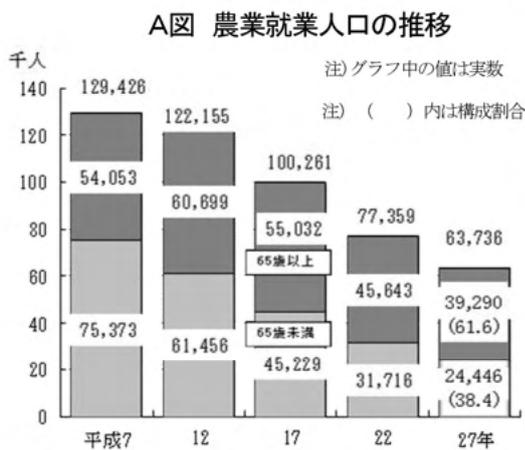
## ●基幹的農業従事者は約5万5千人で22年より17.2%減少

基幹的農業従事者（農業就業人口のうち、ふだん仕事として、主に自営農業に従事している者）は55,332人で22年より17.2%（11,529人）減少しました（B、C図）。

また、年齢階層割合は、65歳以上では全体の63.5%と22年より2.7ポイント増加し、60歳以上では全体の75.1%で22年より2.3ポイント増加しました。60歳未満は全体の24.9%で22年より2.3ポイント減少しました。

## ●新規就農者は274人で前年度より22人増加

29年度（ただし、29年5月2日から30年5月1日まで）の新規就農者数（44歳以下）は274人で前年より22人増加しました。新規学卒就農者は37人と前年より4人増加、Uターン青年は145人と前年より22人増加、新規参入者は92人と前年より4人減少しました（D図）。



注1) グラフ中の値は実数

注2) 年度は当年5月2日から翌年5月1日まで

(資料 農業経営課調べ)

(資料 農林業センサス (A~C図))

## 農業分野における外国人材の受入について

### 1 背景

愛知県は全国屈指の施設園芸の産地であり、同じ施設型の畜産とともに「稼げる農業」としての成長が期待されています。

一方で、農業従事者の高齢化や人手不足は深刻な問題となっています。

このため、農業に従事した経験があり、一定の知識・技能を持つ外国人材の受入れを可能とする規制改革提案を国家戦略特区制度を活用して行い（28年11月）、新たに創設された「農業支援外国人受入事業」を本県の区域計画に位置付け（30年3月）、全国に先駆けて取組を進めました。

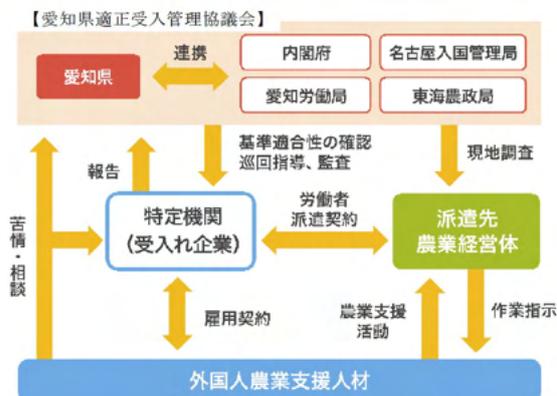
### 2 国家戦略特別区域「農業支援外国人受入事業」について

この事業は、国と連携して外国人材の適正かつ確実な就労のため、適正受入管理協議会を設置し、外国人材の苦情・相談窓口を設置するとともに、外国人材を雇用して受け入れる「特定機関」の基準適合の確認や監査、農業経営体の現地調査などを実施するものです。

30年4月26日に全国に先駆けて「愛知県適正受入管理協議会」を設置し、特定機関（受入れ企業）の募集を開始しました。8月6日に「第2回愛知県適正受入管理協議会」を開催し、「株式会社アルプス技研」が全国で初めて政令で定める特定機関の所定の基準を満たすことを確認しました。

10月から、この特区事業による全国初の外国人材の入国、派遣就労が開始されています。

また、12月に「株式会社ワークマネジメント」、1月に「有限会社愛知国際教育センター」について基準適合を確認し、県内の特定機関は3社となりました。



A図 農業支援外国人受入事業

### 3 新たな外国人材の受入に関する制度について

30年6月に閣議決定された「骨太の方針」に「新たな外国人材の受入れ」が位置づけられ、12月8日には、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布されました。これにより労働力が不足する農業分野へは、外国人材を受け入れるための新たな在留資格「特定技能1号」が創設され、31年4月から外国人材の受入れが開始されます。この結果、特区事業は段階的に新制度へ移行する予定です。

A表 外国人材の受入制度の比較

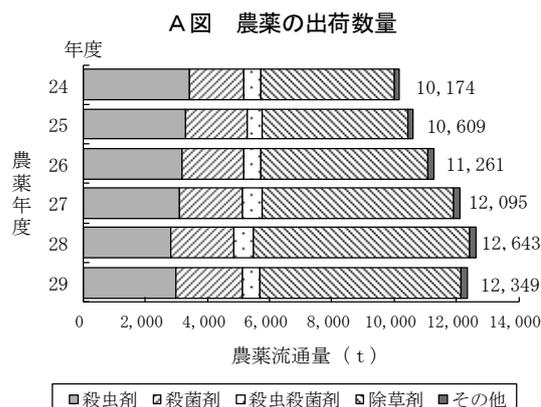
項目	新制度	特区事業
在留資格名	特定技能	特定活動
知識・技能 日本語能力	技能実習2号修了または「農業技能測定試験（仮称）」等の合格	技能実習2号修了または農林水産省が実施する試験の合格
在留期間	通算5年	通算3年
雇用形態	直接雇用または労働者派遣	労働者派遣に限る
外国人材の支援	直接雇用は農業経営体が直接実施	特定機関が実施
行政の管理体制	農業特定技能協議会	適正受入管理協議会

## 農薬・肥料・農業機械

### ●29 農薬年度（28年10月～29年9月）の農薬出荷数量は微減

29 農薬年度の本県向けの農薬出荷数量は、12,349 t（対前年度比98%）とやや減少しました。

薬剤ごとでは、前年度より殺虫剤及び殺菌剤が6%増加した一方で、殺虫殺菌剤は13%、除草剤は7%減少しました（A図）。



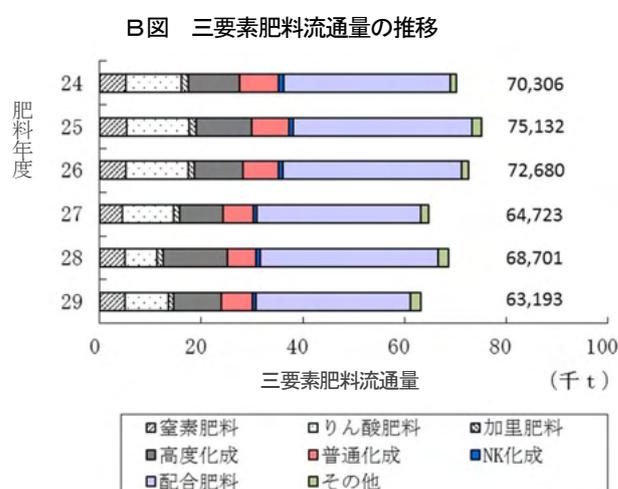
（資料 農薬要覧）

### ●29 肥料年度（29年6月～30年5月）の三要素肥料流通量は減少傾向

29 肥料年度の三要素肥料流通実績は63,193tで対前年度比92%でした。

複合肥料の内訳をみると、高度化成肥料が9,361t（前年度比74%）、普通化成肥料が6,118t（前年度比110%）、NK化成肥料が709t（同77%）、配合肥料が30,394t（同87%）でした。

単肥の内訳を見ると、窒素肥料が4,875t（同97%）、りん酸肥料が8,603t（同139%）、加里肥料が1,135t（同91%）でした（B図）。



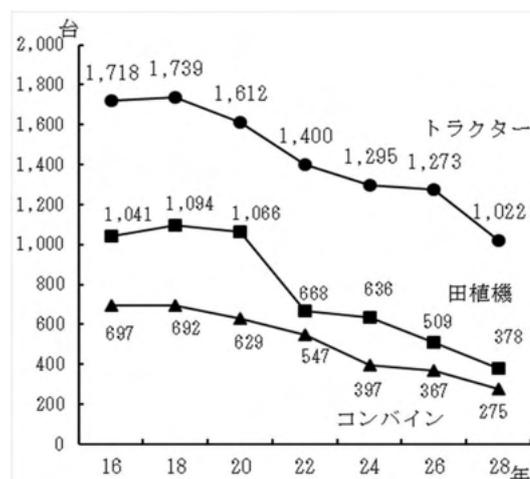
（資料 農業経営課調べ）

### ●農業機械の年間出荷台数は減少

28年の本県向けの農業機械出荷台数は、26年に比べると、トラクターが1,022台（対26年比80%）で251台減少、田植機は378台（同74%）で131台減少、コンバインは275台（同75%）で92台減少しています（C図）。

また、トラクターの内訳は、50ps未満が892台（同86%）、50ps以上が130台（同56%）です。コンバインの内訳は、自脱5条未満が207台（同72%）、自脱5条以上が49台（同75%）、普通型が19台（同127%）でした。

### C図 トラクター、田植機及びコンバインの出荷台数の推移



（資料 主要農業機械の出荷状況について）

### 農薬取締法の改正について

#### 1 農薬取締法について

農薬取締法は昭和 23 年に制定された法律で、農薬を国の登録制度とし、販売や使用の規制を行うことで、「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与すること」を目的としています。法律の制定から今日に至るまで、残留農薬や無登録農薬の問題など様々な社会情勢の変化に応じて改正が行われてきました。

#### 2 改正の背景

国は 28 年 11 月に、政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」において農業競争力強化プログラムを決定し、生産資材価格の引下げ等により農業の競争力強化を実現することとしました。そして、農業競争力強化プログラムを具体的に実行するため、農業競争力強化支援法を整備し（29 年 8 月施行）、国が講ずべき施策として「農薬の登録その他の農業資材に係る規制について、農業資材の安全性を確保するための見直し、国際的な標準との調和を図るための見直しその他の当該規制を最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための見直しを行うこと」と明記しました。

そのため、「良質で低廉な農業資材の供給」といった農業者の努力では解決できない構造的な問題に対応するため、今回の農薬取締法の改正が行われました。

#### 3 施行日等について

公布日：30 年 6 月 15 日

施行日：30 年 12 月 1 日（一部は令和 2 年 4 月 1 日）

#### 4 改正のポイント

##### (1) 再評価制度の導入

登録された農薬を 3 年ごとに再登録する現行制度を廃止し、同一の有効成分を含む農薬については、最新の科学的知見や評価方法に基づいて、一括して定期的（15 年程度）に安全性等の再評価を行うこととなります。

##### (2) 農薬の登録審査の見直し

###### ア 農薬の安全性に関する審査の充実

農薬使用者や動植物に対する影響評価の充実や、農薬原体（農薬の主たる原料）が含有する成分（有効成分及び不純物）の評価が導入されます。

###### イ ジェネリック農薬の申請の簡素化

ジェネリック農薬（農薬原体の成分・安全性が同等であるもの）の登録申請時に、一部の試験成績の提出が免除されます。

#### 5 期待される効果

今回の改正は、基本的に農薬の製造者に関係する部分が主となりますが、その結果として農薬の安全性が一層向上し、生産コストの低減等にもつながり、農業の持続的な発展に寄与していくものと考えられます。

# 環境保全型農業

## ●化学肥料及び化学合成農薬の削減状況

29年度における作付面積当たりの化学肥料の使用量（流通量の成分量から算出）は、18年度比で窒素 82%、リン酸 64%、カリウム 78%となっています。化学合成農薬の使用量（出荷数量の成分量から算出）については、18年度比で 102%となっています（A図）。

## ●化学合成農薬低減技術の普及

チリカブリダニ剤やスワルスキーカブリダニ剤などの天敵農薬は、受粉用にミツバチ等の訪花昆虫を利用する作物（いちご、なす等）や、登録農薬の少ないつまもの野菜（しそ、食用ぎく）等において普及し、3.0t 使用されています。BT剤やトリコデルマ アトロビリデ剤などの微生物農薬は、病害虫に効果があり、人を含めた哺乳類への安全性が高いことから、総合防除体系に組み込まれ、出荷量は 16.5t と増加しています（B図）。

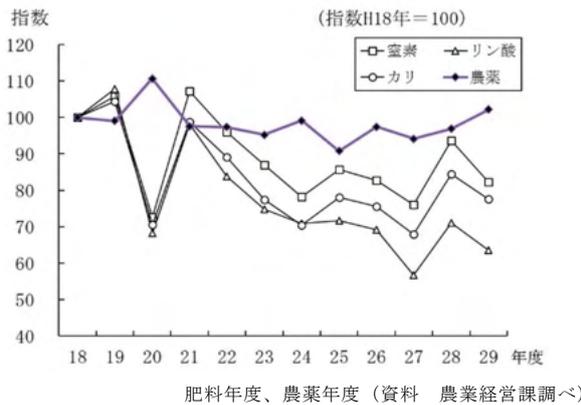
## ●エコファーマーの認定状況

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の低減に取り組む農業者をエコファーマーとして認定しており、累積認定者数は、5,576人（30年3月末現在）となっています（C図）。

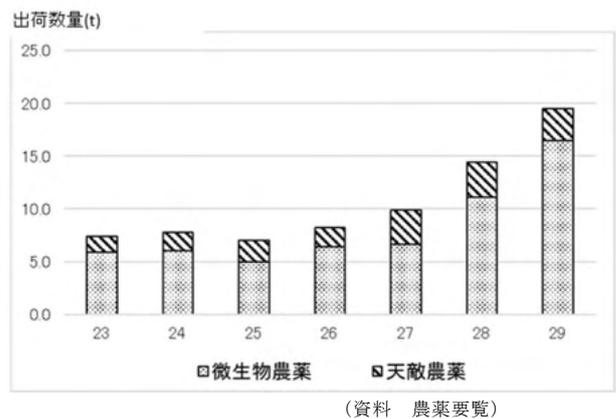
## ●GAP認証の取得農場数

30年度から愛知県GAP認証制度がスタートし、4件（74農場）で認証されました。その他の高度なGAPの認証取得状況として、30年度はJGAPで16農場、ASIA GAPで2農場、GLOBAL G.A.Pで4農場が認証されています（D表）。県は高度なGAPの取組が必要となることを見据え、GAP指導者を養成し、GAP指導体制を整備してきました。30年6月には愛知県GAP推進会議を設置し、県、関係団体が連携してGAPの取組拡大を推進しています。

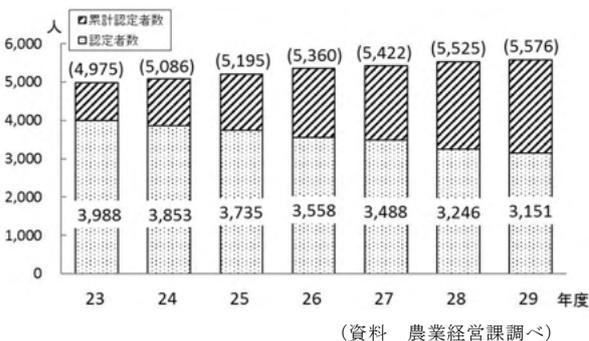
A図 作付面積当たりの化学肥料及び農薬使用量の推移



B図 化学合成農薬低減技術の普及状況



C図 エコファーマー認定者数の推移



D表 GAP認証取得農場数

	H29	H30
愛知県GAP	—	74
JGAP	10	16
ASIA GAP	1	2
GLOBAL G.A.P	1	4

（資料 農業経営課調べ、H31.2月末時点）

## 主要な問題の解説

### 環境保全型農業直接支払制度における環境保全効果について

#### 1 環境保全型農業直接支払制度とは

化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行栽培と比較して5割以上低減した上で、生物多様性保全効果や地球温暖化防止効果の高い営農に取り組む場合、取組面積に応じて交付金が交付される制度です。

本県では主に、地球温暖化防止効果の高い取組である「カバークロップの作付け」、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用(堆肥の施用)」と、生物多様性保全効果の高い「有機農業」に取り組まれています(A表)。

A表 近年の取組状況(愛知県)

○実施年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
○取組面積	420	437	402	394	401
(内訳)					
カバークロップ	161	148	101	103	93
堆肥の施用	155	185	200	170	180
有機農業	102	103	100	119	125
その他	1	1	1	2	3

#### 2 取組における生物多様性保全効果及び地球温暖化防止効果

29年度から30年度にかけて、全国で環境保全型農業直接支払制度の取組に対する効果が調査されました。生物多様性保全効果は「有機農業」の取組を中心に120地点(うち愛知県は2地点)で、地球温暖化防止効果は「カバークロップ」や「堆肥の施用」の取組を中心に977地点(うち愛知県は24地点)で実施されました。

生物多様性保全効果は、農研機構が作成した「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」に基づき、ほ場に生息している昆虫や魚類の数によって、生物多様性の度合いを4段階に評価しました。その結果、調査したほ場120地点のうち、99地点(83%)が生物多様性効果の高い上位2段階(評価SまたはA)に評価されました(B表)。

地球温暖化防止効果は、堆肥の投入や緑肥のすき込み、残渣の持ち出し状況などから土壌中の炭素量(CO<sub>2</sub>に換算)を計算するソフトにより算出しました。その結果、全国の取組による温室効果ガス削減量は150,631 t CO<sub>2</sub>/年(愛知県は753 t CO<sub>2</sub>/年)でした(C表)。これは東京ドーム約3,700個分(17,117ha)のスギ人工林が1年間に吸収するCO<sub>2</sub>量に匹敵します。

今回の調査から本制度による取組は環境保全に貢献していることが明らかになりました。環境保全型農業に対する理解促進が進むとともに、これらの取組がより一層普及することが期待されます。

B表 生物多様性保全効果に関する調査結果(全国)

単位: 地点数

評価	S	A	B	C	計
調査ほ場	20	79	20	1	120

S:生物多様性が非常に高い。 A:生物多様性が高い。  
B:生物多様性がやや低い。 C:生物多様性が低い

【調査ほ場の主な取組】

- ・有機農業
- ・IPMの取組
- ・水田の冬期湛水管理

C表 各取組における温室効果ガス削減量

単位: t CO<sub>2</sub>/年

	全国	愛知県
カバークロップ	32,564	132
堆肥の施用	44,951	502
有機農業	13,519	118
その他	59,597	1
合計	150,631	753

「土壌のCO<sub>2</sub>吸収見える化サイト(農研機構)」により算出

※B表, C表は環境保全型農業直接支払交付金中間年評価(農水省)から作成

# 農業資金

## ●農家の預貯金残高が2,238万円に減少

28年における本県の農家1戸当たりの預貯金等は、2,238万円と前年より590万円減少し、全国平均の1,805万円を433万円（24.0%）上回っています（A図）。

また、農家1戸当たりの借入金残高は192万円で、全国平均の201万円を9万円（4.5%）下回っています（B図）。

※1 本調査結果は、20年から調査対象戸数が大幅に減少しており、事例的な結果としての要素が強いことから、19年以前との比較等、活用にあたっては注意が必要です。また、29年から県別の数値については、集計されないこととなりました。

## ●農業制度資金の貸付（承認）額が増加

29年度における農業制度資金の貸付（承認）額は、133億5千万円で、前年度に比べ29億7千万円（28.6%）の増加となりました。

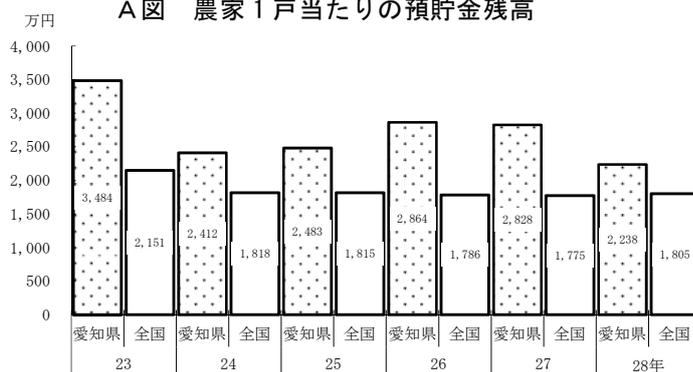
資金別の増減を見ますと、公庫資金の農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付額が82億1千万円で前年度に比べ25億4千万円（44.7%）の増加となっており、公庫資金全体では89億1千万円の貸付額となり、26億7千万円（42.8%）の増加となりました。農業近代化資金は、21億円で前年度に比べ3億9千万円（22.7%）増加しました。

また、26年10月に融資を開始した、新規就農者が施設等を導入するための青年等就農資金は4億9千万円で前年度に比べ1億6千万円（49.2%）増加しました。

運転資金では、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の年度末における極度額※2の累計が、それぞれ23億3千万円となりました（C図）。

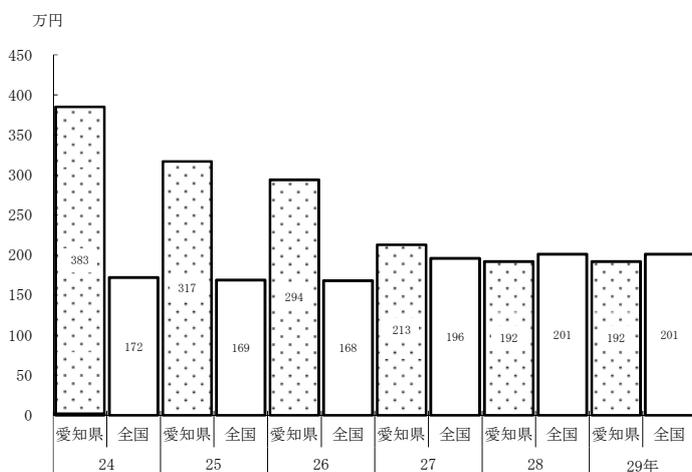
※2 極度貸付方式であらかじめ融資機関と借入者との間で約定した貸付金の上限額のことをいい、その範囲内で、貸付・返済を繰り返し行うもの。

A図 農家1戸当たりの預貯金残高



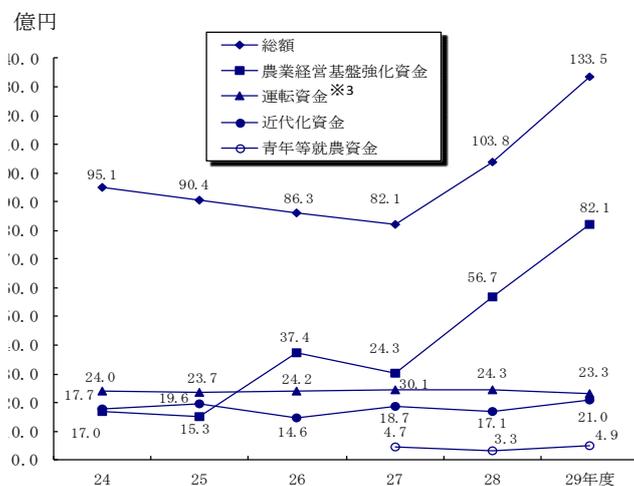
（資料 農業経営統計調査）※1

B図 農家1戸当たりの借入金残高



（資料 農業経営統計調査）

C図 農業制度資金の貸付（承認）状況



※3 運転資金＝スーパーS資金＋農業経営安定資金

（資料 農業経営課調べ）

## 主要な問題の解説

### 国家戦略特別区域農業保証制度について

#### 1 愛知県国家戦略特別区域農業保証（通称：愛知県アグリ特区保証）制度

通常、農業に係る資金については愛知県農業信用基金協会が、中小企業が実施する商工業に係る資金については愛知県信用保証協会がそれぞれ債務の保証をしており、農業と商工業をともに取り組む事業者は、事業内容ごとに2つの保証機関を使い分ける必要がありました。

本制度は商工業とともに行う農業を営む中小企業者や個人等（以下、「事業者」という。）の資金調達の円滑化を図ることを目的とし、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金に係る債務について信用保証協会の保証対象とする特例です。27年9月9日に常滑市内を特例の対象とする区域計画が内閣総理大臣に認定され、28年4月1日から常滑市内の事業者を対象に本制度を実施しました。

また、29年9月5日に区域計画を変更し、現在は愛知県全域が特例の対象となっています。

#### 【制度の概要】

対象者	商工業とともに愛知県内において農業を営む中小企業者、個人等
資金使途	商工業とともに愛知県内において営む農業の実施に必要な事業資金（運転資金・設備資金） ※商工業及び区域計画外の農業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む
融資限度額	3億5千万円（無担保の場合は1億円） ※保証割合は80%
融資期間	① 運転資金 10年以内（うち据置1年以内） ② 設備資金 15年以内（うち据置1年以内）
融資利率	金融機関所定利率
信用保証	愛知県信用保証協会の信用保証付き （損失補償の負担割合：国30%、県25%、信用保証協会25%、金融機関20%）
保証料率	借入金額に対し0.8%
返済方法	一括返済又は分割返済
担保および連帯保証人	① 担保 原則として不要 ② 連帯保証人 原則として法人代表者以外不要

#### 2 これまでの実績

28～29年度の2年間で本制度を活用して2件、1.1億円の融資が行われています。

30年度は、10件、2.0億円となり、前年に対象区域が県下全域に広がったことにより、過去2年に比べて件数、融資金額ともに大幅増となりました。

農業者の方が商工業にも取り組む際に本制度が多く利用されており、主な資金使途は以下のとおりです。

- ・農家レストランの建設費用
- ・地元農産物等の直売店舗の建設費用
- ・自家農産物を使用した加工品の製造機材購入費
- ・人件費や苗代、飼料代 など

# 農 業 団 体

## ●総合農協は20組合

農業協同組合法に基づいて設立された本県の総合農協は、昭和50年度末には県内で119組合ありました。その後、適正かつ能率的な事業運営を行うことを目的として、農業協同組合整備特別措置法、農業協同組合合併助成法が施行され、数度の合併を経て、29年度末で20組合となっています(A図)。

農家の減少や都市化、混住化の進行に伴い准組合員比率(組合員総数に占める准組合員の割合)が年々高まっており、29年度末には73.8%となっています(B図)。このため、農業振興はもとより、組合員の生活の向上やコミュニティーづくりなど農協に求められる役割も多様化してきています。

## ●専門農協は14組合

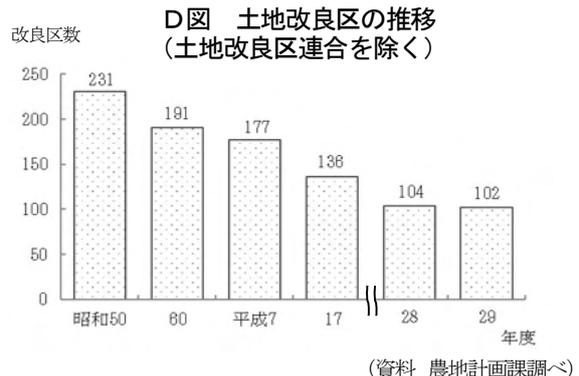
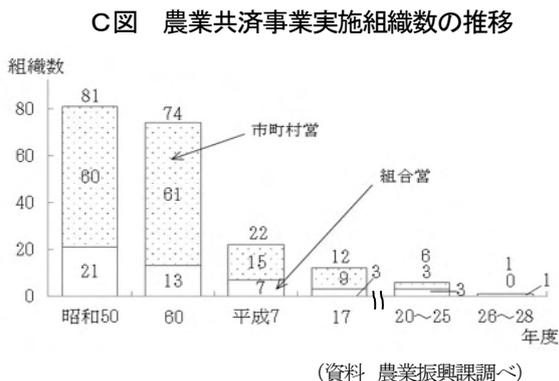
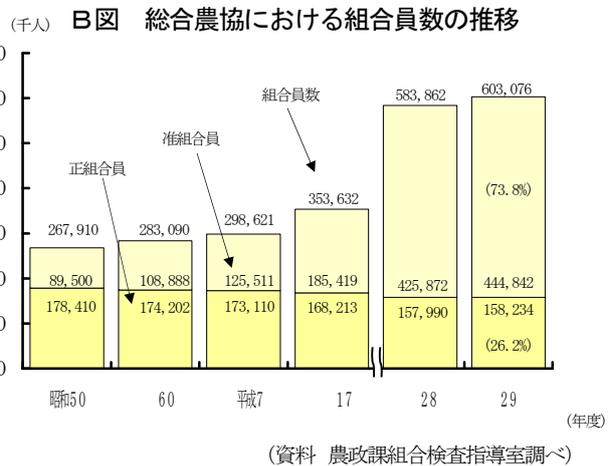
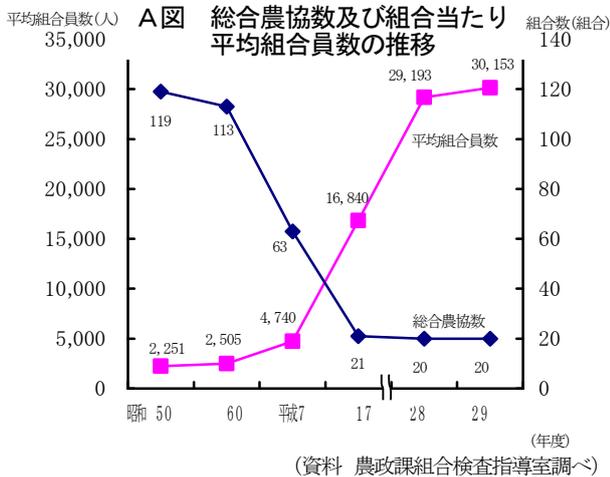
県内の専門農協は、昭和50年度末には90組合ありましたが、29年度末で14組合となっています。部門別の組合数は、昭和60年度に養蚕部門が0組合となったほか、12年度に酪農部門の10組合が合併しています。畜産や養鶏など他の部門は近年漸減しています。

## ●農業共済組合は県域1組合【26年4月から1組合化】

農業保険法に基づき農業共済事業を実施している本県の組合等は、昭和25年度末には228ありました。その後、安定的かつ効率的に事業を実施し得る事業基盤及び事業実施体制の確立を図ることを目的とした数度の広域化指導により、20年度末で6組合等(組合営3、市町村営3(うち一部事務組合2))に集約されてきました(C図)。さらに、24年11月から6組合等を一つの農業共済組合に統合するため協議を進めた結果、26年4月から1県1組合(愛知県農業共済組合)となりました。

## ●土地改良区は102改良区

土地改良区は、土地改良法に基づき農業用の用排水施設及び道路等の新設、改修、維持管理並びに農用地の区画整理、造成等を行う法人で、29年度末で102改良区となっています(D図)。近年、農村の都市化、混住化の進行が土地改良区の運営基盤を圧迫しつつあるため、組織の強化が急務です。



## 第 15 回愛知県 J A 大会について

### 1 愛知県 J A 大会

30 年 11 月 13 日（火）に名古屋国際会議場において第 15 回愛知県 J A 大会が「地域農業とくらしを守る協同の力～組合員の多様な願いをかなえる改革の実践～」をテーマに開催されました。この大会は、向こう 3 年間の J A グループ愛知が目指すべき道筋とその実現に向けて具体的に取り組むべき実践方策を確認すること等を目的に、3 年ごとに開催されているものです。



第 15 回愛知県 J A 大会の様子

### 2 大会の決議内容等

J A グループ愛知では、27 年に開催された前回大会で J A グループ愛知農業ビジョンを掲げるとともに、農家所得向上、組合員との徹底した話し合い、地域農業応援団化を柱とする自己改革の取組を進めており、この自己改革の実践により農家所得の向上に向けた販売力強化や生産コストの低減、総合相談体制の強化などの成果が現れつつあります。

しかしながら、農業や J A を取り巻く環境変化は一層進み、農業の担い手の育成・支援、農地等営農基盤の維持・承継、さらに、組合員の世代交代による組織基盤の変化への対応、厳しい経営収支予測のもとでの J A 経営基盤強化等が課題となっています。

このため、J A がこれまで取り組んできた自己改革の成果を発信するとともに、その成果に対する組合員の評価を真摯に受け止めて改善に取り組み、組合員が成果をより実感できる改革を進めていかななくてはなりません。

これらを踏まえ、今回の大会では、28 年から 30 年にかけて全 J A が設定した地域農業ビジョンのもとで、農家所得向上を第一とする自己改革の目標実現に向け、改革に継続的に取り組むこととし、次の 3 つの基本方向が決議されました。

< 大会議決の全体像 >

#### 地域農業とくらしを守る協同の力 ～組合員の多様な願いをかなえる改革の実践～

##### 組合員が所得向上を実感できる農業を、総力を挙げて実現する

- ① 地域農業ビジョンを実現する営農指導体制の確立
- ② 中核的担い手のニーズに応じた総合支援
- ③ 多様な担い手のニーズに応じた営農支援
- ④ 農業生産基盤の維持と労働力確保の支援

##### 地域の特性に応じた事業・活動・相談の融合により、組合員のくらしを支援する

- ① 総合力発揮による利便性の向上、組合員メリットの創出
- ② くらしの活動を通じた地域の活性化

##### 組合員の願いを実現できる活力ある J A をつくる

- ① 食と農を基軸とする協同組合としての組織運営の再構築
- ② 持続的な J A 経営の展開
- ③ 地域住民への農業・J A に対する理解促進

### 3 生産基盤

## 農 地

#### ●耕地面積は5年間で3.3%減少

29年7月現在の耕地面積は75,700haで5年間に2,600ha(3.3%)減少しました。田畑別では、田43,000ha、畑32,700haで5年間に田は1,300ha(2.9%)、畑は1,300ha(3.8%)減少しました(A図)。

#### ●農地法による権利移動は増加

29年の農地法による耕作目的での権利移動は253haで前年に比べ35ha(16.1%)増加しました。

権利の種類別では所有権移転が191ha(対前年比20.5%増)、賃借権設定・移転は22ha(同14.2%減)、使用貸借権の設定・移転等は40ha(同18.4%増)となっています(B図)。

#### ●農業経営基盤強化促進法による利用権設定等面積は増加

29年の利用権設定等面積は4,802ha(対前年比106.5%)となり、前年より291ha増加しました(B図)。

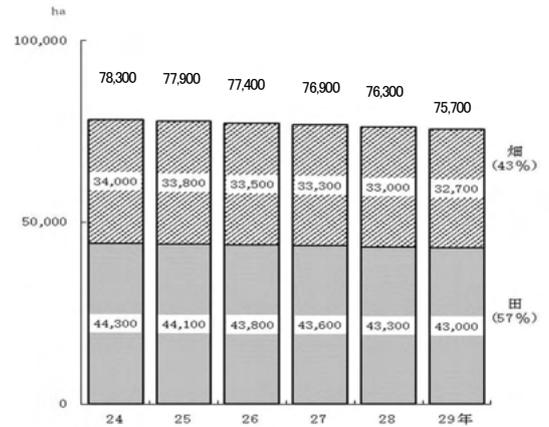
利用権設定の存続面積は29年度末現在で、17,121ha(同103.2%)と前年より528ha増加しました。

#### ●農地転用面積は減少

29年の農地転用面積は681haで前年より50ha(6.8%)減少しました。

転用目的別にみると、住宅が274haで全体の40.2%、その他の建物施設等が345haで全体の50.6%あり、これらの目的で全体の90.8%を占めています(C図)。

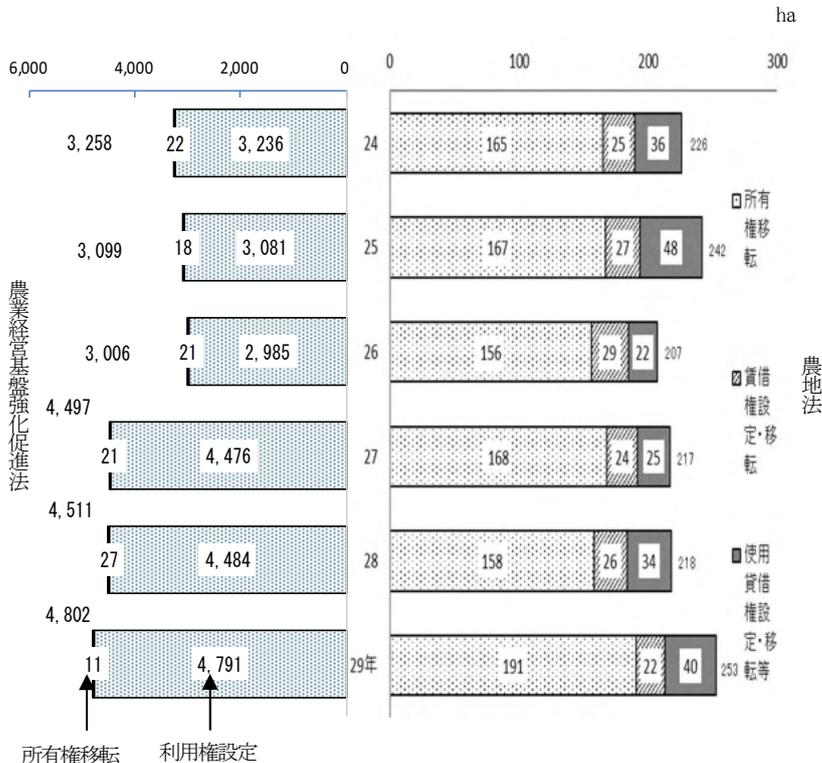
A図 耕地面積の推移



注)四捨五入による端数処理のため計が一致しない場合がある。以下同じ。

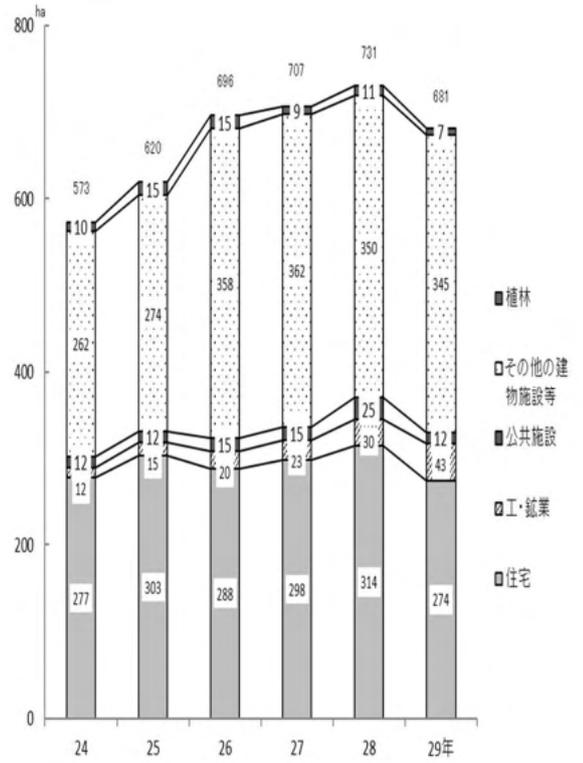
(資料 耕地面積調査)

B図 農地権利移動面積の推移



(資料 農地権利移動・借賃等調査)

C図 農地転用面積の推移



(資料 農地権利移動・借賃等調査)

## 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱いについて

### 1 農地法の一部改正について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が30年5月18日に公布（30年11月16日に施行）され、農地法の一部が改正されました。

この改正は、水耕栽培、温度・湿度管理、収穫用ロボットの導入等、営農形態の多様化に対応するためのものであり、農業用ハウス等のうち、農作物栽培高度化施設として届け出たものは、底面全部をコンクリートで覆っても、農地転用には該当しないこととなり、税制上の取扱いも引き続き農地扱いとなります。

（農作物栽培高度化施設とは）

次のすべての要件を満たすものを農産物栽培高度化施設といいます。

なお、法施行日以前に設置された施設は、対象としないこととされています。

1. 施設が専ら農産物の栽培の用に供されるもの
2. 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして、次のすべてに該当するもの ○ 次の高さに関する基準を満たすもの ・ 施設の高さが8m以内かつ、軒の高さが6m以内であること ・ 階数が1であること ・ 屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合は、春分の日及び秋分の日午前8時から午後4時までの間において、周辺の農地におおむね2時間以上日影を生じさせることのないものであること ○ 施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼさないために放流先の管理者の同意があったこと
3. 施設設置に必要な行政庁の許認可等を受ける見込みがあること
4. 農産物栽培高度化施設であることを示す標識の設置等がされていること
5. 施設設置について、当該土地の所有者の同意があったこと

### 2 施設設置後の利用状況の確認

市町村農業委員会が毎年1回行うこととされている利用状況調査（農地法第30条）等で施設の利用状況を確認し、農作物の栽培が適切に行われていない場合には、施設の土地所有者等に対し、相当の期限を定めて、農作物の栽培を行うべきことを市町村農業委員会が勧告し（農地法第44条）、この勧告に従わない場合は、違反転用扱いとなります。

### 3 税制上のメリットについて

コンクリート敷きの農業用ハウス等の施設が税法上農地と同様に扱われた場合、次のメリットが生じます。

- 相続税及び贈与税の納税猶予の適用対象となる。
- 固定資産税及び相続税の評価額が宅地でなく農地として算出される。

# 農業農村整備の実施目標

## ●農業農村整備の目標を設定

食と緑の基本計画 2020 では、次のような姿の実現を目指しています。

- ・めざす姿1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保
- ・めざす姿2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践
- ・めざす姿3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

これらを実現する取組のひとつとして、農業農村整備関係施策を位置付け、28 年度から 32 年度の数値目標を次のとおり掲げています（A表）。

**A表 本県における農業農村整備関係施策の実施目標**

めざす姿	施策体系 (大項目)	中項目	主な取組	数値目標
競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保	意欲ある人が活躍できる農業の実現	農業生産基盤整備の推進	農地の大区画化・汎用化等の推進 農業水利施設や農道等の整備・更新の推進	●農地や農業水利施設等の整備・更新面積 5年間で9,500ha
農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践	農林水産業を理解し身近に感じる活動の推進	農林水産業への関心と理解を深める取組の推進	出前授業や生き物調査のイベントなどの実施	—
自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり	災害に強く安全で快適な生活環境の確保	農山漁村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進 快適な生活環境の確保	農業用排水機場・排水路・ため池などの耐震化等の推進 農林道の整備・保全 農村の生活排水処理施設の整備・保全	●農山村地域の防災・減災対策面積 5年間で6,500ha 内農地分4,500ha ●農林道の整備・保全延長 5年間で40km 内農道分20km
	森林・農地・漁場の有する多面的機能の発揮	多面的機能を適切に発揮させる森林・農地・漁場の保全・整備の推進 地域で取り組む森林・農地・漁場の保全活動の推進	用排水路や農道等の補修等への支援 農地等の保全活動への支援	●森林・農地・漁場の保全・整備面積 農地 毎年19,000ha
	農林水産業を核とした元気な地域づくり	地域の特性を生かした農山漁村の活性化	小水力発電等の導入促進	●森林・農地・漁場の保全活動面積 農地 毎年32,460ha 内多面的30,000ha

## ●農地や農業水利施設等の整備・更新【5年間で9,500ha】

担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を促進するため、農地の大区画化や汎用化等の生産性の向上を図る整備とともに、将来にわたって農地の生産性を維持するため、老朽化した農業水利施設等の適期、適切な整備・更新を推進します。



事業実施に伴う大型機械の導入

## ●農山村地域の防災・減災対策【5年間で農地分4,500ha】

南海トラフ地震等の巨大地震や集中豪雨等による自然災害から県土や県民の暮らしを守るため、農業用のため池や排水機場、海岸保全施設等の耐震化や更新整備を推進します。



20年8月末豪雨時の浸水状況

排水機場の新設

## ●農林道の整備・保全【5年間で農道20km】

農山漁村の快適な生活環境を確保するため、農道の整備・保全を推進し、農業振興とともに地域の交通環境の改善・維持を図ります。

## ●森林・農地・漁場の保全・整備【毎年 農地19,000ha】

農業農村多面的機能支払事業（多面的機能支払交付金制度）を活用して、地域で取り組む用排水路や農道等の補修等を行う長寿命化活動を支援します。

## ●森林・農地・漁場の保全活動面積【毎年 農地(多面的)30,000ha】

農業農村多面的機能支払事業（多面的機能支払交付金制度）を活用して、地域で取り組む農地や用排水路等の保全活動を支援します。



水路の泥上げ

### 土地改良制度の見直しに係る土地改良法改正について

28年11月29日、政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農業競争力強化プログラム」が決定されました。このプログラムは、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことを目的とし、そのために必要な取り組みを示しています。その項目の一つが、「真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し」であり、同施策の柱として「土地改良区の在り方の見直し」が掲げられています。これを受けて行われた実態調査や検討の結果を踏まえ、30年6月8日に「土地改良法の一部を改正する法律」が公布され、一部の規定を除き31年4月1日から施行されます。

以下に、この度の法改正で創設・改正された制度の概要を説明します。

#### 1 准組合員制度

高齢化による離農や農地の利用集積の進展に伴う土地持ち非農家の増加が見込まれる中、将来に渡って良好な営農環境を確保していくためには、耕作者の意見が適切に反映される必要があります。しかし、現行制度の下で、所有者から耕作者への組合員の資格交替を行った場合、耕作者はこれまで所有者が負っていた賦課金や夫役を負担することとなるため、これを段階的に進めることが有効な場合もあります。その手段として、①現在は組合員ではない耕作者が、准組合員として土地改良区の運営に参画する②所有者が耕作者に組合員資格交替をした後も、引き続き准組合員として土地改良区の運営に参画することができる「准組合員制度」が創設されました。この制度は強制加入である現行の組合員資格と異なり、導入・加入が任意です。

#### 2 理事の資格要件

現行制度では、土地改良区の理事のうち5分の3は「組合員」から選任することと規定されていますが、組合員には土地持ち非農家も含まれるため、これらの者が大半を占めた場合には、土地改良区の業務執行に当たり、耕作者の意向が適切に反映されなくなることが懸念されます。このため、理事の資格が「耕作者である組合員」に改められました。

#### 3 利水調整規程

地域の耕作者に対し、これまで慣例的に行われてきた利水調整の方法の見える化を図るため、円滑・公正な利水方針や毎年の用水配分の決定プロセスを定める利水調整規程の作成が義務づけられました。

#### 4 総代会制度

組合員数や職員数の減少により、土地改良区の業務執行体制が脆弱化する中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化が必要となっていることから、総代会の設置・運営に係る要件が緩和されました。

具体的には、①総代会の設置要件を組合員200人超から100人超とする、②総代選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止する、③総代が出席できない場合にも議決権を行使できるよう、書面又は代理人をもっての議決権行使が可能、と改められました。

#### 5 土地改良区連合

現行制度では、土地改良区連合が行うことができる事業は、所属する各土地改良区に共通する土地改良事業に限られていましたが、所属する土地改良区の会計を始めとする事務や小水力発電などの附帯事業も実施することができるよう拡充されました。

#### 6 決算関係書類

農業用排水施設等の老朽化が進展する中で、施設の維持管理・更新を計画的に進めるため、貸借対照表の作成・決算関係書類の公表が義務づけられました。これにより土地改良施設の現在の評価額と、その将来の更新に向けた積立ての状況などを組合員に適切に示すことができるようになります。

#### 7 員外監事

不祥事の発生防止のため、土地改良区の監査機能の強化が必要不可欠となっていることから、原則として全ての土地改良区において、員外監事の選任が義務づけられました。

## 農業農村整備の実施状況

### ●農用地の基盤整備状況

農用地の基盤整備は、水田においては大型機械化体系に対応した区画形状（30a以上）の整備を、畑においては農道の整備をそれぞれ目標として、各種農業農村整備事業により実施しており、29年度末には水田で74%、畑で89%の整備率となっています（A表）。また、農業機械の一層の大型化及び大幅なコスト低減のために、農地の大区画化を積極的に実施しています。

A表 農用地の基盤整備状況（29年度末現在）

地目	指標	愛知県 (ha)			備考
		全面積	整備済	整備率	
水田	30a以上区画	37,476	27,570	74%	50a以上区画の県整備率は13%
畑	末端農道完備	21,305	18,911	89%	

注) 農振農用地面積で算定。

(資料 農地計画課調べ)

### ●基幹用排水施設整備の促進

老朽化に伴う機能障害や大規模地震に対し耐震性を有していない基幹的な用排水施設について、国営、水資源機構営による更新整備や耐震対策を行う大規模農業水利事業を積極的に促進しています（B表）。

B表 大規模農業水利事業の概要

(単位：百万円)

事業名	事業主体	受益面積 (ha)	工期 (年度)	総事業費	30年度まで (予算ベース)	進捗率
豊川用水二期	水資源機構	17,501	11~42	248,390	190,779	76.8%
新濃尾 (二期)	農林水産省	10,139	19~34	39,571	29,248	73.9%
矢作川総合第二期	農林水産省	5,441	26~41	69,600	9,885	14.2%
尾張西部 (排水)	農林水産省	11,608	27~38	8,000	2,476	31.0%
愛知用水三好支線水路緊急対策	水資源機構	763	30~34	4,700	1,150	24.5%
計	5地区	—		370,261	233,538	

注) 受益面積は、他県分を含む。

(資料 農地計画課調べ)

### ●農地防災事業の推進

自然災害（洪水、地震）等から農地・農業用施設を守るとともに、県民生活の安全と県土の保全に資するため、排水機場の整備等の各種農地防災事業を推進しています（C表）。

C表 農地防災事業の29年度実績

排水機場整備	40か所の一部
幹線排水路整備	2,185m
ため池整備	41か所の一部
海岸整備	397m

(資料 農地整備課調べ)

### ●農業集落排水処理施設は172処理区を供用

農村地域の生活環境の改善や公共用水域の水質保全に寄与するため、し尿や生活雑排水を処理する農業集落排水処理施設の整備を図っており、172処理区が供用しています（D表）。

D表 農業集落排水処理施設整備の実施状況（29年度末現在）

区分	処理区	現況定住人口(人)
供用	172	154,612

(資料 農地整備課調べ)

### ●快適な農村生活環境を整備

農業用のため池や水路等の水辺空間を活用し、親水、景観保全や利用保全を図る水環境整備事業等により快適な生活環境の整備を実施しています。

## 土地改良施設突発事故復旧事業について

### 1 国事業の創設

29年9月25日に「土地改良法等の一部を改正する法律」（29年法律第39号）が施行され、農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とした地元申請によらない都道府県営事業の創設、農業用排水施設の耐震化事業の創設などとともに、土地改良施設の突発事故復旧事業が創設されました。

近年、農業用水管（パイプライン）が破損する等の突発事故が増加しており、その影響は、農業だけでなく、第3者への影響も大きく、突発事故には迅速かつ機動的に対応することが必要であるため、農業者からの申請によらず、国または地方公共団体が、災害復旧事業と同一の手続きで事業を実施できるよう措置したものです。

### 2 土地改良施設突発事故復旧事業の概要

土地改良法の改正を受けて創設された本事業の要件として、国の実施要綱、要領に以下の内容が示されました。

- ・末端支配面積がおおむね20ha以上（中山間地域にあつてはおおむね10ha以上）
- ・復旧に要する事業費が1箇所あたり200万円以上
- ・適切に保全管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件※に該当すること

※維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること

機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること

### 3 本県の対応

本県においても、近年パイプラインの破損など突発事故が増加していることから、国の事業創設を受けて、30年度から実施できるよう予算措置しています。

#### ○事業の概要

突発事故は、施設利用者等との調整を図りながら、被害拡大を防ぎ、迅速に復旧する必要があります。そのため、本県では、突発事故に対する初動から本復旧までの対応を施設管理者が事業主体となって実施することとしました。

県内の土地改良施設では、毎年突発事故が発生していることから、県及び市町村・土地改良区が管理する土地改良施設を対象に、既存事業の1メニューとして制度化し、事業予算を計上しています。

#### <制度概要>

事業主体	県	市町村・改良区等
対応する 県事業名	矢作川利水総合管理費 (緊急整備費)	基盤整備促進事業費補助金
面積要件	末端支配面積20ha以上	
事業費要件	200万円以上	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切に保全管理されている施設で生じたもの</li> <li>・機能保全計画を作成し、活用しているもの</li> </ul>	
負担率	国50%、県25%、地元25%	国50%、県27%、地元23%



H28に発生した突発事故  
 ・FRPM管（管径900mm）の漏水により道路の一部が消失  
 ・交差する県道も通行止め  
 ・民家も近く、消防等も出動

## 4 農業生産

### 土地（耕地）利用

#### ●農作物作付延べ面積は、68,700haで1.4%の減少

28年の農作物作付延べ面積は69,700haで、前年に比べ600ha（0.9%）減少しました（A図）。

作物別にみると、稲は400ha減の27,700ha、麦類は30ha減の5,630ha、豆類は50ha増の4,570haとなりました。

一方、本県の主要作物である野菜は17,000haで、前年に比べ200ha減少となりました。その他の作物については、果樹は60ha減少し4,900ha、飼肥料作物は昨年と同じ4,210ha、花き・種苗等は30ha減少し4,580haでした。

#### ●耕地利用率は90.8%で0.5ポイント減少

29年の耕地面積は75,700haであった（P18参照）ことから、耕地利用率は90.8%となり、前年に比べ0.5ポイント減少しました。また、全国平均に対して0.9ポイント下回りました（C図）。

#### ●農業振興地域面積のうち、農用地区域面積は67,733haで420haの減少

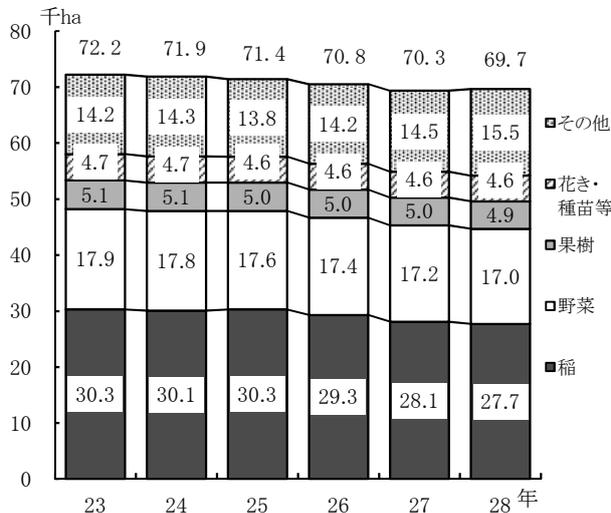
29年の農業振興地域面積は183,806haで、62ha（0.0%）減少しました。このうち、土地利用目的を農業に限定した農用地区域の面積は67,733haで、420ha（0.6%）減少しました。

農用地区域内の現況農用地面積（農地と採草放牧地）は59,192haで、前年に比べ112ha（0.2%）減少しました（D図）。

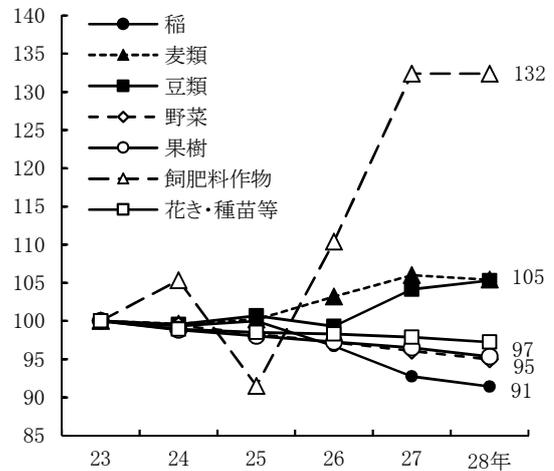
#### ●耕作放棄地は8,513haで5年前に比べ135ha増加

27年農林業センサスによると、本県の耕作放棄地は8,513haで、5年前の22年に比べ135ha増加しました。この面積は、耕地面積76,900haの11.1%に相当し、22年より0.5%増えています。

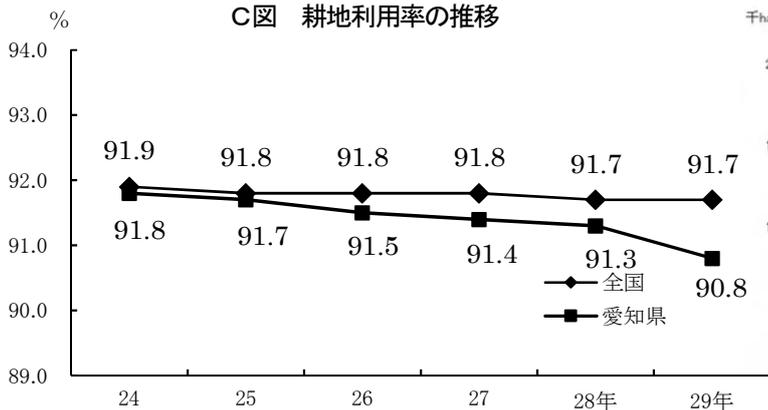
A図 作付延べ面積の構成と推移



B図 作物別作付面積の動向  
(指数：23年=100)

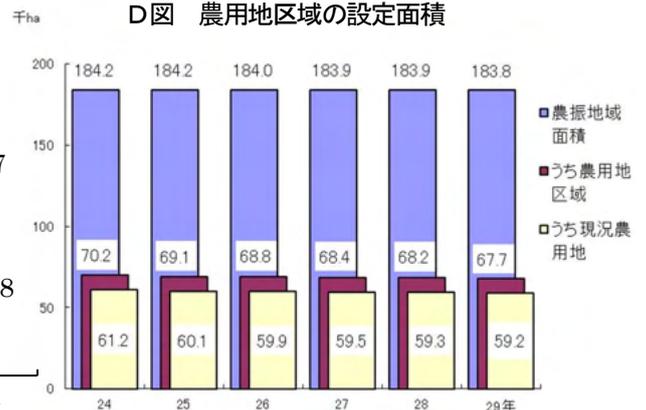


C図 耕地利用率の推移



(資料 耕地面積調査、作付面積調査 (A~C図))

D図 農用地区域の設定面積

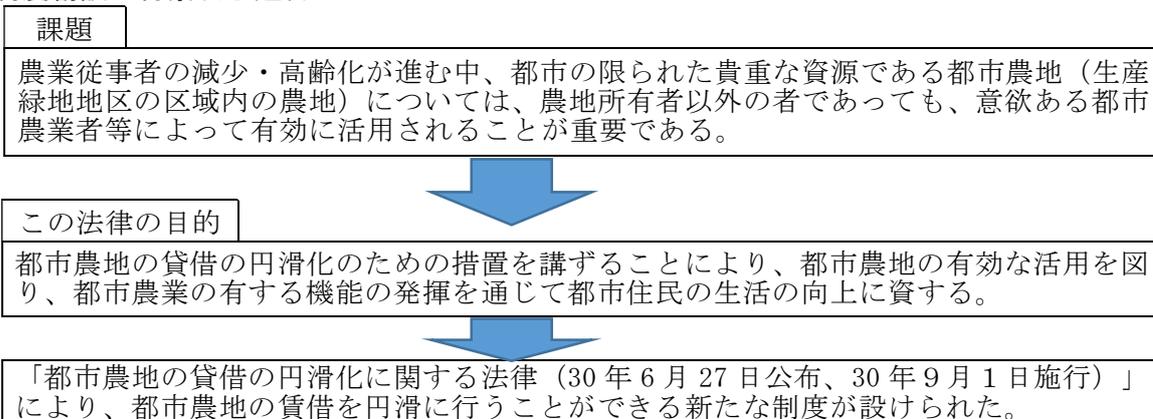


(資料 農業振興課調べ)

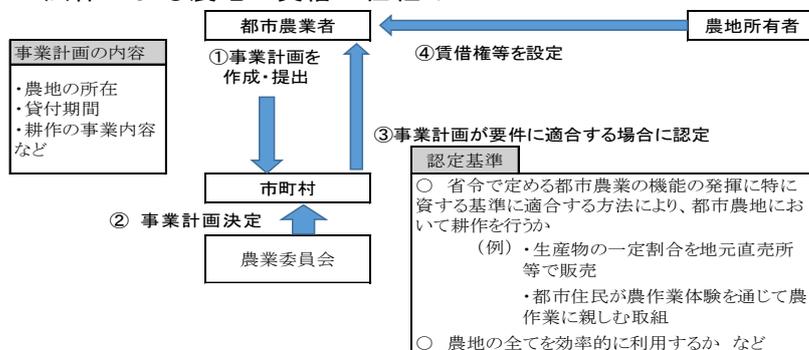
# 主要な問題の解説

## 都市農地の賃借の円滑化に関する法律について

### 1 制度創設の背景及び趣旨



### 2 この法律による農地の賃借の仕組み



### 3 この制度を利用した場合の特例

#### ○ 農地の賃貸借の法定更新等の不適用

法定更新（農地法第17条）

農地の賃貸借には農地法の法定更新の制度が適用されるため、期間の満了の1年前から6ヶ月前までに更新をしない旨の通知をしないときは、従前と同一条件でさらに賃貸借をしたものと見なす。

解約等の制限（農地法第18条）

農地等の賃貸借について、解除、解約の申入れ、合意解約、更新拒絶の通知は、知事等の許可（※）が必要。許可を受けずにした解約等の行為は、無効。

※ 知事等は、借借人の信義則違反等、限られた場合でなければ、許可してはならない。

この法律に基づく賃貸借については左の法定更新等が適用されず、事業計画に基づく都市農地の活用終了後（賃貸借の期間終了後）、都市農地が所有者に返還される。（第8条）

#### ○ 特定農地貸付制度の特例

通常、農地を所有しない企業等が農地所有者から農地を借りて市民農園を開設する場合、農地所有者から直接借りることができず、一旦農地所有者が市町村等に使用収益権を設定した後、市町村等が企業等へ貸す必要があります。（特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項5号ロ）

しかし、この法律により、都市農地においては、市町村等を介することなく、企業等が農地所有者から直接賃借することが可能となりました。

#### ○ 相続税納税猶予制度の継続適用

これまで、市街化区域内の農地が納税猶予を受けている場合、納税猶予の適用を受けている農地で貸付を行うと、その時点で猶予期間が確定し、猶予されていた相続税及び利子税を納付しなければなりません。

しかし、都市農地賃借法施行に合わせた租税特別措置法の改正で、都市農地賃借法による貸付については、相続税納税猶予制度の継続適用が認められるようになりました。

# 農業生産

## ●農業産出額は3,232億円で2.5%増加

29年の農業産出額は3,232億円で、前年に比べ、耕種部門、畜産部門のいずれも増加し、全体として78億円(2.5%)増加しました(A図)。

部門別にみると、耕種部門では、米は、価格の上昇により前年に比べ25億円(9.1%)増加しました。野菜は、キャベツが価格上昇などにより63億円(30.4%)増加するなど、全体で66億円(5.9%)増加しました。花きは、きくが出荷量の減少などにより14億円(6.1%)減少するなど、全体で15億円(2.6%)減少しました。

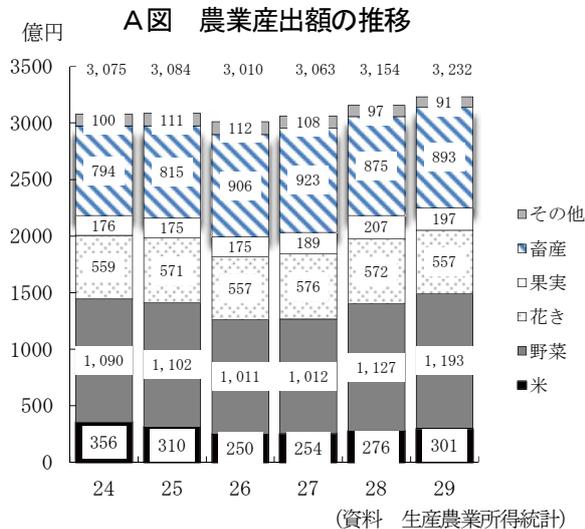
畜産部門では、鶏卵が生産量の増加により21億円(10.1%)増加するなど、部門全体で18億円(2.1%)増加しました(B表)。

なお、農業産出額に占める品目別の順位については、米、キャベツ、豚、鶏卵、きくの順となり、きくが前年第3位から第5位へと順位を落とす一方で、前年第5位だったキャベツは第2位となりました(C表)。

## ●本県の市町村別農業産出額(推計)の状況

農業産出額の市町村順位を見ますと、田原市、豊橋市が県内で第1位(全国第1位)と第2位(同第9位)となっています。

また、田原市、豊橋市、豊川市、愛西市、稲沢市は野菜、果実に花きを加えた園芸部門が産出額の6割以上を占めるのに対して、新城市、半田市は畜産部門が産出額の半分以上を占めています。その他、豊田市、岡崎市は米の占める割合が県計と比較して高くなっています(D表)。



**B表 部門別農業産出額(29年)**

区分	農業産出額	前年対比	構成比
耕種	2,333	2.5	72.2
米	301	9.1	9.3
野菜	1,193	5.9	36.9
果実	197	△4.8	6.1
花き	557	△2.6	17.2
その他	86	△6.5	2.6
畜産	893	2.1	27.6
肉用牛	105	△0.9	3.2
乳用牛	231	1.3	7.1
豚	257	△0.4	8.0
鶏	267	8.5	8.3
その他	34	△8.1	1.1
加工農産物	5	0.0	0.2

(資料 生産農業所得統計)

**C表 農業産出額の上位10品目(29年)**

順位	順位	農産物名	農業産出額	構成比
29年	28年			
1	1	米	301	9.3
2	5	キャベツ	270	8.4
3	2	豚	257	8.0
4	4	鶏卵	228	7.1
5	3	きく	216	6.7
6	6	生乳	201	6.2
7	7	トマト	173	5.4
8	8	しそ	128	4.0
9	9	肉用牛	105	3.2
10	11	いちご	96	3.0

注) 構成比は全体に対する割合  
(資料 生産農業所得統計)

**D表 本県の市町村別農業産出額(推計)の状況(29年)**

県内順位	全国順位	市町村	産出額	米	園芸部門				畜産	その他
					小計	野菜	果実	花き		
第1位	第1位	田原市	883.3	9.0	646.1	339.6	3.8	302.7	224.0	4.3
2	9	豊橋市	457.8	18.9	310.9	261.7	26.3	22.9	118.5	9.6
3	110	豊川市	172.5	10.2	121.8	79.6	9.9	32.3	38.7	1.8
4	115	西尾市	167.9	21.4	76.5	34.9	6.4	35.2	54.5	15.5
5	132	愛西市	158.1	15.1	133.8	112.7	0.4	20.7	7.7	1.6
6	296	豊田市	94.9	26.8	41.4	17.1	12.8	11.6	24.6	6.0
7	347	新城市	84.2	10.6	20.0	13.1	4.2	2.7	48.5	5.0
8	357	稲沢市	83.4	12.4	51.6	22.9	4.2	24.5	0.3	19.2
9	372	岡崎市	79.6	14.9	61.9	27.5	5.0	29.4	0.4	23.0
10	385	半田市	76.2	4.1	x	4.6	0.2	x	65.8	x
		県計	3,232.0	301.0	1,947.0	1,193.0	197.0	557.0	893.0	91.0
			9.3	36.9	60.2	36.9	6.1	17.2	27.6	2.8

注) 計と内訳が一致しないのは、表示単位未満を四捨五入したため。  
「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。  
(資料 29年 市町村別農業産出額(推計))

## 「あいち型産地パワーアップ事業」の創設について

### 1 創設の背景

国はTPP等の総合対策として、「産地パワーアップ事業」等の補助制度を設けていますが、本県には、こうした国の補助制度の採択要件を充足できず事業を活用できない産地があることから、県独自の補助制度を設けることが求められてきました。

TPP11協定が30年12月30日に発効し、農業への影響が懸念される中、本県の農業生産力を強化する取組を速やかに実行し、意欲があっても国の採択要件を満たせない産地を支援するため、30年度12月補正予算において、県独自の補助制度「あいち型産地パワーアップ事業」を創設しました。

### 2 事業の概要

- (1) 事業推進主体：地域の農業関係者が組織する「地域農業再生協議会」等
- (2) 取組主体：農業者、農業者の組織する団体等
- (3) 対象品目：「産地戦略」を策定した品目(耕種作物)
- (4) 主な要件等：

	あいち型産地パワーアップ事業	国の産地パワーアップ事業等
産地の計画	・産地戦略 産地の10年後を見通した上で、5年間の対策を定めた戦略	・産地パワーアップ計画等 産地が地域一丸となって収益力強化取り組む計画
産地の要件	・面積：露地3ha、施設1ha ・農業従事者：3人以上	・面積：露地10ha、施設5ha ・農業従事者：5人以上
申請事業費	・事業実施計画単位で原則300万円以上	・下限事業費なし
補助対象	・取組主体ごとに上限5,000万円	・総事業費5,000万円以上
目標	・取組主体の事業単位で 生産性10%以上向上	・産地全体で 生産性10%以上向上

### (5) 主な補助対象

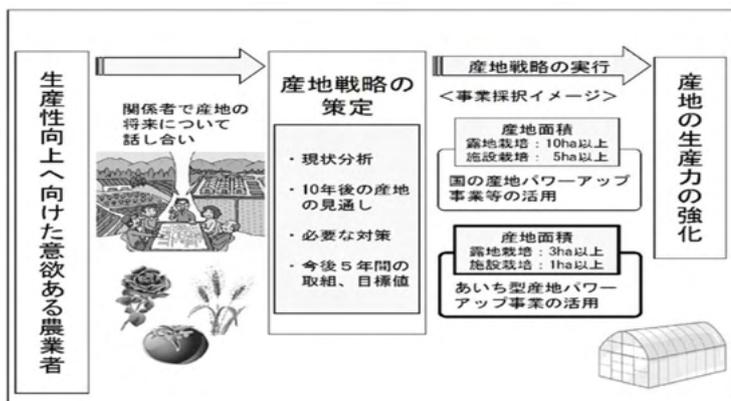
- ・栽培施設(温室、ハウス等)の整備、機能向上を伴う改修
- ・複数年効果を発揮する生産資材(硬質フィルム、防風ネット等)の導入
- ・共同利用施設(乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設等)の整備等
- ・高性能な農業機械(トラクター、野菜収穫機等)の導入

### (6) 事業期間：

2018年度から2023年度まで

### (7) 補助率：1/3以内

### (8) 補正予算の規模：1億円



A図 事業実施のイメージ

### 3 事業の効果等

国事業の活用に加え、本事業を実施することで、県内の意欲のある産地において、栽培施設等の整備、既存施設の能力向上を伴う改修等が進み、生産性の向上を図ることが期待されます。

# 水稻・麦・大豆生産

## ● 30年産水稻の作況

作付面積は、27,600ha（対前年比0.4%増）でした。

4月から8月中旬まで気温が高く推移したため、生育は平年より早まりました。特に気温の高かった7月に収穫期を迎えた極早生品種では、登熟期間の高温により1等米比率が低下しました。9月は台風の上陸等により降雨が多く、この時期に登熟・収穫期を迎える早生・中生品種では、登熟不良や収穫の遅れ等が発生しました。

収穫量は137,700t（同2.2%減）、単位面積あたり収穫量は499kg/10aとなり作況指数は98でした（A、B図）。

## ● 30年産麦の作況

作付面積は、5,500ha（同2.1%減）でした。

降雨により、播種の開始は平年より遅くなりました。11月から2月は平年と比べ気温が低く、生育は遅れました。3月以降は気温が高く推移し、生育はほぼ平年並みになりました。梅雨入りが平年より早く、収穫期の降雨により外観品質が低下したほ場がありました。

収穫量は23,100t（同13.2%減）で全国6位、単位面積あたり収穫量は420kg/10aとなり全国第1位でした（C図）。作況（平均収量対比）は104でした。

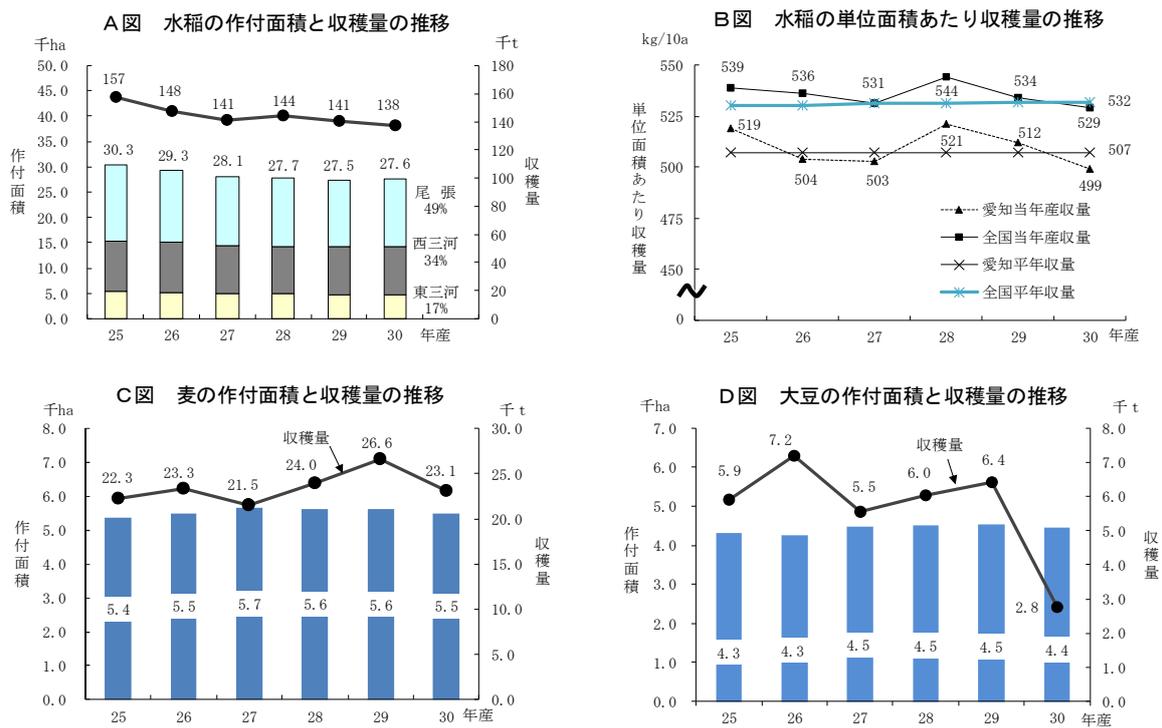
## ● 30年産大豆の作況

作付面積は、4,440ha（同2.0%減）でした。

播種は順調でしたが、7月から8月の高温・干ばつにより生育が抑制されました。9月は2度の台風上陸等により、倒伏や登熟不良が発生しました。

収穫量は2,750t（同57.2%減）、単位面積あたり収穫量は62kg/10aとなり、作況（平均収量対比）は45で、かつてない不作となりました（D図）。

注）麦と大豆の平均収量は、過去7か年のうち最高と最低を除いた5か年の単位面積あたり収穫量の平均値。



（資料 A～D図（作物統計））

## あいち米（「愛知 123 号」）のブランド化の取組について

### 1 経緯

近年、愛知県では夏季の高温によるコシヒカリの外観品質低下が問題になっています。本県は、高温でも外観品質が優れる良食味品種「愛知 123 号（品種名：なつきらり）」を開発し、29 年に品種登録しました。

この新品種を活用し、県産米のブランド化を図るため、「愛知 123 号」ブランド化推進協議会（以下、協議会）を設立し、取組を進めています。



収穫直前の「愛知 123 号」

### 2 協議会の概要

#### (1) 構成員

県、生産者及び農業団体（県内 J A、J A あいち経済連、愛知県米麦振興協会）

#### (2) 作業部会

ア 特 A 作業部会（良食味安定生産技術に関すること）

イ ブランド作業部会（ブランド化に関すること）

ウ 種子作業部会（種子の確保等に関すること）

A 表 食味ランキングについて

評価	基準	参考（29年）
特 A	基準米よりも特に良好	コシヒカリ（新潟）、つや姫（山形） ゆめぴりか（北海道）
A	基準米よりも良好	ミネアサヒ（愛知）、 あいちのかおり（愛知）
A'	基準米と概ね同等	コシヒカリ（愛知）
B	基準米よりやや劣る	
B'	基準米より劣る	

### 3 協議会の活動内容

#### (1) 29 年度

ア （一社）日本穀物検定協会（以下、穀検）が実施する食味ランキング「特 A」ランク獲得を目指した現地試験を実施

イ 32 年度の一般販売開始に向け、品種名とは異なる、新たなブランド名を設定することを決定

#### (2) 30 年度

国の地方創生推進交付金を活用し、以下の取組を進めました。

ア 愛知県の認定品種への採用を受け、県との種子増殖利用の許諾契約を締結

イ 「愛知 123 号」を県産米のブランドイメージを引き上げるリーディング品種として位置づける等のマーケティングコンセプトを決定

ウ ブランド名の一般公募、選定と商標登録出願（公募総数 1,906 件）

エ 「特 A」ランク獲得を目指した現地試験の実施（16 生産者、合計約 6ha）

オ 栽培・出荷基準及び「特 A」栽培マニュアルの検討

#### (3) 今後の予定

##### ア 31 年度

- ・ブランドマークの検討・商標登録出願
- ・栽培・出荷基準及び「特 A」栽培マニュアルの策定
- ・穀検の食味ランキング試験へのサンプル提出
- ・「愛知 123 号」を活用した県産米の P R

##### イ 32 年度

- ・ブランド名・マークを冠した米の一般販売開始
- ・穀検の食味ランキング試験へのサンプル提出
- ・イベントを始めとした県産米の P R



現地検討会の様子

# 野菜生産

## ●収穫量は減少傾向

本県の野菜の収穫量は、農業従事者の高齢化や都市化の進展等による作付面積の減少に伴い、減少傾向にあります。29年産の収穫量は、台風や冬の低温の影響もあり、496千t（前年比94.7%）となりました（A図）。

作付面積については、多くの品目が減少傾向にある中、キャベツ、ブロッコリーは増加傾向にありましたが、キャベツは27年から、ブロッコリーは28年から減少しました。（B図）。

## ●10月の天候不良・11月の低温の影響で秋冬作の価格が高騰

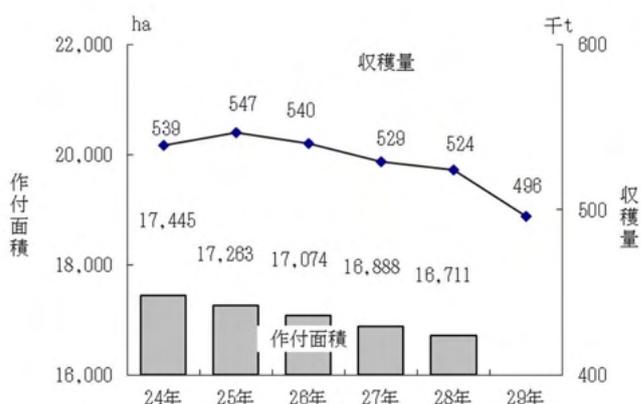
29年の生育については、3月～4月は平年並みの気温で、入荷量・単価ともに前年並みでしたが、5月は平年よりかなり高い気温となり、入荷量が増え、単価は低迷しました。秋冬野菜では、10月上旬までは順調な生育・出荷でしたが、10月中下旬の秋雨前線、台風第21号・22号、11月以降の低温により生育が遅れました。11月以降、特に葉菜類で、単価は平年に比べ高くなりました。

## ●生鮮野菜の輸入量はほぼ横ばい

全国の生鮮野菜の輸入量は、国産野菜の品薄・価格高騰などの影響により21年から24年までは増加傾向にありましたが25年は減少し、その後は横ばい傾向です（C図）。

29年は818千t（前年比98.4%）と微減となりました。なかでも、ブロッコリーは前年と比べ輸入量が5割減少しました。近年の輸入動向については、加工・業務用野菜の国内ニーズが高まっていることから、生鮮野菜は横ばいですが、スイートコーンやブロッコリーなどの冷凍野菜は増加傾向にあります。

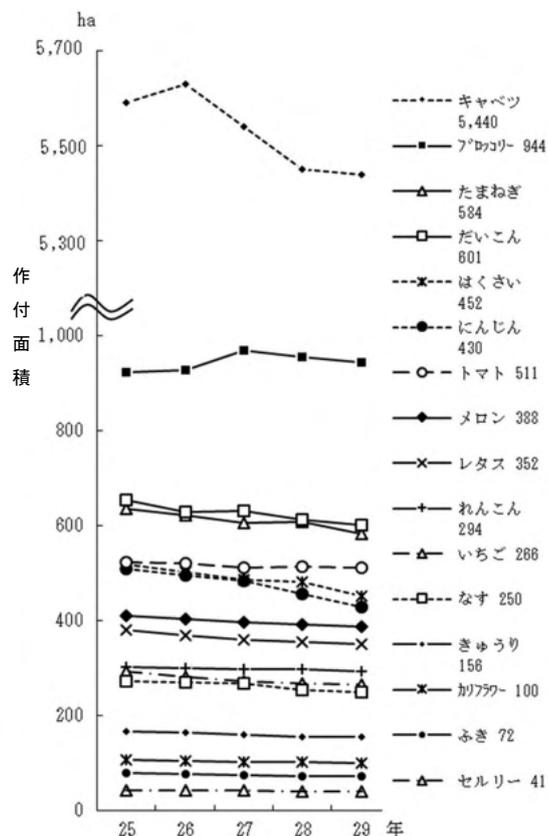
A図 野菜の生産状況



（資料 青果物生産出荷統計調査、作付面積調査）

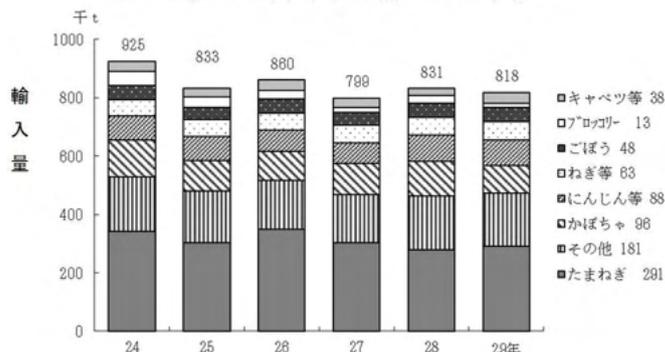
注：29年から作付面積調査は廃止。

B図 主要野菜の作付面積の推移



（資料 青果物生産出荷統計調査）

C図 全国の生鮮野菜の輸入量の推移



（資料 財務省「貿易統計」）

### 本県いちごの産地振興の取組について

本県のいちご生産は、産出額 96 億円で全国第 6 位 (29 年) となっており、全国有数の産地です。県内の産地では、産地振興のため、各産地が抱える課題の解決に取り組んでいます。

#### 1 J A あいち海部における部会組織の統合と一元集荷の取組

##### (1) 部会組織の統合

J A あいち海部は、旧市町村単位等で独立していた生産者組織の統合を目的に、25 年に連絡協議会を立ち上げ、協議を進めました。27 年には、先行して販売を統合した共販組織「あまイチゴ連合会」を設立し、28 年に栽培品種を愛知県育成品種の「ゆめのか」に統一しました。その後も各生産者組織と協議を重ね、29 年に、「あまイチゴ組合」を設立し、海部地域の生産者組織の完全統合を果たしました。

##### (2) 一元集荷に向けた集出荷場の整備

「あまイチゴ組合」が設立されたことに伴い、4 か所の拠点で集出荷していたものを、一元集荷できる拠点として、産地パワーアップ事業を活用し、「J A あいち海部いちごセンター」を建設しました。稼働 1 年目である 29 年の処理量は、約 312 万パックで、10 月の台風・長雨の影響により当初計画の処理量を下回りましたが、販売金額は約 10.4 億円と前年度並みを達成しました。

##### 施設概要

事業実施主体	J A あいち海部
受益地区	愛西市、津島市
所在地	愛西市早尾町
施設面積	3,903㎡ (集出荷場 2,259㎡、予保冷蔵庫 99㎡)
年間処理量	約350万パック



##### (3) 取組の成果

部会組織の統合と集出荷場の整備により、大量ロットでの販売や品質の標準化が可能となり、販売力・ブランド力の強化に繋がっています。

#### 2 西三河地域における新規就農者育成の取組

##### (1) 取組の目的

本県では、生産構造分析や生産者へのアンケート調査の結果から、高齢な生産者の規模縮小や離農により、産地が急速に衰退する恐れがあることが明らかになりました。そこで、J A 西三河・J A あいち三河では、県の農業生産力パワーアッププロジェクトを活用し、生産者・J A ・県などが一体となって「産地戦略」を定め、新規就農者の確保・育成に取り組んでいます。

##### (2) J A 西三河における取組

J A 西三河いちご部会では、29 年 3 月に産地振興委員会を設置し、新規就農者の確保・育成を目指し、新規就農希望者の研修体制の整備等に取り組みました。部会員による新規就農希望者の研修体制を確立し、30 年 4 月から、新規就農希望者の募集活動を開始し、6 名の研修生を確保しました。

##### (3) J A あいち三河における取組

J A あいち三河では、30 年 3 月に、就農相談から営農基盤確立までの一連のサポートを担う「新規就農サポートセンター」を設置しました。サポートセンターでは、新規就農希望者の募集や、新規就農希望者の研修、就農後のアフターフォロー等を行っています。30 年 6 月から新規就農希望者の募集を開始し、5 名の研修生を確保しました。

# 花き生産

## ●花き作付面積は1,928haで減少傾向

29年の花き作付面積は1,928ha（対前年比1.7%減）で前年と比較して減少しており、ここ数年も減少傾向にあります。このうち、切り花類は、1,511ha（同1.2%減）で全体の78.4%を占め、次いで鉢ものの類は315ha（同2.8%減）で16.3%、花壇用苗ものの類が102ha（同5.6%減）で5.3%となっています。（A図）

この中でも、きくは花き全体の67.1%を占めています（B図）。

花き作付面積の種類別推移を見ると、きく以外は24年に比べ減少しています（C図）。

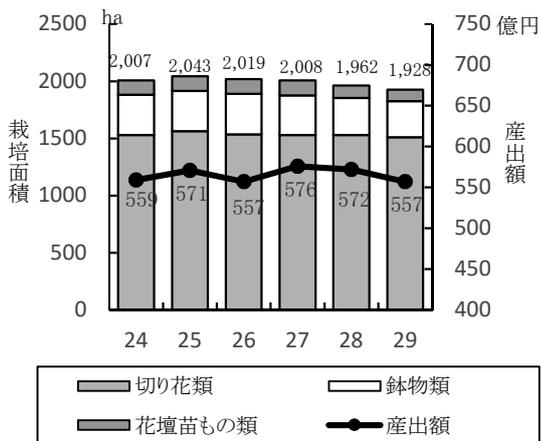
## ●栽培面積における施設栽培面積の割合は91.5%

28年のビニールハウスやガラス室などの施設栽培における栽培面積は、1,553haとなっており、作付面積に占める割合は91.5%と非常に高く、本県花き生産の大きな特徴となっています。また、施設栽培における加温栽培の割合が61.8%と高いことも特徴です。

## ●花き産出額は557億円で56年連続全国第1位

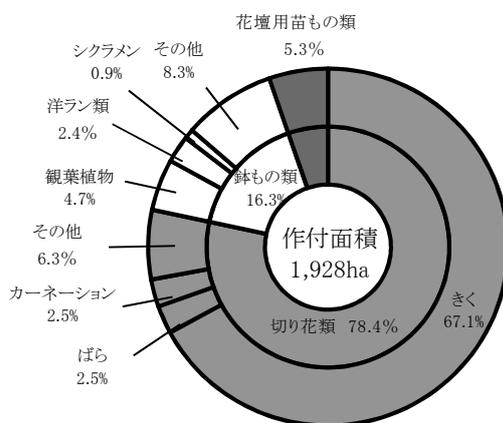
29年の花き産出額は557億円（対前年比2.6%減）で、きくなどの主要品目の出荷量が減少したことにより、15億円減少しました。本県の産出額は全国の16.2%を占め、昭和37年以来全国一の産出額を誇っています。種類別にみると、きくが最も多く、216億円と全体の38.8%を占めています（D図）。

A図 花き作付面積・産出額の推移



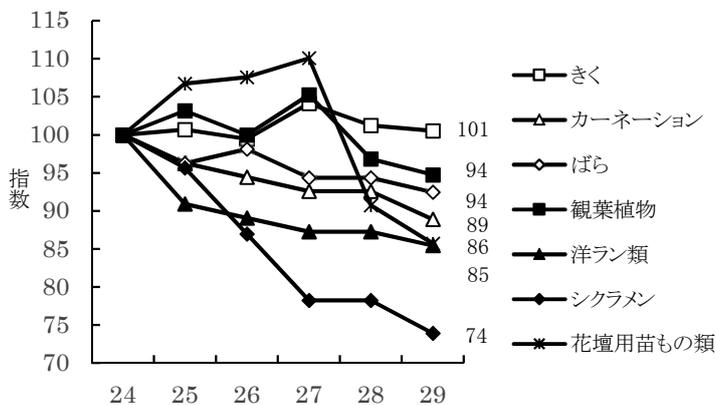
（資料 農林水産省統計部「生産農業所得統計」）

B図 花き作付面積の種類別割合（29年）



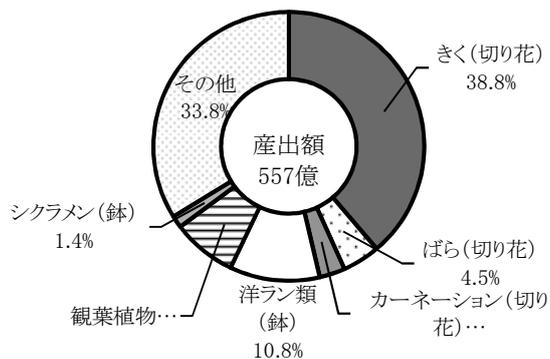
（資料 農林水産省統計部「花き生産出荷統計」）

C図 花き栽培面積の種類別推移（指数：24年＝100）



（資料 農林水産省統計部「花き生産出荷統計」）

D図 花き産出額の種類別割合（29年）



（資料 農林水産省統計部「生産農業所得統計」）

## 本県における花き輸出の拡大に向けた取組について

29年4月に設立した「あいちの花き輸出促進実行委員会（愛知県、愛知県経済農業協同組合連合会、愛知県花き温室園芸組合連合会で構成）」では、人口減少等で将来の国内の花き需要は縮小傾向とされる中で、海外を新たなマーケットとして捉え、あいち県産花きの輸出に取り組んでいます。

### 1 花き商談会への出展

豊明花き市場で開催されるJFIトレードフェアなどの花き商談会へは、海外から花きバイヤーが訪れます。そこで、花き商談会において本県産花きの展示を行い、その質の高さをPRするとともに、海外バイヤーから各国の需要期や好まれる花き品目・花の色などの花き消費動向を調査しています。

### 2 海外花きバイヤーを招いた県内産地ツアー

29年度実施の産地ツアーでは、ロシア（モスクワ・ウラジオストク）、UAE（ドバイ）、ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国（香港）、オーストラリアの7か国の9名の海外バイヤーが、30年度は、中国、シンガポール、フランス、ドイツ、オーストラリアの5か国の5名の海外バイヤーが参加し、グロリオサ、スイートピー、バラの栽培ほ場などを視察しました。いずれの年度のツアーでも、ほ場では、生産者の栽培管理などについて海外バイヤーから熱心に質問があり、生産者との対話を通して本県産花きの品質の高さの裏付けとなる技術を実感してもらいました。

### 3 今後に向けた取組

花き商談会への出展及び海外バイヤーを招いた県内産地ツアーによって得た情報や改善すべき点を取りまとめ、県内花き産地や流通業者等へフィードバックすることで、本県産花きのさらなる輸出促進に取り組めます。



トレードフェア会場で海外バイヤーからの聞き取り



産地ツアーで生産者から説明を受ける海外バイヤー

A表 本県産花きの輸出額の推移と主な品目（園芸農産課調べ）

項目		26	27	28	29	主な品目
鉢物	鉢数	11,415	9,518	11,855	20,221	ベゴニア、ヘデラ類、ポインセチアなど
	金額(千円)	3,082	7,289	4,238	9,490	
切花	本数	39,385	26,500	72,303	87,621	スイートピー、デルフィニウム、グロリオサなど
	金額(千円)	8,700	7,740	11,658	10,608	
合計金額(千円)		11,782	15,029	15,896	20,098	

## 果樹・工芸作物生産

### ●果樹の産出額は197億円で10億円減少

29年の果樹産出額は197億円（前年比95%）で、出荷量の減少により前年より10億円、減少しました（A図）。

品目別の栽培面積は、みかんが1,390haと最も多く、次いでかき1,190ha、ぶどう470haとなっており、全ての品目で減少しました。産出額は、みかんが最も多く87億円でした。

### ●茶栽培面積は538haで4ha減少、荒茶生産量は880tで34t減少

29年の茶栽培面積は538haで前年より4ha減少しました。

荒茶生産量は880tで、前年より34t減少しました（C図）。

産出額は20億円で、前年と同じでした。

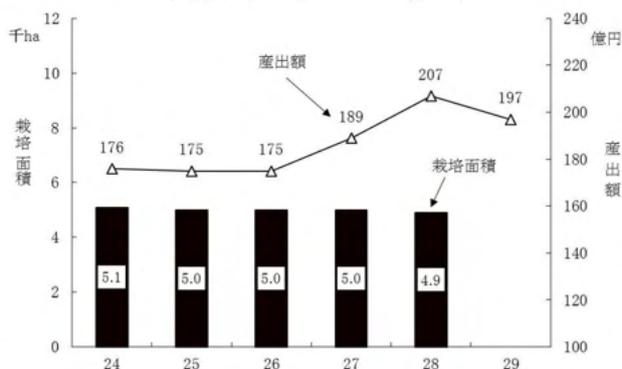
### ●葉たばこ栽培面積は71haで9ha減少、生産量は121tで81t減少

30年の葉たばこ栽培面積は71haで前年より9ha減少しました。生産量は121tで前年より81t減少しました（D図）。

栽培農家戸数は45戸（前年比6戸減）、1戸当たりの栽培面積は158a（前年比1a増）で、全国平均141aを上回っています。

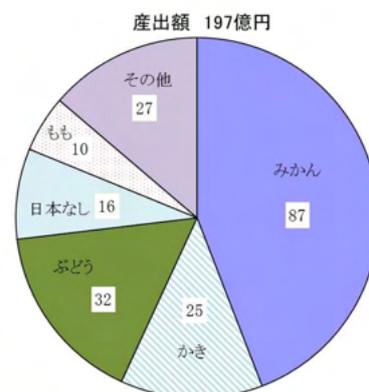
また、販売額は約2.3億円（前年比1.8億円減）、販売単価は乾燥葉1kg当たり1,921円（前年比83円減）でした。

A図 果樹栽培面積・産出額の推移



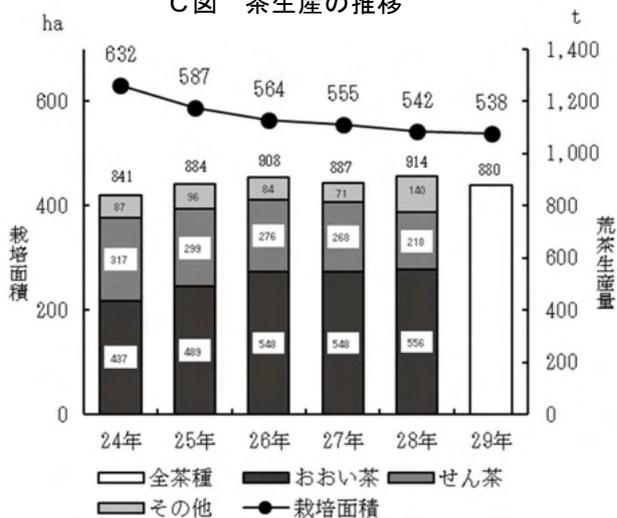
(資料 作付面積調査、生産農業所得統計)  
注：29年から栽培面積調査は廃止。

B図 果樹品目別産出額と構成割合（29年）



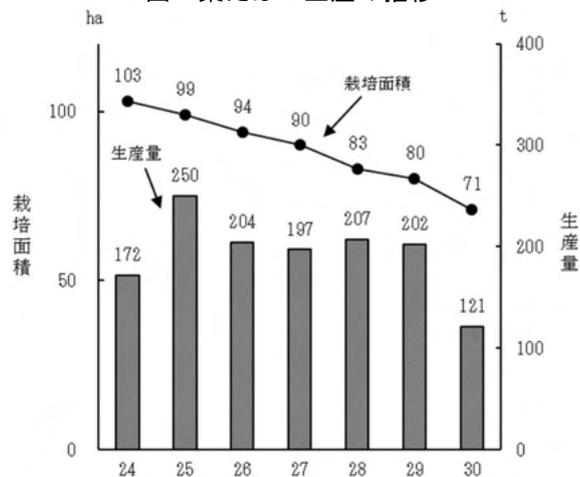
(資料 生産農業所得統計)

C図 茶生産の推移



(資料 作物統計)

D図 葉たばこ生産の推移



(資料 たばこ耕作組合業務資料)

## 愛知の果樹のPRについて



### 1 あいちのフルーツコンテスト・フェア

愛知県は、JAあいち経済連及び愛知県果樹振興会と共催で、県産の「ぶどう」及び「いちじく」が旬を迎える8月から9月頃に、栽培技術の向上を目的として、県内で栽培された「ぶどう」及び「いちじく」のNo.1を決定する「あいちのフルーツコンテスト」を開催しています。また、消費拡大と果実に込める生産者の思いを消費者に直接伝えることを目的とした「あいちのフルーツフェア」も併せて開催しています。

コンテストには、本県生産者の力作が勢揃いし、厳正な審査により農林水産大臣賞や愛知県知事賞等を授与しました。

前身の「愛知県果実品質改善共進会」から通算40回目となる平成30年度あいちのフルーツコンテスト及びフェアは下記のとおり開催しました。

#### 平成30年度「あいちのフルーツコンテスト・フェア」開催実績

品目	内容	月日(曜日)	会場
ぶどう	コンテスト	8月21日(火)	愛知県三の丸庁舎
	フェア		久屋大通庭園フラリエ
いちじく	コンテスト	8月28日(火)	JAあいち中央総合センター内生活館
	フェア		イオン八事店

#### (1) あいちのぶどうコンテスト

本県主力品種の「巨峰」を始め、「シャインマスカット」や「クイーンニーナ」など生産者自慢のぶどう16品種95点が出品されました。

審査は、愛知県農業総合試験場やJAあいち経済連等の農業技術者6名で行われ、特選12点、入選16点を選出しました。



ぶどうコンテストの様子

#### (2) あいちのぶどうフェア

コンテストに出品されたぶどうの試食・即売、久屋大通庭園フラリエ内のカフェとのコラボによる「ぶどうスイーツ」の販売を行いました。

毎年、楽しみにしている消費者も多く、瞬く間に完売しました。

#### (3) あいちのいちじくコンテスト

本県主力品種の「柘井ドーフィン」と「サマーレッド」221点が出品されました。

審査は、愛知県農業総合試験場、JAあいち経済連及び青果物市場関係者9名で行われ、特選19点、入選29点を選出しました。



いちじくフェアの様子

#### (4) あいちのいちじくフェア

コンテストに出品されたいちじくを、ダンス&ボーカルグループ「Cool-X」を初起用して、生産者と共に試食・販売を行いました。幅広い世代の方々に、いちじくの美味しさを知ってもらう良い機会となりました。

### 2 あいちのかきフェア・かんきつフェア

県産のかき、かんきつの消費拡大を図るためフェアを下記のとおり開催しました。

品目	月日(曜日)	会場	内容
かき	10月27日(土)	イオン八事店	試食、クイズ
かんきつ	3月10日(日)	名古屋ドーム マラソン EXPO 会場	中晩柑の試食、販売

# 施設園芸

## ●施設設置面積は2,759haで、26年から68ha増加

本県の施設園芸は、温暖な気候と立地条件に恵まれ、古くから産地が形成されてきました。近年では養液栽培の普及やICTを活用した環境モニタリング装置や炭酸ガス、細霧ミスト活用等の先進的技術を導入した施設の設置が進むなど、質的な変化を遂げながら、東三河地域を中心とする施設園芸地帯を形成しています。

28年の調査結果では、県内の施設設置実面積は26年から68ha増加し2,759ha(26年比102.5%)、うちガラス室は604ha(同100.1%)、ハウス類は2,155ha(同103.0%)となっています(A図)。

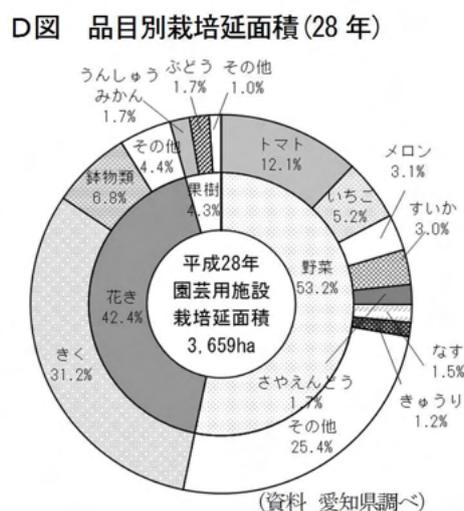
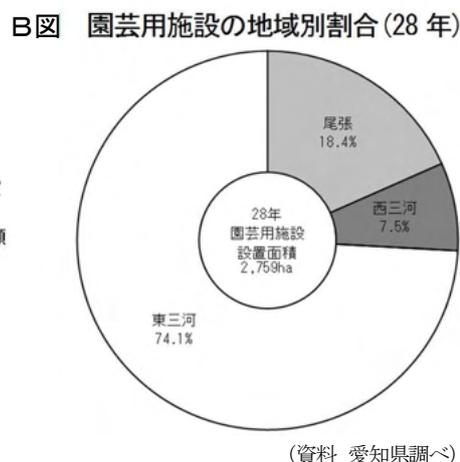
なお、施設面積を地域別にみると、東三河地域が最も多く74.1%を占め、次いで尾張地域が18.4%、西三河地域が7.5%となっています(B図)。

## ●栽培延面積は3,659haで、26年から190ha減少

栽培延面積は、13年をピークに減少傾向にあり、28年は26年から190ha減少し3,659ha(26年比95.1%)となりました(C図)。

品目別栽培状況をみると、野菜では、トマト、いちごが主体で、花きでは、きく、鉢物類が多く、果樹では、うんしゅうみかん、ぶどうが主に施設で栽培されています(D図)。

なお、部門別にみると、野菜が1,947haと最も多く、全体の53.2%を占めています。



## あいち型植物工場の取組と普及状況について

本県農業産出額の3割を占める施設園芸の競争力強化を図るため、28年度に「あいち型植物工場推進事業」を創設し、既存施設へのモニタリング装置や炭酸ガス発生装置等の設備の導入を支援するとともに、環境制御技術について指導可能な人材の育成を図ってきました。

### 1 あいち型植物工場の普及状況

事業開始から3カ年で、きゅうり、いちご、トマト、きくなど10品目で60の産地グループ、455戸の農家が、本県施設園芸面積の約4%に相当する76.1haにおいて、本事業を活用し、施設内環境データを共有した栽培管理技術の改善に取り組んでいます。

本事業は、環境制御設備等の導入にとどまらず、普及指導員を始めとした地域の技術者が同じデータを共有しながら技術支援を行っていることが大きな特徴で、リアルタイムデータを活用した現地での意見交換など活発な研究会活動が行われています。

こうした活動の結果、技術導入した生産者の単収が平均で2割増加した産地や、厳寒期収量を約3割増加させた生産者など、取組の成果が上がっています。



スマートフォンで施設内の環境を確認

A表 あいち型植物工場推進事業取組実績

品目	産地グループ数	農家(戸)	実施面積(ha)
野菜	35	268	49.0
果樹	4	53	7.8
花き	21	134	19.3
合計	60	455	76.1

B表 あいち型植物工場推進事業における取組面積

項目	園芸用施設の設置実面積 (ha)			
	野菜用	花き用	果樹用	
全国	43,220.4	31,339.9	6,589.3	5,291.2
愛知県	2,759.1	1,557.5	1,023.9	177.6
加温設備のあるもの [A]	1,878.5	960.2	811.7	91.9
事業における取組面積 [B]	76.1	49.0	19.3	7.8
割合 [B]/[A]	4.1%	5.1%	2.4%	8.5%

資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況(H28)」

### 2 環境制御技術に関する指導者の育成

あいち型植物工場の導入に伴い必要となる、ICT等の先端技術を活用した環境制御技術や生産技術を指導する農業改良普及指導員や営農指導員等の人材を育成するため、29年度、30年度の2か年間に合計14回、延べ787名に対し、研修を実施しました。



タブレット端末を活用した現地指導

### 3 取組成果の普及

事業の取組成果を広く生産者に普及するため、31年1月に、「あいち型植物工場推進フォーラム」を開催し、環境制御技術に関する講演や産地グループの成果発表を行いました。

今後は、あいち型植物工場を導入した産地グループを産地の拠点として、産地全体に取組の普及を図ります。

なお、この「あいち型植物工場」の取組は、全国知事会の先進政策バンクの優秀政策（農林水産分野の2位）に選定され、29年10月16日に表彰を受けました。



人材育成研修の状況

## 乳用牛・肉用牛の飼養動向

### ●乳用牛の1戸当たりの飼養頭数は79.0頭で全国第5位

30年の乳用牛の飼養頭数は、前年に比べ3.2%減の24,400頭、飼養戸数は、前年に比べ3.8%減の307戸となっており、いずれも減少傾向にあります。1戸当たりの飼養頭数は79.5頭（全国平均84.6頭）で、三重県、北海道、大分県、島根県に次いで全国第5位となっています（A、B図）。

### ●県内生乳出荷量に占めるメガファームの出荷割合の増加

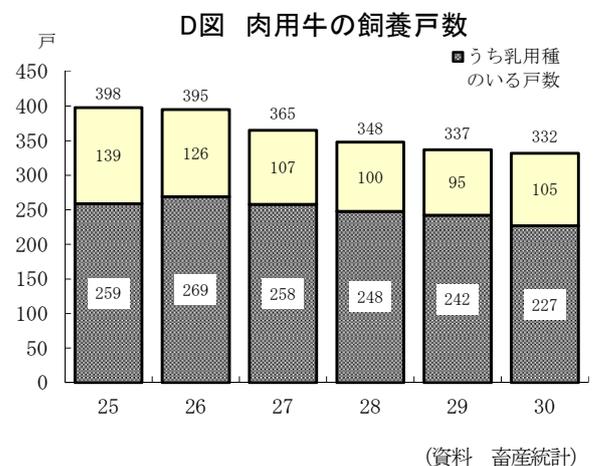
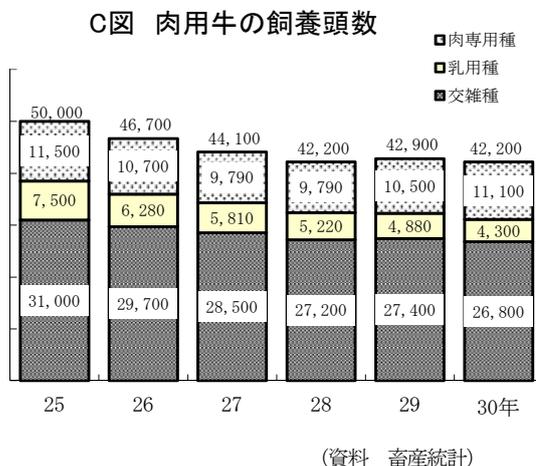
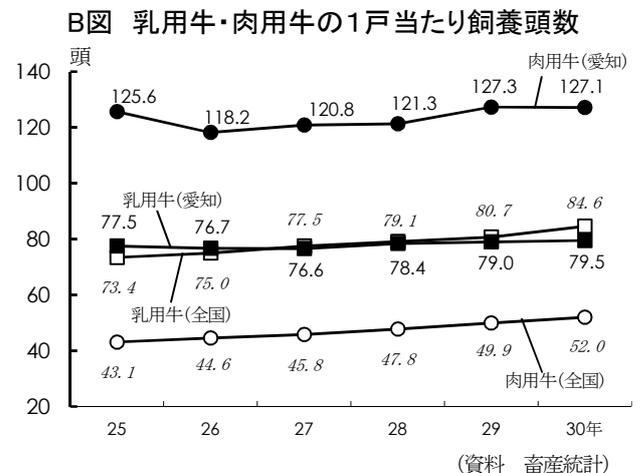
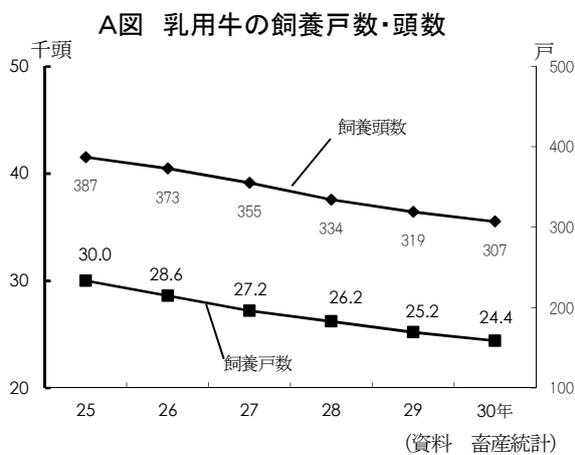
環境問題への懸念や担い手不足から小規模層の廃業が増加する一方、飼養規模の拡大は着実に進展しており、愛知県内でも大型酪農経営（年間出荷乳量1,000 t以上の経営体）、いわゆるメガファームが、29年度には40戸となっています。

最大規模の経営体では、年間4,000 tを超える生乳を出荷しています。また、メガファームの生乳出荷量は、県内生乳出荷量の約45.1%を占める量となっており、その割合は、前年（約44.4%）より増加しています。

### ●肉用牛の1戸当たりの飼養頭数は127.3頭で全国第6位

30年の肉用牛の飼養頭数は、前年に比べ1.6%減の42,200頭となりました（C図）。飼養頭数に占める乳用種頭数（31,100頭）の割合は、73.7%で全国平均（32.3%）を大幅に上回っています。また、乳用種飼養頭数に占める交雑種の割合は86.2%で、全国平均（63.7%）を上回っています。

一方、飼養戸数は、前年に比べ1.5%減の332戸となっており、1戸当たりの飼養規模は127.1頭（全国平均52.0頭）で、全国第6位になっています（B、D図）。経営タイプ別に見ると、乳用種肥育経営は、227戸となっています。



## あいちの生乳生産基盤強化について

### 1 酪農をめぐる情勢について

本県は、生乳生産量が全国第7位の酪農県であり、酪農は本県において基幹的産業の一つとなっています。

一方で、飼料価格の高騰や従事者の高齢化等により、本県の生乳生産量は、全国と比較して減少率が大きい状況が続いています。これは、本県の酪農は、生乳生産の根幹を成す乳用雌牛の後継牛（初妊牛）の約50%を北海道からの導入に依存しており、その取引価格が5年間で約1.8倍に高騰していることが影響しています。初妊牛価格が高騰した結果、酪農経営を維持するために必要な乳用雌牛の計画的な導入が困難となったことから、北海道からの導入に依存しない県産の後継牛確保を強化することが、生乳生産基盤対策の課題となっています。

◆生乳生産量の推移（t） ( ) は、対前年の増減

	27年度	28年度	29年度
愛知県	183,401 (▲2.7%)	181,465 (▲1.1%)	176,246 (▲2.9%)
全国	7,379,234 (+1.0%)	7,393,717 (+0.2%)	7,276,523 (▲1.6%)

◆初妊牛の取引価格の推移（ホクレン市場初妊牛平均価格より） 単位：千円

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
508	523	552	634	815	888

### 2 あいちの生産基盤強化事業について

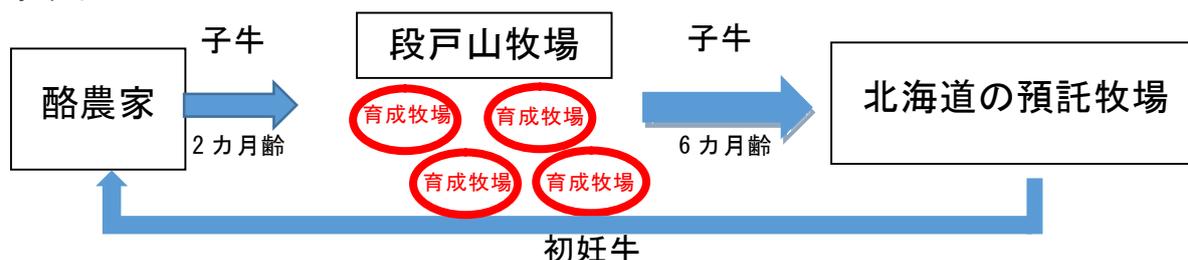
県産の後継牛確保を強化するため、27年度から29年度にかけて、「あいちの生乳生産基盤回復事業」を実施しました。本事業により、性判別精液（90%の確率で雌牛が生まれる精液）の活用を推進した結果、県産後継牛の出生頭数を増加させることに成功しました。

一方で、乳用子牛が生乳を生産するまでには2年間の育成が必要ですが、本県では乳用子牛の育成場所がない農場が多く、育成を段戸山牧場や北海道の牧場に預託する農場が多く存在しています。こうした状況の中、段戸山牧場では収容頭数が飽和状態となり、預け先の見込みがない乳用子牛が増加し、農家の後継牛確保に係る機運が阻害されることとなりました。

このため、県内の各地域において乳用子牛の育成預託の実証を行い、農家の後継牛確保に係る取り組みを支援する「あいちの生乳生産基盤強化事業」を30年度からスタートしました。本事業では、民間の育成牧場が乳用子牛を2カ月齢から6カ月齢まで育成し、その間、県機関が育成の技術指導や衛生指導を行います。その後、乳用子牛は北海道の牧場で育成され、初妊牛として酪農家の元に戻った後、生乳を生産します。

あいちの生乳生産基盤強化事業により、県産後継牛の育成基盤を強化することで、生乳生産基盤の強化を図っていきます。

#### <事業イメージ>



## 豚・鶏の飼養動向

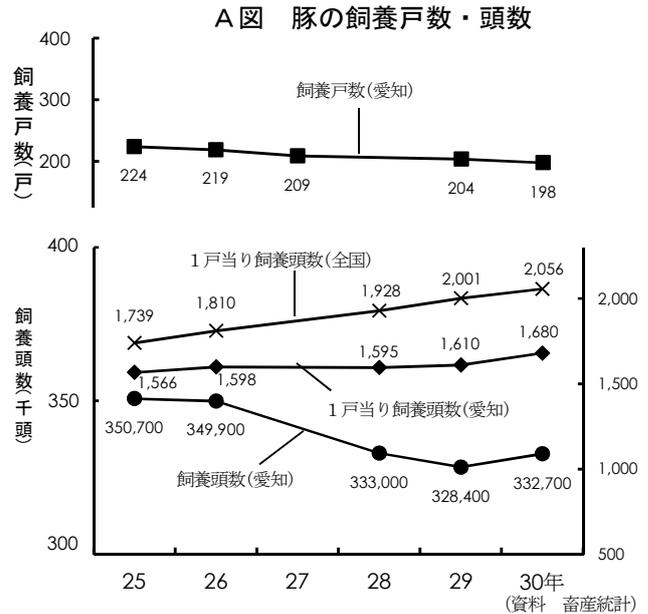
### ●飼養頭数は対前年比4.4%の増加

30年の豚の飼養頭数は、29年に比べ1.3%増の332,700頭（全国第10位）となっており、飼養戸数は29年に比べ2.9%減の198戸となっています。1戸当たりの飼養規模は29年に比べ4.4%増の1,680頭（全国平均2,056頭）となっています（A図）。

また、子取り用雌豚の飼養頭数は、31,200頭で0.3%の増となっています。

都市化の進展に伴う飼養環境の悪化、後継者不足などにより経営離脱が進む一方で、エコフィードの利用やブランド化による付加価値化に取り組むなど収益性の向上を図り経営継続に努めています。

なお、農家の規模拡大は進んでいますが、全国水準と比較すると本県では中小規模の農家の割合が多い状況にあります。



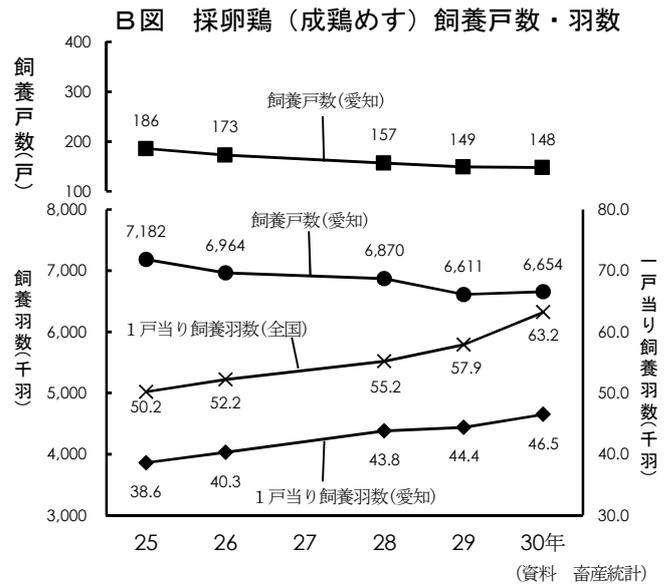
### ●採卵用成鶏雌飼養羽数は前年横ばい

30年の採卵用成鶏雌飼養羽数は、29年に比べ0.7%増の6,654千羽（全国第6位）となっています。

また、飼養戸数は、29年に比べ0.7%減の148戸となっており、1戸当たりの平均飼養羽数は46.5千羽（全国平均63.2千羽）で、29年に比べ増加しています（B図）。

全国的に大規模生産者の規模拡大が進む中、中小規模の割合が多い本県では、都市化の進展に伴う飼養環境の悪化や後継者不足などによる廃業が進み、飼養戸数は毎年減少しています。

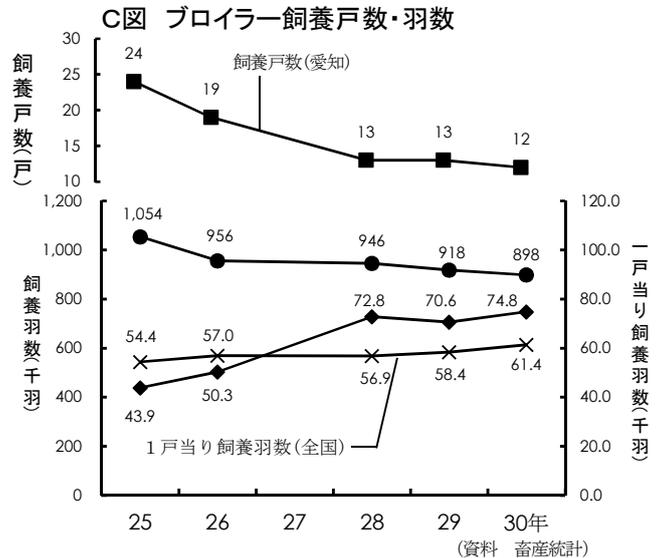
さらに、鳥インフルエンザを始めとする防疫対策の負担も増大しており、経営環境は厳しい状況が続いていますが、銘柄卵や高付加価値卵の導入、プリンなどの加工品の製造販売などにより経営改善を図っています。



### ●ブロイラーの飼養羽数は対前年比2.2%の減少

30年のブロイラー飼養羽数は、前年に比べ2.2%減の898千羽となっています。全国の飼養羽数は、前年に比べ2.9%増の138,776千羽となり、本県の全国シェアは0.6%となっています（C図）。

また、飼養戸数は29年から1戸減少し12戸となっており、1戸当たりの平均飼養羽数は74.8千羽（全国平均61.4千羽）で、29年に比べ増加しています（C図）。



## 養豚経営安定対策について

### 1 養豚を取り巻く情勢について

豚肉は、良質な蛋白質の供給源として国民の食生活に不可欠な食品であり、手頃な価格で購入できることから、家庭料理の素材や外食メニューの定番として日常的に親しまれています。

また、食肉処理や加工、流通、販売等の多くの産業が関連していることから、養豚業の発展は雇用の維持・拡大などにより地域経済に大きく貢献します。

しかしながら、近年の養豚を取り巻く情勢は、飼料価格の上昇や衛生資材費の増加など経営環境は厳しさを増しています。さらに、TPP11や日EU・EPAなどの国際的な経済連携協定により、安価な輸入豚肉との競合がさらに進展すると予想され、国際競争力の強化が求められています。

### 2 養豚経営安定対策について

国が実施している養豚農家の経営安定に係る施策の一つとして、国と養豚農家が1:1の割合で積立てを行い、養豚経営の収益性が悪化した場合に粗収益と生産コストの差額の8割を積立金から補てんする「養豚経営安定対策事業」があります。

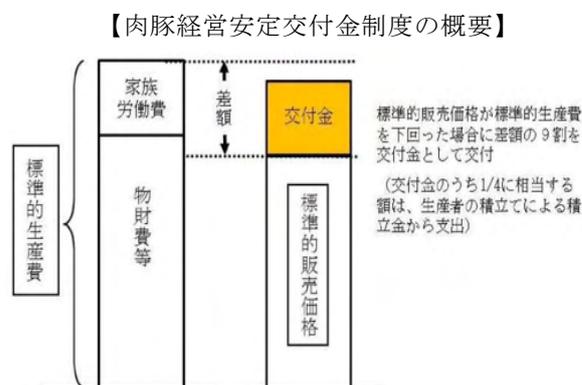
しかし、この事業は年度毎の予算で措置されており、財政状況等によっては縮小、廃止の可能性があるため、養豚経営に不安をもたらし、将来に向けた投資を阻害する懸念がありました。

そのような中、TPPの大筋合意を契機に、畜産農家の経営の安定を図り、畜産物の安定供給に資するため、「畜産経営の安定に関する法律」の一部が28年12月に改正されました。この改正に伴い、交付金の交付に関する条文が追加され、養豚経営安定対策事業が法的な裏付けを持ち、安定的な制度運営を行うことができるようになりました。

### 3 養豚経営安定対策事業の拡充について

TPP11が30年12月30日に発効したことに伴い、養豚経営安定対策事業は、「肉豚経営安定交付金制度」に移行しました。

肉豚経営安定交付金制度では、国と養豚農家の負担割合が3:1に変更になるとともに、TPP11が養豚に及ぼす影響の大きさを勘案し補てん割合も8割から9割に引き上げられ、養豚農家への支援が拡充されました。



### 4 本県の取り組みについて

本県では、養豚産業を支えるための2本柱となる施策を推進しています。一つ目は、肉豚経営安定交付金制度において養豚農家が負担する積立金の一部に対し助成することで、県内養豚農家の経営安定を推進しています。

二つ目は、品質や斉一性に優れ、高品質な銘柄豚肉の生産に適する、系統豚の供給を行っています。肉豚の生産には、一般的に3品種の種豚が必要であり、本県では全国で唯一3品種全ての系統豚(種豚)を開発し養豚農家に供給することで、付加価値の高い豚肉づくりに貢献しています。

養豚を取り巻く情勢を注視しながら、引き続き、経営安定に向けて養豚農家を支援してまいります。

## 農 業 災 害

30年の気象災害による農業関係被害は、総額4,859,639千円でした。過去10年間では21年の12,674,477千円に次ぐ2番目の被害額となりました。

なお、今年の気象災害はすべて台風による被害で、度重なる台風により東三河地域を中心に甚大な被害となりました。

### ●台風による被害は4,859,639千円

7月28日の台風12号では、水稲で6,775千円、野菜（アールスメロン、とうがん等）で46,926千円、果樹（なし、ぶどう等）で67,655千円、工芸作物（たばこ）で23,421千円、花き（きく、ケイトウ）で8,400千円、家畜等（豚、採卵鶏等）で15,028千円の農作物被害があったほか、ビニールハウス及びガラス温室の破損等で832,860千円の施設被害があり、農業関係被害は計1,001,065千円となりました。

8月23日の台風20号では、野菜（キャベツ）で3千円、果樹（いちじく、なし）で17,466千円、花き（ケイトウ）で200千円の農作物被害があったほか、ビニールハウスの破損等で1,054千円の施設被害があり、農業関係被害は計18,723千円となりました。

9月4日の台風21号では、水稲で836千円、雑穀・豆類で12,390千円、野菜（にんじん、なす等）で48,352千円、果樹（いちじく、なし等）で62,208千円、花き（ケイトウ、きく）で2,015千円、樹体（緑化木等）で12,559千円、家畜等（豚、生乳）で20,724千円の農作物被害があったほか、ビニールハウス及びガラス温室の破損等で435,851千円の施設被害があり、農業関係被害は計594,935千円となりました。

9月30日の台風24号では、水稲で78千円、雑穀で585千円、野菜（にんじん、キャベツ等）で443,889千円、果樹（かき、みかん等）で317,513千円、花き（きく、ケイトウ）で24,530千円、家畜等（採卵鶏、生乳等）で24,447千円の農作物被害があったほか、ビニールハウス及びガラス温室の破損で2,433,874千円の施設被害があり、農業関係被害は計3,244,916千円となりました。

A表 過去の主な農業関係被害（平成10年以降、被害額10億円以上） （単位：千円）

区分	台風7号 (H10.9.22)	竜巻 (H11.9.24)	集中豪雨 (H12.9.11~12)	台風23号 (H16.10.20)	台風18号 (H21.10.8)	台風12号 (H30.7.28)	台風24号 (H30.9.30)
農作物等	水陸稲	410,354	—	505,629	71,609	120,931	78
	野菜	626,753	457,154	767,821	797,039	6,318,260	443,889
	果樹	195,413	2,255	103,888	24,983	557,128	67,655
	その他	143,260	43,462	140,061	71,792	738,076	31,821
	小計	1,375,780	502,871	1,517,399	965,423	7,734,395	153,177
畜産	—	1,610	—	25,104	—	15,028	24,447
施設等	—	492,236	916,150	115,711	140,974	832,860	2,433,874
合計	4,762,130	1,869,626	1,419,021	1,658,214	1,106,397	1,001,065	3,244,916

その他：花き、植木、工芸作物、茶、豆類、桑、樹体等

施設等：農産園芸施設、畜舎等

（資料 農政課調べ）

# 主要な問題の解説

## 台風 21 号・24 号による農業被害に対する国・県の支援策について

30 年 9 月に相次いで襲来した台風 21 号及び 24 号により、全国的に甚大な農業被害が生じたことから、国が支援措置として設けた「被災農業者向け経営体育成支援事業」とあわせて、本県においても農業施設の再建等に係る費用に対し上乗せ支援を行いました。

なお、国及び県は従前から、農産物や施設被害の損失を補てんする農業共済制度や、災害復旧に使用可能な無利子又は低利の融資制度を用意しています。

### 1 12 月補正予算による支援

- (1) 農業施設の再建及び修繕 899,889 千円 (A 表)  
被災前と同程度の施設 (農業用ハウス等) の再建及び修繕
- (2) 農業施設の撤去 85,280 千円 (B 表)  
被災した施設の解体、運搬及び処分

### 2 農業共済による補償

自然災害等により農産物・家畜・園芸施設に損害が生じた場合に共済金の支払われる、公的な保険制度です (C 表)。

加入者の負担を軽減するため、掛金の原則 50% を国が負担しています。

※補償を受けるためには、あらかじめ共済に加入している必要があります

### 3 災害復旧に使用可能な制度資金

農業近代化資金や農林漁業セーフティネット資金など低利の資金が利用できます (D 表)。

県は、各地の普及指導員等が被災農家の相談に対応するとともに、農業近代化資金の利子補給を行うなど、農家の負担軽減や早期復旧を支援しています。

A 表 農業施設の再建及び修繕

災 害	台風21号	台風24号
補助率	(共済加入) 国1/2以内、県2/10以内 (共済未加入) 国4/10以内、県2/10以内	(共済加入) 国1/2以内、県2/10以内 (共済未加入) 国3/10以内、県2/10以内
備 考	園芸施設共済に加入している方については、支払共済金に加え、県及び市町村が上乗せ支援を行うことで、実質的な自己負担がなくなります。	

※県の上乗せ支援は市町村において同額以上の補助が条件  
※再建及び修繕をした農業者は共済等の保険の加入が必要

C 表 農業共済

区 分	加入率 <sup>※1</sup>	主な補償単位 (最高補償割合)
農作物共済 (水稻)	80.6%	一筆単位 (基準収穫量 <sup>※2</sup> の最高7割)
畑作物共済 (大豆)	85.3%	農家単位 (基準収穫量の最高9割)
果樹共済	ぶどう	農家単位 (基準収穫量の最高7割)
	なし	
	かき	
園芸施設共済	43.0%	園芸施設単位 (施設等の評価額の最高8割)

※1  
・農作物共済及び畑作物共済の加入率は、30年産作付面積に占める加入面積の割合  
・果樹共済の加入率は、30年産結果樹面積に占める加入面積の割合  
・園芸施設共済の加入率は、2015農林業センサスの施設作付面積に対する30年3月31日時点の引受面積の割合

※2：基準収穫量とは、共済組合が耕地又は樹園地ごとにあらかじめ定めた平年の収穫量。

B 表 農業施設の撤去

災 害	台風21号	台風24号
補助率	国1/2、県1/4	国3/10、県1/4

※市町村において県費同額以上の補助が条件

D 表 災害復旧に使用可能な制度資金

利率は平成31年4月18日現在

名称	対象者・貸付対象	融資限度額	貸付利率・融資期間 (うち据置期間)
農業近代化資金	農業者、農業協同組合等 (災害復旧の用途での利用は認定農業者に限る)	事業費の80%以内 (認定農業者・集落営農組織は100%) 【個人】1,800万円 (特認2億円) 【法人】2億円	【認定農業者等】0.16~0.19%※ 【その他の担い手】0.20%※ ※県・国の利子補給後の利率 15年以内 (7年以内)
	被害を受けた温室、畜舎等の復旧・取得		
農業経営基盤強化資金 (スーパーL)	認定農業者	【個人】3億円 【法人】10億円	0.16~0.20%
	被害を受けた温室、畜舎等の復旧・取得		25年以内 (10年以内)
農林漁業施設資金 (災害復旧)	農業者、農業協同組合、土地改良区等	負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額	0.16~0.20%
	被害を受けた温室、畜舎等の復旧・取得		15年以内 (3年以内)
日本政策金融公庫資金	農業者	【一般】600万円 【特認】年間経費等の3/12以内	0.16%
	災害等に起因する経営の維持・安定、再建を図るための資金		10年以内 (3年以内)
農業基盤整備資金	土地改良区、農業協同組合等	地元負担額	0.16~0.20%
	農地、牧野の新設、改良、造成及び復旧等の土地改良事業一般		25年以内

# 鳥獣被害

## ●全国の鳥獣被害金額は 163 億 8,700 万円

29年度の全国の野生鳥獣による農作物被害金額は、約164億円で5年連続で減少しています。全体の約7割をシカ※、イノシシ、サルが占めています。 ※ シカは北海道のエゾシカを含む。

## ●本県の鳥獣被害金額は 4 億 5,959 万円、被害面積は 887ha

29年度の本県の被害金額は、4億5,959万円（前年度比7%減）、被害面積は887ha（同15%減）でした（A、B図）。

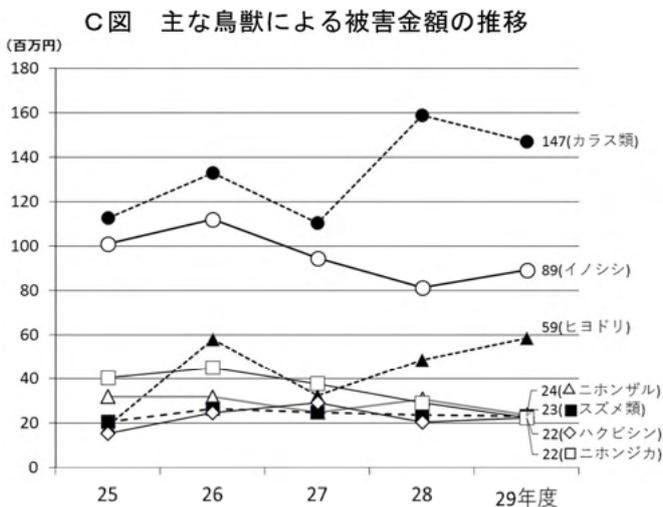
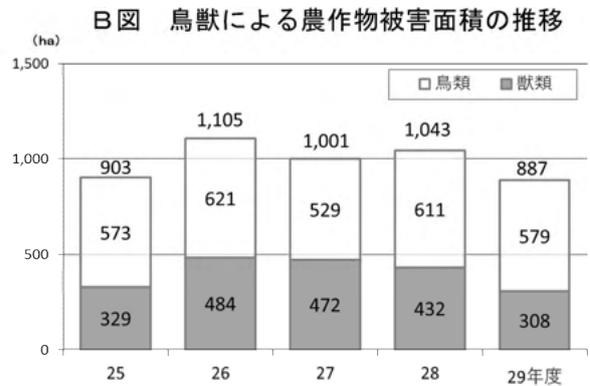
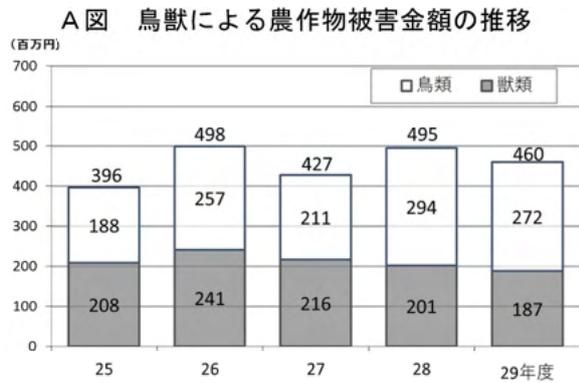
被害金額の内訳は、カラス類など鳥類が2億7,218万円（同7%減）、イノシシなど獣類が1億8,741万円（同7%減）、被害面積では、鳥類が579ha（同5%減）、獣類が308ha（同29%減）となっており、被害金額、面積ともに、鳥類が獣類を上回っています（A図）。

鳥獣の種類別では、鳥類は、カラス類の被害金額が最も大きく、次いでヒヨドリ、スズメ類の順となっており、獣類は、イノシシの被害金額が最も大きく、次いでニホンザル、ハクビシン、ニホンジカの順となっています。ニホンザル、ニホンジカは前年度に比べ減少しましたが、イノシシ、ハクビシンは増加しました（C図）。

主な鳥獣の作物別被害金額は、多くの種類で野菜、果樹、稲が上位を占めています（D表）。

## ●鳥獣の被害防止計画の策定市町村は 32 市町村

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（鳥獣被害防止特措法）に基づき、30年度末時点で32の市町村が被害防止計画を策定しています。被害防止計画を策定した市町村は、市町村、猟友会、農業者の代表等の関係機関からなる「鳥獣被害防止対策協議会」を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業により侵入防止柵の整備、捕獲檻の購入、有害鳥獣の捕獲経費支援等に取り組んでおり、30年度は14市町村（11協議会）が取り組みました。



**D表 主な鳥獣の作物別被害金額（29年度）**

種類	上段:作物名					
	1位	2位	3位	4位	5位	
鳥類	カラス類	果樹	野菜	稲	麦類	豆類
	ヒヨドリ	野菜	果樹	稲	麦類	その他
	スズメ類	稲	麦	果樹	野菜	豆類
獣類	イノシシ	稲	果樹	野菜	いも類	豆類
	ニホンザル	野菜	果樹	稲	いも類	その他
	ハクビシン	野菜	果樹	いも類	その他	稲
	ニホンジカ	稲	野菜	果樹	その他	雑穀
		稲	野菜	果樹	その他	雑穀

※上位5位までを示している。

（資料 A～C図、D表 農業振興課調べ）

### 主な有害鳥獣による農作物被害について

有害鳥獣による農作物被害対策を的確に行うためには、加害する鳥獣種を見極め、それらの生態的な特徴を踏まえて、①環境管理、②侵入防止、③捕獲・駆除のいわゆる「野生鳥獣対策の三本柱」を組み合わせて実施することが大切です。

以下に、愛知県内での主な有害鳥獣による被害の特徴について解説します。

#### 1 イノシシ

有蹄類としては原始的で、食べたものを反すうできないので、デンプン質や高タンパクなものを好みます。そのため農作物は格好の餌となり、いったん農作物の味を覚えると強く執着します。農地に侵入されると、食害のみならず、踏み荒らしと掘り返しで広範囲の農作物が台なしとなってしまいます。

#### 2 ニホンザル

学習能力が高く、雌の成獣をリーダーとする群れで行動し、日中に農地に出没します。食べるためだけではなく、いたずら目的で加害することがあります。農業者が見ている目の前で加害することもあり、精神的なダメージが大きいことが特徴です。

#### 3 ハクビシン

食性は雑食ですが、特に果樹や野菜（果菜類）を好みます。身体能力が優れ、直角のパイプを上り、電線を渡り、縦横5cmの隙間があれば潜り込むことができるため、ほ場への侵入防止対策は困難です。ブドウなどを食害するときは、一房をきれいに最後まで食べるのが特徴です。

#### 4 カラス、ヒヨドリ等の鳥類

愛知県では、カラス、ヒヨドリ等の鳥類による農作物被害金額の割合が大きいことが特徴で、果樹、野菜（果菜類、葉菜類）等が加害されます。カラスは定住的で、学習能力が非常に優れるため、対策が不十分な農地を徹底的に加害します。食害だけではなく、発芽した作物を抜き取るなどのいたずら行為、ごみ荒らしなどの生活被害も深刻です。ヒヨドリは個体数や飛来時期が年により大きく変化し、被害の予測が困難です。

#### 5 対策について

イノシシ、ニホンジカについては、地域ぐるみでの侵入防止柵整備や捕獲活動を推進しています。ニホンザルについては、群れの動きのモニタリングが望ましく、地域ぐるみの追い払い活動による群れの動きのコントロールが効果的で、一部の地域ではラジオテレメトリ調査が継続的に実施されています。ハクビシン等の中型獣は、電気柵による侵入防止とわな捕獲による対策を進めているところです。カラス等の鳥類は、防鳥網以外に決め手となる対策がないのが現状です。



イノシシに踏み荒らされた水稻



サルがいたずらしたワケギ



ハクビシンが食害したブドウ



ヒヨドリが食害したハクサイ

## 5 技術の開発・普及

### 農業試験研究

農業総合試験場では、「愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2020」に基づいて、4つの重点目標の達成に向けて、計画的に試験研究を行っています。

30年度は試験場全体で133の研究課題に取り組みました。民間企業や大学、農業団体等との共同研究は「中食水稻早生品種の開発」など32課題、農林水産省の競争的資金等による研究開発事業は「アミロペクチン短鎖化でおいしさが持続する画期的な業務・加工向け多収水稻品種の開発」など34課題、場の総合力を生かして取り組む戦略的重要研究は「キクの需要創出に向けた新規花形ギクの栽培技術の確立」など6課題を実施しました。

#### ●主な試験研究成果（2018年試験研究10大成果）

順位	研究成果
第1位	餅の柔らかさが持続する水稻「愛知糯126号」を開発
第2位	感染性クローンを作出しトマト黄化葉巻病抵抗性トマトの評価法を開発
第3位	アオジソ新品種「愛経3号」を開発
第4位	肉用名古屋コーチンへのみりん粕給与技術を開発
第5位	頭上散水によるキクの高温対策技術を開発
第6位	モモ優良品種「さくひめ」の果実品質向上技術を開発
第7位	シソサビダニが媒介するシソモザイク病の総合的な防除技術を開発
第8位	パン用小麦品種「ゆめあかり」の省力施肥技術を開発
第9位	土壌残留農薬の分解促進技術を開発
第10位	環境制御機器導入効果試算シートを作成



第1位 水稻「愛知糯126号」



第3位 アオジソ「愛経3号」

#### ●農業総合試験場公開デー

試験研究の成果を県民に広くPRし、農業への理解を深めてもらうため、11月3日に本場（長久手市）で「公開デー」を開催しました。研究成果の発表、生産物の販売、研究施設の見学、新品種等の試食などを行い、1,157名が来場しました。

また、山間農業研究所では5月13日に開催し507名が、東三河農業研究所では12月8日に開催し116名の参加がありました。



公開デー

#### ●いちごマッチングフォーラム in 東海

本県を始め東海4県で組織する東海地域農業関係試験研究機関で、各県のオリジナル品種を一堂に集め、加工業者や一般の方々に、それぞれの品種の特性とセールスポイントを知ってもらうため、「いちごマッチングフォーラムin東海」を1月30日にウインクあいちで開催しました。本県からは「ゆめのか」の開発経緯と特性を発表するとともに、普及拡大に向けたPRを行い、参加者164名と積極的な意見交換をしました。



いちごマッチングフォーラム

### 水稻の新品種開発の状況について

「愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2020（28 年 3 月策定）」では、「愛知の強みを生かした戦略的な品種開発による幅広い需要への対応」を重点研究目標に掲げ、本県の特徴である大消費地を抱えるとともに食品加工産業の発達した立地条件を背景に、消費者ニーズの変化や実需者の多様なニーズに応える品種を迅速に開発することとしています。

このうち、水稻の品種開発では、消費者のライフスタイルの変化や農業者による 6 次産業化の取組の増加に伴い、業務・加工用米の需要が増加していることに対応した多収性品種を産学官の力を結集して開発します。また、地球温暖化などによる異常気象や病害虫発生に対応した品種の開発を進めていきます。

#### 1 これまでに開発した新品種

##### (1) なつきらり（平成 26 年 3 月登録出願：平成 29 年 8 月品種登録）

近年、本県のコシヒカリは、高温による白未熟粒（白濁粒）が多く発生し、品質の低下が大きな問題となっています。そこで、コシヒカリと収量、食味とも同等で、高温でも白濁粒が少ない新品種「なつきらり」を開発しました。この品種は、猛暑の年でも品質が優れ、食味も良いことから愛知のブランド米として期待されています。

##### (2) 中部 138 号（平成 29 年 3 月登録出願）

本県の中山間地域で栽培され、食味が優れるブランド米「ミネアサヒ」に、いもち病とイネ縞葉枯病抵抗性を交雑により導入し、栽培特性や収量性、食味などは「ミネアサヒ」と同等で、病気への抵抗性のみが付与された新たな「ミネアサヒ（中部 138 号）」を開発しました。減農薬栽培などの付加価値を合わせた有利販売が期待されています。

##### (3) 愛知糯 126 号（平成 30 年 3 月登録出願）

米のデンプンは直鎖状のアミロースと枝分かれ構造を持つアミロペクチンでできており、アミロペクチンの枝が短いと餅などの加工食品の柔らかさが長期間保持されることが明らかになっています。そこで、この「短鎖アミロペクチン」を持った画期的な水稻糯新品種「愛知糯 126 号」を開発しました。本品種で作った餅などは柔らかさが持続するため、新たな需要拡大が期待できます。

##### (4) もみゆたか（平成 27 年 3 月登録出願：平成 29 年 8 月品種登録）

温暖地の代表的な多収品種「タカナリ」と製麺適性に優れる品種「Basilanon」を交配し、アミロース含量が多く、麺に加工するとモチモチした食感のおいしい米麺ができる品種を開発しました。本品種は、穂が長く、収量が多いため、飼料用米としても利用が可能です。

#### 2 今後の品種開発

家庭における米の消費が減る一方で、弁当やおにぎり等の中食に利用される米の需要は伸びていることから、愛知県経済農業協同組合連合会と共同で、多収で品質が良く高温にも強い中食用品種の開発を進めています。

また、近年、被害が拡大している斑点米カメムシへの抵抗性を持つ系統を試験場が保有する遺伝資源の中から見出し、この系統を利用したカメムシ抵抗性品種の開発を進めています。

## 普及指導活動

県内 8 か所の農林水産事務所農業改良普及課（以下「農業改良普及課」という。）に 197 人の普及指導員等を配置して、巡回指導等により直接農業者に接して普及指導活動や調査研究を実施しています。また、県内全域を担当する普及指導員（農業革新支援専門員）を農業総合試験場企画普及部広域指導室（以下「広域指導室」という。）に 12 人配置し、県域で取り組む課題の調整、試験研究との連携、普及指導員の資質向上等を行っています。

### ●普及指導活動で重点的に取り組む 4 つの課題

28 年 3 月に策定した「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）において、「意欲ある担い手の確保・育成」、「産地の収益力向上に向けた取組の支援」、「環境と安全に配慮した農業の推進」、「活力ある地域づくりに向けた取組の支援」の 4 つの課題を設定し、重点的な普及指導活動に取り組むこととしています。

### ●計画的・重点的な普及指導活動の実施

農業改良普及課では、実施方針に基づくとともに、地域の農業や農村の実態、農政推進上の課題、農業者のニーズ、新技術の開発状況等を踏まえ、普及指導対象、推進事項、到達目標等を明確にした普及指導計画を策定し、71 の重点課題（普及事項数 374）を設定して、計画的・重点的な普及指導活動を実施しています（A表）。

### ●技術の普及に向けた調査研究の実施

生産技術の体系化に向けた課題や普及指導計画の策定段階で抽出された課題について、農業改良普及課が現地で 100 課題の調査研究を実施し、課題解決を図っています（B表）。

また、新技術・新品種等を現地で実証し、広域的な普及推進を図るため、広域指導室が中心となって、農業改良普及課と連携しながら、国の公募型事業である産地ブランド発掘事業 7 課題に取り組んでいます（C表）。

A表 部門別重点課題数等（30 年度）

部門	重点課題数	普及事項数
担い手育成	9	54
作物	10	54
野菜	15	87
花き	11	59
果樹	9	49
畜産	8	36
地域営農	9	35
合計	71	374

B表 年度別調査研究実施課題数

		(課題)				
年度		26	27	28	29	30
調査研究課題数		104	109	109	101	100
内訳	広域調査研究 <sup>(注1)</sup>	51	62	60	60	59
	地域調査研究 <sup>(注2)</sup>	53	47	49	41	41

(注1) 広域的な課題設定に基づき、広域指導室と複数の農業改良普及課が連携して取り組む調査研究。

(注2) 地域的な課題設定に基づき、農業改良普及課が単独で取り組む調査研究。

C表 産地ブランド発掘事業の実施課題（30 年度）

課 題 名
○ 現場と一体となった品種及び技術開発、普及によるキク類の愛知ブランドの高次化
○ イチジクの高品質安定生産と新商材の開発による産地ブランドの創出
○ 愛知県産ブランド米育成に向けた栽培技術の確立
○ 施設野菜における「生育の見える化」による環境制御技術の高度化
○ 一条植えセル成形苗全自動移植機のフル活用によるキャベツ・タマネギの省力作付け体系の構築
○ 県育成品種の大ヨークシャー種系統豚「アイリスW3」を活用したブランド豚肉の推進
○ 新技術導入によるナシの病害虫防除体系の確立

## 普及指導活動の成果について

普及指導活動で重点的に取り組む4つの課題のうち、「意欲ある担い手の確保・育成」「産地の収益力向上に向けた取組の支援」に関する成果の上がった事例を解説します。この事例については、協同農業普及事業外部第三者評価会議で報告し、県のWebページで公開しています。

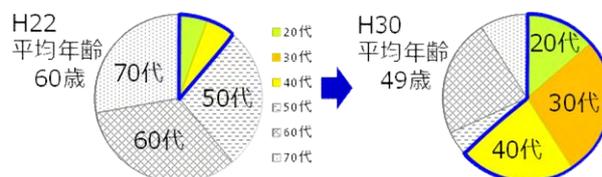
### 1 「意欲ある担い手の確保・育成」の事例

#### 「中山間地における新たな担い手の確保・育成」（新城設楽農林水産事務所農業改良普及課）

新城市作手地区のトマト産地では、高齢化の進展や後継者不足に対して、新城市、JA、トマト部会、農林公社が地域の受入体制を構築し、地域をあげて新規参入者の確保に取り組んでいます。

農業改良普及課は関係機関の調整を行い、受入体制づくりを進めました。また、経営モデルの作成とそれを元にした経営計画の作成、農業次世代人材投資資金等補助制度や制度資金借入の支援、就農後の技術指導、新規就農者でも取り組みやすい養液栽培技術の確立などを支援しました。特に、技術指導については、濃密な指導が必要となるため、JAの営農指導員や部会員と連絡を密にして、新規就農者を常時支援する体制としました。

その結果、この取組を重点的に開始した平成22年からの9年間で8名が新規に就農・定着し、年齢構成が大幅に若返りました。新規就農者の増加は、部会全体にも好影響を及ぼし、新規就農者がこの地区で初めて導入した養液栽培を、他の部会員も導入して生産量を増加させるなどの動きがあり、部会の出荷数量は306t（H22）から503t（H30）と大幅に増加しました。



A図 JA愛知東トマト部会作手支部の年齢構成

### 2 「産地の収益力向上に向けた取組の支援」の事例

#### 「バラ産地の単収増加と単価アップに向けた取組」（西三河農林水産事務所農業改良普及課）

バラの産出額日本一の本県の中でも、西尾市はバラの生産が盛んな地域です。しかし、西尾市を拠点とするレインボーバラ共選組合では、この数年、販売金額が伸び悩んでいました。

農業改良普及課では、JA西三河と連携して、単収増加に向けた技術指導、品質改善に向けた出荷規格の見直しと徹底、バラのPRなど販売促進活動に関する支援を行いました。個別面談会を行い組合員一人一人と向き合い、経営改善の目標を共有し改善方策に取り組むよう働きかけました。また、組織力を向上させるために勉強会を行い、それぞれの改善方策の結果を共有し、自らの栽培管理に活用できるよう支援しました。施設内環境や出荷規格などデータや数値の「見える化」と「共有」や、改革意欲の高い組合長がリーダーシップを発揮できるよう留意して活動しました。

これらの活動の結果、この数年、減り続けていた出荷本数や販売金額が増加に転じました。そのこと以上に、株の改植面積の増加やICT機器等の導入率が向上するなど組合員の産地改善意欲が高まり、「地域住民が西尾のバラを誇りに思えるような産地にしていきたい」など組合員同士で産地の将来を語り合う姿が増えたことが、普及指導活動の成果です。



消費者へのPRの様子

## 6 流通・販売

### 農産物関連物価指数

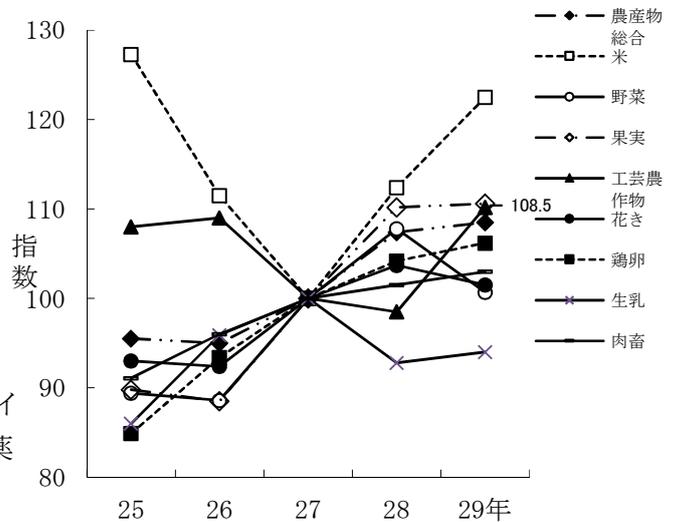
#### ●農産物価の動向

29年の全国の農産物価格指数（27年=100）は、総合で108.5となり前年に比べて1.1ポイント上昇しました（A図）。部門別では、米が10.1、果実が0.4、工芸農作物が11.7、鶏卵が2.0、生乳が1.2、肉畜が1.5ポイント上昇しましたが、野菜が7.1、花きが2.2ポイント下降しました。

農業生産資材価格指数（27年=100）は、総合で98.8となり、前年に比べ0.3ポイント下降しました（B図）。

部門別では、種苗・苗木が0.5、光熱動力が9.2ポイント上昇しましたが、肥料が5.5、飼料が0.7、農業薬剤が0.6ポイント下降しました。

A図 農産物価格指数（全国）



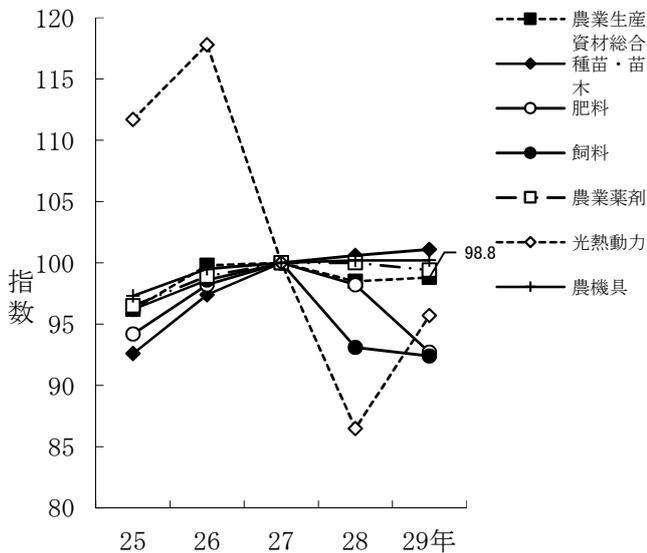
(資料 農産物価統計調査)

#### ●名古屋市消費者物価指数の動向

29年の名古屋市消費者物価指数（27年=100）は、食料で102.1となり、前年より0.7ポイント上昇しました（C図）。

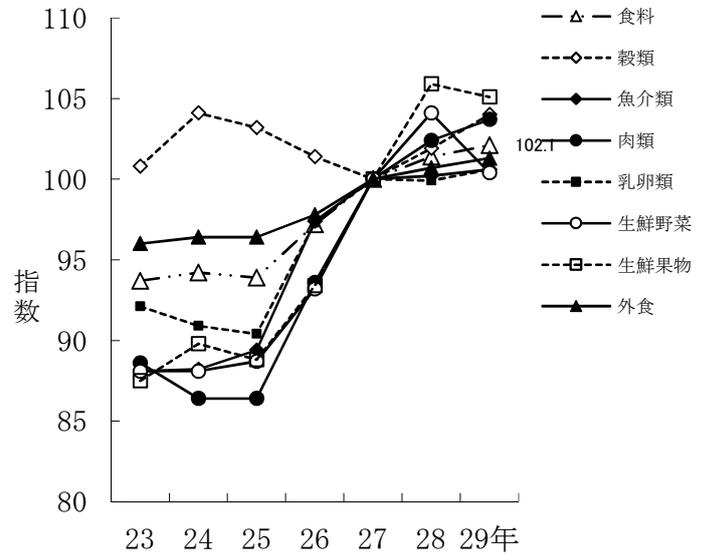
穀類が2.1、魚介類が0.4、肉類が1.3、乳卵類が0.7、外食が0.6ポイント上昇した一方で、生鮮野菜が3.7、生鮮果物が0.8ポイント下落しました。

B図 農業物価指数（農業生産資材）



(資料 農産物価統計調査)

C図 名古屋市消費者物価指数



(資料 名古屋市消費者物価指数年報)

# 主要な問題の解説

## 29年度の食料需給について

### 1 国の食料自給率

29年度の我が国の総合食料自給率（供給熱量ベース）は、28年に減少した小麦の生産が回復した一方で、食料消費全体に占める米の割合が減少したことや、畜産物における需要増に対応し、国産品が増加したものの、輸入品が増加したこと等により前年度と同じ38%となりました。

また、生産額ベースの自給率は、国産米の価格上昇により米の国内生産額が増加した一方で、円安の影響もあり、畜産物や魚介類の輸入額が増加したこと等から、前年度から2ポイント減少し65%となりました（A表）。

食料自給率は、食料生産だけでなく、食料消費のあり方によっても左右されます。食料自給率の向上には、消費者ニーズに即した安全で良質な食料を供給するという生産面からの取組と、国産の食料を一層消費するという消費面からの取組を総合的に進めることが必要です。

A表 食料の自給率 単位：%

		24	25	26	27	28	29 (概)	37 目標
総合食料自給率（供給熱量ベース）		39	39	39	39	38	38	45
総合食料自給率（生産額ベース）		67	65	64	66	67	65	73
主食用穀物自給率		59	59	60	61	59	59	-
穀物（食用＋飼料用）自給率		27	28	29	29	28	28	-
主要品別自給率	米	96	96	97	98	97	96	97
	小麦	12	12	13	15	12	14	16
	大豆	8	7	7	7	7	7	12
	野菜	78	79	79	80	80	79	92
	果実	38	40	42	41	41	39	41
	肉類（鯨肉を除く）	55	55	55	54	53	52	60
	うち牛	42	41	42	40	38	36	46
	うち豚	53	54	51	51	50	49	58
	うち鶏	66	66	67	66	65	64	70
	鶏卵	95	95	95	96	97	96	96
	牛乳・乳製品	65	64	63	62	62	60	65
	魚介類	52	55	55	55	53	52	-

（資料）食料需給表（農林水産省）  
（注）37目標は、食料・農業・農村基本計画（農林水産省）による

### 2 本県の食料自給率

国は、都道府県別の食料自給率を試算しています。

県の食料自給率は、県民1人が必要とする食料を県で生産される農林水産物でどの程度まかなえるかを示す指標であり、県の人口と食料生産のバランスを示す目安のひとつとされています。28年度の本県の供給熱量ベース自給率は、前年度と同じ12%でした。

本県は、農業産出額が全国第7位に位置する有数の農業県ですが、人口が多いことに加えて、カロリーが低い野菜や自給率に反映されない花きの生産量が多いという特色があり、自給率は低くなっています（B表）。

B表 食料自給率（供給熱量ベース）と人口割合及び農業産出額の構成比（28年度）

	食料自給率 (%) ( )は全国順位	総人口に占める割合	農業産出額の構成比 (%)				
			米	野菜・果実	花き	畜産	その他
北海道	185(1位)	4.2	10.0	17.1	1.0	57.0	14.9
秋田	192(2位)	0.8	56.2	19.5	1.7	20.4	2.2
山形	139(3位)	0.9	34.8	45.8	2.9	15.0	0.9
...	...	...	...	...	...	...	...
愛知	12(42位)	5.9	9.3	43.0	17.2	27.6	2.7
...	...	...	...	...	...	...	...
神奈川	2(45位)	7.2	4.1	66.9	5.7	19.4	2.2
東京	1(46位)	10.7	0.4	70.5	15.3	7.7	3.3
大阪	1(46位)	7.0	21.6	64.4	5.3	6.4	1.1

（資料）都道府県別食料自給率、生産農業所得統計

## 青果物・花きの流通

### ●名古屋市中央卸売市場の野菜取扱数量は39万7千t、果実取扱数量は10万3千t

29年の名古屋市中央卸売市場の野菜取扱数量は39万7千tで、5年前と比べて7千t減少(24年比98.3%)しました。このうち、県内産野菜の取扱数量は7万tで、5年前と比べて1万1千t減少(同86.3%)し、取扱数量全体に占める比率は17.7%で、5年前の20.1%と比べて2.4ポイント減少しました。

また、果実取扱数量は10万3千tで、5年前と比べて2万2千t減少(同82.7%)しました。このうち、県内産果実の取扱数量は1万1千tで、5年前と比べ3千t減少(同79.0%)し、取扱数量全体に占める比率は10.9%で、5年前の11.4%と比べて0.5ポイント減少しました(A図)。

### ●県内地方卸売市場の野菜取扱数量は11万9千t、果実取扱数量は4万6千t

29年の県内地方卸売市場の野菜取扱数量は11万9千tで、5年前と比べて4万6千t減少(同72.3%)しました。このうち、県内産野菜の取扱数量は5万tで、5年前と比べて1万3千t減少(同79.6%)し、取扱数量全体に占める比率は41.9%で、5年前の38.0%と比べて3.9ポイント増加しました。

また、果実取扱数量は4万6千tで、5年前と比べて1万8千t減少(同71.5%)しました。このうち、県内産果実の取扱数量は1万7千tで、5年前と比べて5千t減少(同78.3%)し、取扱数量全体に占める比率は37.3%で、5年前の34.1%と比べて3.2ポイント増加しました(B図)。

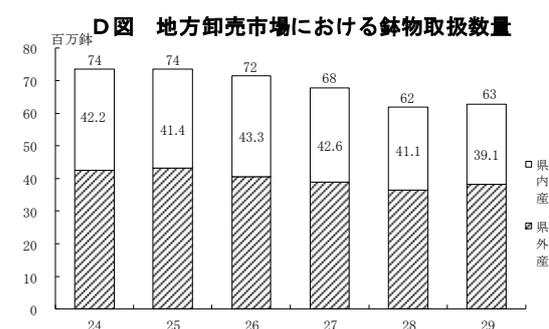
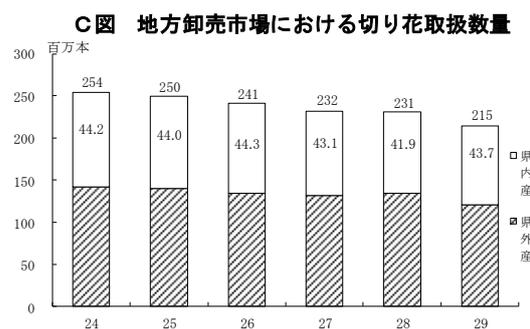
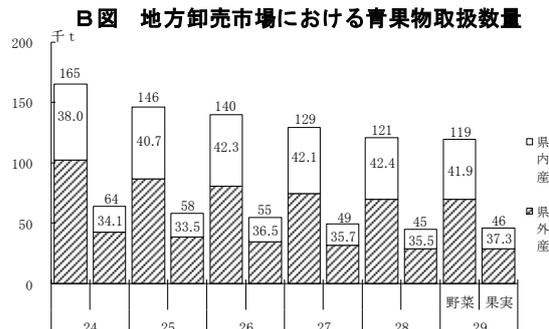
### ●県内地方卸売市場の切り花取扱数量は2億1千5百万本

29年の県内地方卸売市場の切り花取扱数量は2億1千5百万本で、5年前と比べて4千万本減少(同84.4%)しました。このうち、県内産切り花の取扱数量は9千4百万本で、5年前と比べて1千9百万本減少(同83.5%)し、取扱数量全体に占める比率は43.7%で、5年前の44.2%と比べて0.5ポイント減少しました(C図)。

### ●県内地方卸売市場の鉢物取扱数量は6千3百万鉢

29年の県内地方卸売市場の鉢物(花壇用苗物等含む)の取扱数量は6千3百万鉢で、5年前と比べて1千1百万鉢減少(同85.3%)しました。このうち、県内産鉢物の取扱数量は2千5百万鉢で、5年前と比べて7百万鉢減少(同79.0%)し、取扱数量全体に占める比率は39.1%で、5年前の42.2%と比べて3.1ポイント減少しました(D図)。

※対24年比は、市場年報等の数値により計算。



※グラフ内の数値は、県内産の割合を示す。

(資料) 名古屋市中央卸売市場年報 愛知県地方卸売市場年報

## 卸売市場法の一部改正について

### 1 法改正の概要

卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進する目的のもと、改正卸売市場法が30年6月22日に公布され、令和2年6月21日に施行されます。

生鮮食料品等の公正な取引の場として、6つの共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督することとなります。

また、各卸売市場では、その他の取引ルールを定めることができるほか、取引実態に応じて、創意工夫をいかした事業展開が期待されます。

### 2 認定要件となる遵守すべき共通の取引ルールとその他の取引ルール

#### ○共通の取引ルール

	取引ルール	内 容
①	売買取引の方法の公表	せり売、入札、相対取引等の取引の方法を公表すること。
②	差別的取扱いの禁止	出荷者等に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
③	受託拒否の禁止 (中央卸売市場のみ)	卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。
④	決済ルールの策定・公表	売買取引を行う場合の支払期日や支払方法等を公表すること。
⑤	売買取引条件の公表	取扱品目や委託手数料、出荷奨励金等の取引条件を公表すること。
⑥	売買取引結果等の公表	卸売の数量や価格及び委託手数料額等の取引結果を公表すること。

#### ○その他の取引ルール（開設者が取引参加者の意見を十分に聴いた上で、定めることができる事項）

	取引ルール	内 容
①	商物分離	卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売
②	第三者販売	仲卸業者及び売買取引参加者以外の者への卸売業者による卸売
③	直荷引き	仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け
④	自己買受け	卸売業者による卸売の相手方としての買受け
⑤	受託拒否の禁止 (地方卸売市場)	卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。

### 3 法改正に伴い卸売市場に期待されること

#### ○卸売市場の業務運営に関すること

- ・食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすこと。
- ・生産者の所得向上等への的確な対応のため、新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現すること。

#### ○卸売市場の施設整備に関すること

- ・食品等の円滑な搬出入を可能にするトラックバースの整備等、流通の効率化に取り組むこと。
- ・コールドチェーンの確保や品質管理認証の取得に必要な衛生設備の整備等、品質管理及び衛生管理の高度化に取り組むこと。
- ・情報通信技術等の利用による効率的な商品管理等に取り組むこと。
- ・食品等の加工施設や小分け施設等、国内の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組むこと。
- ・卸売市場の機能を一層有効に発揮できるよう、関連施設の整備に取り組むこと。

#### ○その他

- ・災害等の緊急事態の際に生鮮食料品等を供給できるよう事業継続計画（BCP）の策定等に努めること。
- ・多種多様な食材の供給や消費者との交流等を通じて、食文化の維持及び発展に努めること。
- ・人手不足の中で必要な人材を確保するため、労働環境の改善に努めること。

## 畜産物の流通

### ●生乳の県内充足率は約77%

29年の生乳生産量は、176千tと前年に比べ2.9%減となっています。一方、生乳の処理量（県外向けを含む）は、県内生産を上回る228千t（前年比102.1%）となっています。このため、29年の生乳処理量に対する県内生乳生産量の比率（県内充足率）は、77.2%となり、不足分（52千t）は、主に北海道、静岡、三重等から移入されています（A図）。

### ●鶏卵の生産量は107千tで前年比5.5%増

29年の鶏卵生産量は前年比5.5%増の107.0千t、全国総生産量の4.1%を占め全国第6位となっています（B図）。

### ●肉用牛（成牛）のと畜頭数は18千頭で前年横ばい

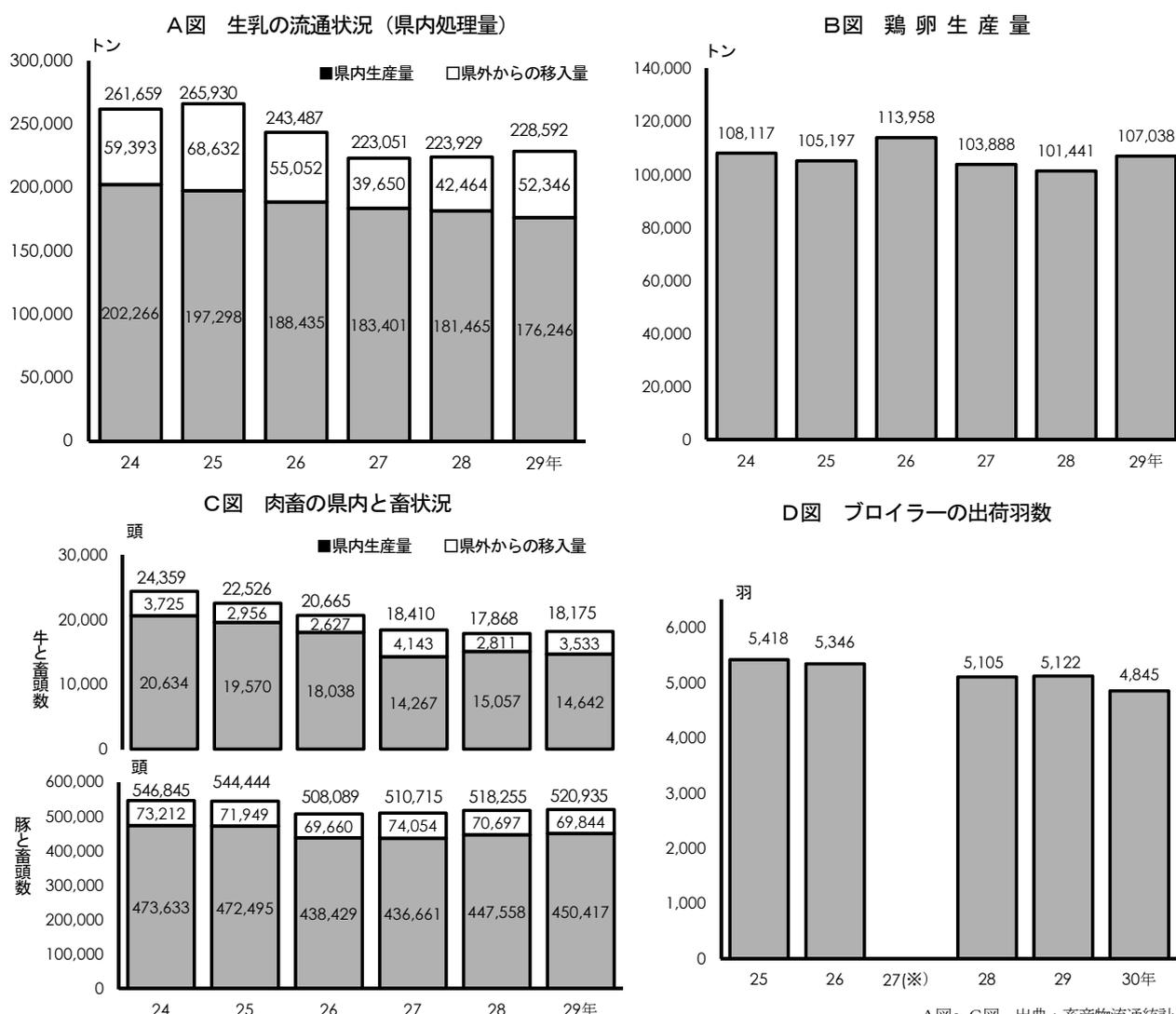
29年の肉用牛のと畜頭数は18千頭で、このうち県内産が81.1%と大部分を占めています。県外産は静岡県、鹿児島県、宮崎県、青森県などが上位を占めています（C図）。

### ●豚のと畜頭数は521千頭で前年横ばい

29年の肉豚のと畜頭数は521千頭で、このうち県内産が86.5%と大部分を占め、県外産は隣県の岐阜県や三重県が占めています（C図）。

### ●ブロイラーの出荷羽数は4,845千羽で前年比5.4%減

30年のブロイラー出荷羽数は4,845千羽で前年に比べ5.4%の減少となっています（D図）。



A図～C図 出典：畜産物流通統計

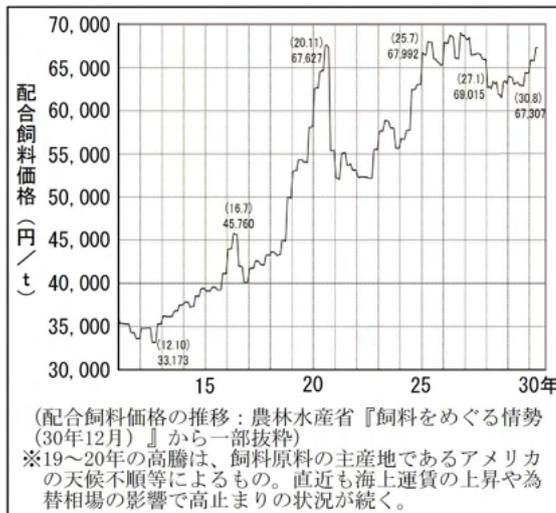
D図 出典：畜産統計 ※27年は統計データなし

## 自給飼料対策について

### 1 飼料をめぐる情勢について

畜産経営では、生産コストの約4～7割を飼料費が占めています。飼料原料の大半は海外から輸入されているため、昨今の国際的な穀物価格の上昇や為替相場の変動等により飼料価格は大幅に上昇しており（右図）、畜産経営に大きな影響を与えています。

畜産経営を安定化するには、輸入飼料に依存している状況から転換し、牧草等の国産の飼料（自給飼料）の生産・利用を拡大することが必要です。また、自給飼料の生産・利用を拡大することは、土地の地力維持や食料自給率向上の観点からも大変重要です。



### 2 自給飼料の増産に向けた取組について

従来は畜産農家自身が牧草等を生産していましたが、最近では、畜産農家が水田農家に堆肥を供給し、その水田で生産した飼料用米や稲発酵飼料(※)等を畜産農家が家畜に給与するといった、畜産農家と水田農家の耕畜連携による自給飼料生産が進んでいます。

愛知県としても、25年から毎年1回、生産者や関係機関に向けた自給飼料増産に関する研修会を開催しており、30年には、最新の収穫機を用いた稲発酵粗飼料の新技术を紹介する他、近年注目されつつある水田での飼料用トウモロコシの生産事例を紹介するなど、水田を活用した飼料作物の生産を推進しています。



最新の収穫機による飼料の収穫風景

この他、愛知県では、補助事業を活用した飼料生産に関する機械導入も支援しています。

これらの取組により、29年の本県における飼料作物作付面積は3,420haで、17年に比べて約2倍に広がりました（右表）。

今後もこれらの取組を通じて、自給飼料生産の普及拡大を図り、飼料生産に立脚した足腰の強い畜産経営を支援していきます。

愛知県の飼料作物作付面積推移 (ha)

年次		17	22	27	28	29
牧草		988	976	872	850	766
青刈り	トウモロコシ	196	156	187	189	181
	ソルゴー	582	440	416	417	389
その他		—	478	2,083	2,111	2,084
稲発酵粗飼料(※)		4	80	206	210	203
飼料用米		0	205	1,750	1,780	1,792
計		1,766	2,050	3,558	3,567	3,420
(参考) 全国		905,800	911,400	975,200	988,400	985,100

農林水産省『飼料作物作付面積』から一部抜粋

※稲発酵粗飼料とは、稲の穂と茎葉を同時に収穫して発酵させ、牛用の粗飼料としたもの。

## 食育の推進

### ●愛知県食育推進ボランティアから食育を学んだ人数は112,881人

30年度末の愛知県食育推進ボランティアの登録者数は1,134人で、構成団体等別では、県食生活改善推進員連絡協議会が717人(全体の63.2%)、県栄養士会が63人(全体の5.6%)などとなっています。

29年度の食育推進ボランティアから食育を学んだ人数は112,881人で、前年度より7,743人増加しました(A図)。

### ●いいともあいちネットワークの登録会員数は1,595会員

30年度末のいいともあいちネットワークの登録会員数は、1,595会員で前年度末より74会員増加しました。

30年度末のいいともあいち推進店の登録店数は、1,157店で前年度末より93店増加しました。そのうち、販売店は873店で前年度末より51店増加し、飲食店は284店で前年度末より42店増加しました(B図)。

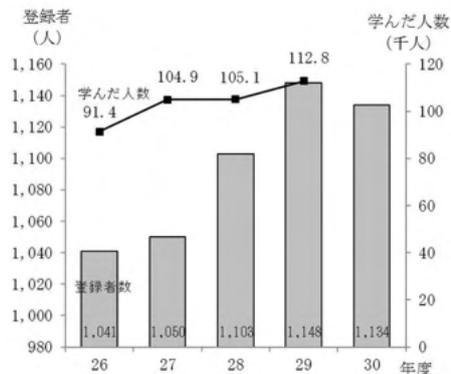
### ●農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合(名古屋市を除く)は77.4%

30年度の農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合(名古屋市を除く)は、77.4%で、前年度より0.1ポイント減少しました(C図)。

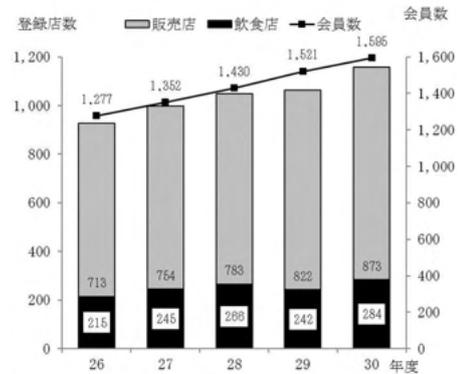
### ●学校給食において地域の産物を活用する割合は35.3%

30年度の学校給食において地域の産物を活用する割合(全食品数に占める県産食品数の割合)は35.3%で、前年度より0.6ポイント減少しました(D図)。

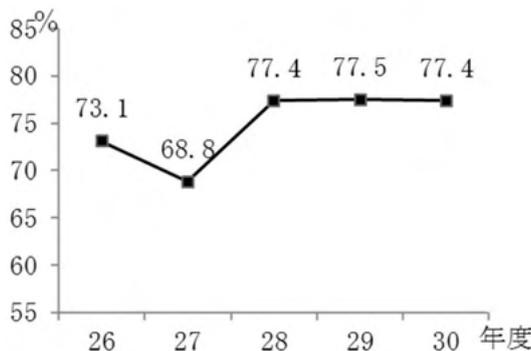
A図 食育推進ボランティアの登録者数及び食育推進ボランティアから学んだ人数の推移



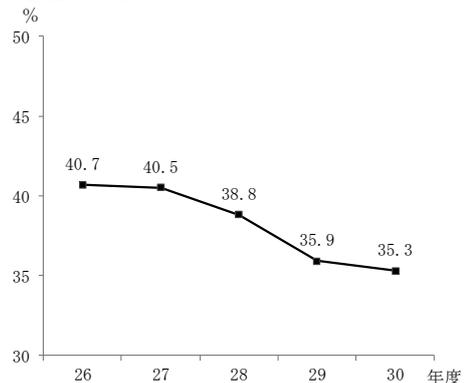
B図 いいともあいちネットワーク会員数及び推進店登録数の推移



C図 農林漁業体験学習に取り組む小学校の割合(名古屋市を除く)



D図 学校給食に地域の産物を活用する割合の推移



(資料 食育消費流通課調べ(A図、B図)、教育委員会調べ(C図、D図))

### 野菜摂取量を増やすための取組について

愛知県は全国有数の農業県（29年の農業産出額は全国第7位）である一方、厚生労働省の「国民健康・栄養調査（28年）」によると、愛知県の成人1日あたり野菜摂取量は全国的にも低い状況にあります。

第3次愛知県食育推進計画「あいち食育いきいきプラン2020」（計画期間：28～32年度）においても、「（成人1日あたり）野菜摂取量350g以上」に取り組むこととしており、野菜摂取の必要性和県産農産物に対する県民意識を高めるきっかけとするため、「あいち食育いきいきシンポジウム」及び「野菜の摂取量向上のための調理講習会」を開催しました。



#### 1 「あいち食育いきいきシンポジウム～もっと知って 楽しくおいしく たくさん食べよう あいちの野菜～」

- 開催日・場所：11月29日（木）・JAあいちビル
- 参加者：一般県民、食育関係者等172名
- 興味・関心、摂取の必要性への理解を高めるための講演

恵泉女学園大学の藤田智教授から、ユーモアを織り交ぜながら、野菜の素晴らしさ、野菜作りを通じた心、交流の在り方などについての基調講演をいただきました。特に「大地を育てることは、人の心を耕すことだ！！」との熱い思いは、参加者全員の心に響きました。

次に、愛知学院大学の酒井映子教授から健康的な食生活について、栄養学の見地から多くのデータを用いて分かりやすく講演いただき、「食事はバランスと何よりも楽しんで食することが大切である」ことが十分理解できました。

- あいちの農産物への理解促進及び消費段階の実践を促す取組の事例発表

愛知県農業協同組合中央会から、地域に根ざした食と農の大切さを伝えるJAグループの様々な取組について、田原市から、地域の食生活の現状を踏まえ、地元農産物を家庭でおいしく食べてもらうために、地域の食育組織と協働して作成したレシピについて発表いただき、参考となりました。

#### 2 「野菜の摂取量向上のための調理講習会～“旬の野菜”を簡単に、無駄なく、たくさん味わおう！～」

- 開催日・場所：1月25日（金）・名古屋市西生涯学習センター  
2月5日（火）・刈谷市中央生涯学習センター
- 参加者：愛知県食育推進ボランティア等58名
- 調理実習



公益社団法人愛知県栄養士会（以下「県栄養士会」）の竹内和子氏から、野菜の栄養を無駄なく摂れる調理方法や生活の中で簡単に取り入れられるメニューについて指導いただきました。

- 講話

県栄養士会の渡邊薫氏から、健康の見地からの野菜摂取の必要性和バランスの良い食事の大切さについて、分かりやすく話していただきました。

- 参加者の声

「簡単に沢山野菜を食べられるレシピでよかった」、「野菜の食べ方で注意する点がよくわかった」などの声が聞かれました。

#### まとめ

- 今回のシンポジウム・調理講習会の内容が、愛知県食育推進ボランティア始め参加された皆さんを中心に、県内全域に広がることを期待します。

# 農林水産物の輸出・6次産業化

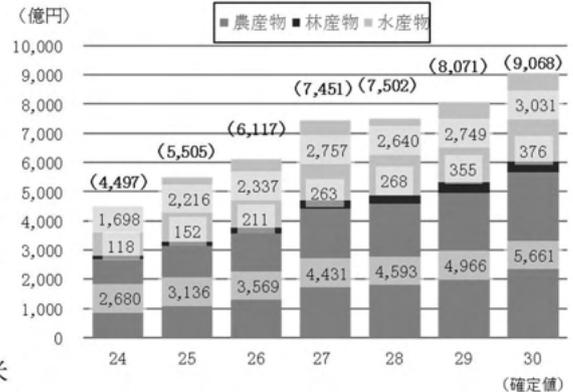
## 農林水産物等の輸出

### ●30年全国の農林水産物等の輸出額は9,068億円

農林水産物等の輸出額については、世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展による富裕層の増加等により順調に増加しており、30年は9,068億円で前年に比べて12.4%増加しました（A図）。

### ●本県からは、茶、米、桃等を輸出

30年に輸出された農産物には、茶、米、桃、キャベツ、いちご、なし、鉢花、切花などがあり、米国、香港、シンガポール、タイ、欧州などに輸出されています（食育消費流通課調べ）。



A図 全国の農林水産物等の輸出額の推移

(注)平成30年における我が国の農林水産物の輸入額は、約9兆6,688億円。  
(資料：財務省「貿易統計」)

## 6次産業化

六次産業化・地産地消法が23年に施行され、県は6次産業化サポートセンターを25年度から毎年度設置し、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援しています。

### ●農業関連事業販売総額は552億円で全国第13位

28年度の農業関連事業の販売総額は552億円（全国の販売総額2兆275億円）で全国第13位となっています。

### ●六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は80件で全国第7位

30年度までの六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数は、80件で全国第7位となっています（B表）。

なお、愛知県6次産業化サポートセンター（30年度）からは、6次産業化プランナーを延べ247回派遣しています。

B表 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定件数（30年度）

順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	
都道府県	北海道	兵庫県	宮崎県	長野県	熊本県	岡山県	宮城県 愛知県	全国計
認定件数	152	112	107	98	84	82	80	2,460

(資料 農林水産省公表値)

### ●新商品開発や加工施設の整備への支援

30年度に食料産業・6次産業化交付金を活用して、2事業者に支援しました。

事業区分	事業実施主体	事業内容	総事業費	交付金
推進事業	新城市食育推進協議会	新商品開発（ピザ等）	490千円	245千円
整備事業	(有)下村畜産	焼肉店及び精肉販売店の整備	146,277千円	61,493千円

### ●国家戦略特区を活用した農家レストランが2件開業

30年度に新たに2件開業し、本県で国家戦略特区を活用して開業した農家レストランは計3件となりました。

レストラン名	開設者	場所	開業日
サンセットウォーカーヒル	(株)ブルーチップファーム	常滑市	H30.4.9
レシピラ	(有)デイリーファーム	常滑市	H30.6.9

## 農林水産物インバウンド需要拡大事業について

日本を訪れる外国人旅行者（以下、「インバウンド」）の数は29年に過去最高の2,869万人を記録し、ここ5年間で3倍以上になりました。本県における29年のインバウンドの数は255万人であり、24年と比較して約3.2倍に拡大しています（A表）。

本県においては、今後の人口減少に伴う農産物の国内需要減少を補完する新規需要として、インバウンドによる県産農林水産物等の消費拡大が期待されており、インバウンド受け入れ事業者の育成や集客に向けたPR等の需要拡大対策が重要な課題となっています。

A表 全国並びに愛知県における訪日外客数の推移

	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年
全国訪日外客数※ <sup>1</sup> （千人）	8,358	10,364	13,413	19,737	24,040	28,691
うち愛知県※ <sup>2</sup> （千人）	786	881	1,234	1,934	2,284	2,554

日本政府観光局（JNTO）作成資料、「訪日外国人消費動向調査」より

※<sup>1</sup> 国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者から日本に移住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者。

※<sup>2</sup> 訪日外客数に「訪日外国人消費動向調査」における都道府県別訪問率を乗じた推定値。

### 1 30年度の取組

近年、インバウンドにおいては、果物狩りができる観光農園の訪問や、収穫したものを自分たちの国に持ち帰るお土産としての需要が高まっています。そこで、30年度は果物狩りなどの農業体験を含めたモデルツアーの実施やSNS等による情報発信により需要喚起を行いました。

#### (1) 他県の事例調査とセミナーの開催

インバウンド対応の先進地域として、福岡県と和歌山県を調査し、この事例を踏まえて11月7日（水）にインバウンド対応セミナーを実施しました。



セミナー開催の様子

#### (2) Web等による情報発信

インバウンド向けWebサイト「Japan Fruits」内に「愛知の美味しいフルーツ特集」ページを開設し、愛知の魅力的な果物の紹介と農業体験ができる観光農園等の情報を掲載しました。



Webページ（タイ語版）のTOP画面

【URL:<https://the-way-of-japan.com/fruits/th/feature/aichi/>】

本Webサイトには県内の観光農園が28登録されており、本事業を契機にサイトに登録した観光農園には、登録後、海外から申込が入るようになりました。

#### (3) ツアーの実施

ツアーでは、県内の在留外国人を対象に、収穫などの農業体験や、県産農林水産物等を購入・飲食できる店舗等を巡るツアーを2回開催し、参加者にはSNS等で情報発信してもらいました。



ツアー実施の様子

### 2 今後の取組方向

農業分野におけるインバウンド需要喚起の取組は、始まったばかりです。

今後は、県内の取組実態をより詳細に把握するとともに事業者のネットワーク化を図り、事業者の掘り起こしと引き続き意欲ある事業者に向けた支援を行います。

### 3 時の話題

## いいともあいち運動を活用した県産農林水産物のイメージアップと主要品目のブランド力強化の取組について

本県には、全国トップレベルのブランド力を持つ名古屋コーチン、花き、抹茶、あさり、うなぎなどの他にも産出額が全国上位の農林水産物が多数ありますが、それらの知名度は必ずしも高くありません。

このため、主要品目の更なるブランド力強化と県産農林水産物全体のイメージアップを図るため、県内外において各種取組を行ったほか、いいともあいち運動の20周年記念事業を実施しました。

#### 1 県外（主に首都圏）に向けた知名度向上の取組

##### (1) メディアを活用したプロモーション

首都圏に向けた県産農林水産物のPRを目的として、知事と中日ドラゴンズ松坂投手による対談記事広告を首都圏で発行される新聞に掲載したほか、雑誌やWeb上に本県農林水産物の紹介記事や、県産農林水産物を用いた料理レシピの掲載などを行いました。



東京新聞掲載紙面

##### (2) 体感イベントを通じたプロモーション

31年2月22日（金）から24日（日）に、県外からの玄関口に立地するミッドランドスクエア（名古屋市中村区）で、県産農林水産物を「見て」、「触れて」、「感じる」ことができる体感型のイベント「いいよね！愛◎地産 体感フェア」を開催しました。会場では、ミニブーケづくりやあいちの魚の水槽展示などを通して、全国トップレベルの県産農林水産物をPRしました。



フェアの様子

#### 2 主要品目のブランド力強化の主な取組

名古屋コーチン、花き、抹茶、あさり、うなぎ、小麦について、魅力発信のためのイベント等を実施しました。

品目	実施状況
名古屋コーチン	・「名古屋コーチンの日(3月10日)」記念イベント(3/4～10 名古屋市農業センターdela(でら)ふぁーむ) ・「首都圏版名古屋コーチン飲食店マップ」の作成
花き	・男性から女性に花を贈る「フラワーバレンタイン」運動(2/9 銀座三越、2/9～11 mozo ワンダーシティ) ・本庁舎前でのおもてなし花壇の設置(通年)
抹茶	・愛知県茶会(10/8)
あさり、うなぎ	あいちのおさかなスポットARスタンプラリー(7/16～2/28 産地の小売店、飲食店等64箇所)
小麦	学校給食関係者参加イベントへの出展(8/28)



名古屋コーチン記念イベント



フラワーバレンタインPRイベント



愛知県茶会



ARスタンプラリーイベント

#### 3 いいともあいち運動推進20周年記念事業の取組

30年12月13日（木）に、愛知県庁本庁舎の正庁において、いいともあいち運動推進20周年記念表彰式を開催し、生産・流通・消費にわたる様々な関係者からなるいいともあいちネットワーク会員のうち、その活動が他の模範となる30団体に、知事から感謝状を贈呈しました。



知事と受賞者の記念撮影

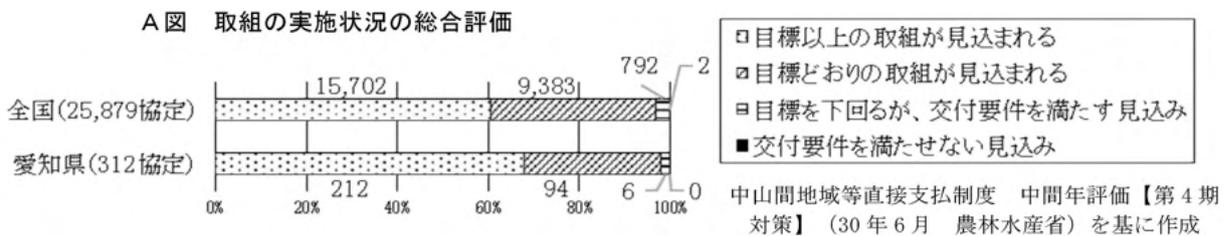
## 中山間地域等直接支払制度（第4期対策）の中間年評価について

中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄の増加等により、多面的機能の低下が特に懸念されている生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農地を維持・管理していくための協定を結び、5年間継続して農業生産活動等を実施する農業者等に対して交付金を交付する制度<sup>※1</sup>です。 ※1 当制度は、12年度から開始(対策期間:5年間)、現在は第4期(27～31年度)に当たる。

29年度は、第4期対策の中間年評価の実施年度であり、各協定の取組状況及び集落の抱える課題等に係る調査が全国的に実施されました。本県でも、本制度に取り組む全312協定を対象に実施され、30年6月に、国段階での取りまとめ結果が公表されました。この結果を踏まえ、第5期対策の制度の見直しが行われます。

### 1 取組の実施状況の総合評価

全国では、25,879協定のうち25,085協定(96.9%)において、本県では、312協定のうち306協定(98.1%)において、目標どおり又は目標以上の取組が見込まれるという評価となっており(A図)、全国、本県いずれも、着実に取組が実施されている状況となっています。

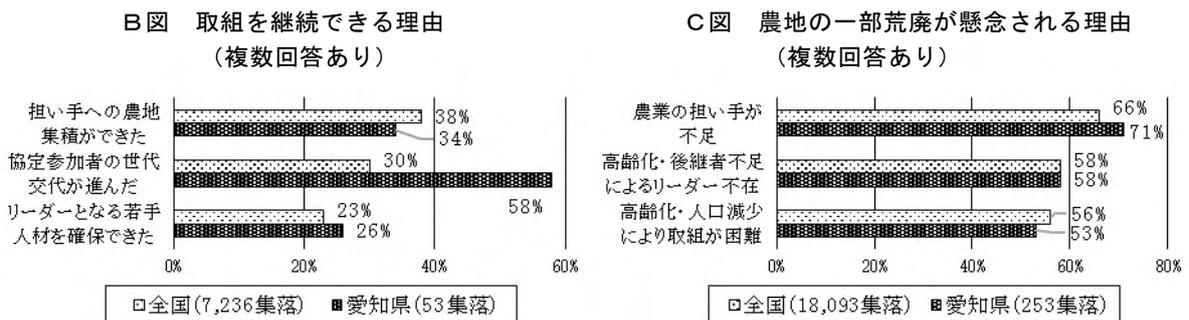


### 2 集落の抱える課題についての調査結果

全国では、25,329集落<sup>※2</sup>のうち7,236集落(28.6%)が、10年後も取組を継続できると回答しており、その理由は、「担い手への農地集積ができた」が最も多くなりました(B図)。一方、残りの18,093集落(71.4%)は、農地が一部荒廃することを懸念しており、その理由は、「農業の担い手が不足」が最も多くなりました(C図)。

※2 集落を単位としない協定もあるため、集落数と協定数は必ずしも一致しない。

本県では、10年後も取組を継続できると回答した集落は、306集落のうち53集落(17.3%)で、この理由のうち、「協定参加者の世代交代が進んだ」が最も多くなりました(B図)。一方、残りの253集落(82.7%)は、農地が一部荒廃することを懸念しており、その理由は、全国と同じく、「農業の担い手が不足」が最も多くなりました(C図)。さらに、「高齢化・後継者不足によるリーダー不在」は、前回(5年前)調査ではわずかでしたが、今回の調査では、2番目に多い理由となっています(C図)。



中山間地域等直接支払制度 中間年評価【第4期対策】(30年6月 農林水産省)を基に作成

## 農福連携の推進に向けた取組について

「農福連携」は、担い手の高齢化と減少が進む農業分野と、障害者らの働く場の確保を求める福祉分野が連携して双方の課題を解決することができる取組として注目されています。

29年7月に愛知県を含む40道府県が加入して設立された「農福連携全国都道府県ネットワーク」は、30年4月には全都道府県が加入し、農業・福祉団体等で構成される「一般社団法人日本農福連携協会」とともに、農福連携の定着と発展に向けて取り組んでいます。

愛知県では、28年から農業及び福祉分野に障害者等の就労促進について農業部局、福祉部局及び労働部局で連絡会議を開催し、庁内の農福連携を進める体制を整理してきました。

30年度には、農業者等を対象としたセミナー及び現地見学会を開催しました。

### 1 農福連携セミナー

障害者が農作業をする際の注意点や農作業を福祉事業所に委託する「施設外就労」の事例を紹介するなど農福連携の理解を図りました。

日 時：30年7月2日(月)午後1時30分から  
場 所：西三河農林水産事務所10階 大会議室  
出席者：農業者、福祉関係者、農業団体、市町村等  
計88名

内 容：講 演

「農福連携に関する国の動きについて」

(東海農政局)

「障害者雇用～知的障害・精神障害の特性」

(愛知障害者就業センター)

「島根県における農福連携の取組」

(島根県農業技術センター)



セミナーの様子

### 2 農福連携現地見学会

障害者就労に取り組む2つの農場を見学し、それぞれ経営主から講話を聞くバスツアーを実施しました。

日 時：30年9月21日(金)午前9時から  
見学場所  
・(有)H&Lプランテーション(春日井市)  
花苗、野菜苗生産  
・(有)ライフコーポレーション(知多郡武豊町)  
トマト、しいたけ等生産

出席者：農業者、福祉関係者、農業団体、市町村等  
計41名

内 容：現地見学会の参加者は、経営主からは障害者への作業指示の方法や作業の補助具について、施設外就労を請け負った福祉事業者の代表からは農福連携の取組のきっかけや施設外就労の契約等について、具体的な説明を受けることができました。



作業の様子を見学

## あいち農業女子交流会 2018 について

本県では、「女性が元気に働き続けられる愛知」を目指し、女性農業者の活躍や農業の魅力を広くPRし、農業への新たな女性の参入及び女性農業者の経営参画の促進を図るため、名古屋市東区のアオアシス21「銀河の広場」において、「あいち農業女子交流会2018」を開催しました。（30年7月14日）

当日は、約750名が来場し、活動を紹介する女性農業者との交流などを通じて、農業を身近に感じていただくことができました。

### ● 農業女子さんぽ道

会場に全長50メートル以上の「農業女子さんぽ道」を作り、女性農業者8組が自ら生産した農産物や加工品などを自由に展示紹介しました。来場者は農業女子の活動を実感ながら、農業を楽しく学ぶクイズラリーに参加しました。



### ● 農業女子トークセッション

出展した8組の女性農業者が農業を始めたきっかけや仕事の楽しさや、やりがいを自らの言葉で来場者に伝え、ステージを観る人を惹きつけました。



### ● 女性農業者を応援する企業等の製品展示、就農相談コーナー

6つの企業（団体）が出展し、紫外線対策・熱中症対策の作業着や帽子、女性にも扱いやすい小型の耕うん機などの農業機械、荷物の上げ下ろしをはじめ作業時に発生する腰への負担を軽減するアシストスーツなどを展示して、来場者は製品を実際に手に取り体感しました。

製品を展示した企業からは、今後も継続的に女性農業者と意見交換し、作業環境の改善や農業経営の多角化を提案する製品等の開発をしていきたいとの声がありました。

また、就農相談コーナーでは、就農に係る情報をチラシなどで提供し、個別相談も行いました。



# 本県産小麦のブランド化の展開について

## 1 近年の愛知県の小麦生産

本県の小麦は、稲・麦・大豆の2年3作輪作体系でブロックローテーションを行いながら、水田で作付けされています。県内の小麦作付面積は5,000ha超で、全国でも上位の産地を形成しています（A表）。本県が育成した日本めん用「きぬあかり」とパン・中華めん用「ゆめあかり」の2品種を軸に、今後も生産拡大に取り組んでいく予定です。

「きぬあかり」は、22年に奨励品種として採用し、24年産から栽培が開始されました。30年産では県内小麦作付面積の9割に至った本県の主力品種です。導入以降、本県産小麦の収穫量は増加し、30年産では初めて単位面積あたり収穫量が全国第1位となりました。

「ゆめあかり」は28年に奨励品種として採用し、30年産から県内170haで栽培が開始されました。今後、需要に応じて作付面積を拡大していきます。

A表 近年の愛知県の小麦生産状況

単位面積あたり収穫量		(単位: kg/10a)			
	28年産	29年産	30年産		
1	宮城 446	北海道 500	愛知 423	群馬	406
2	愛知 427	愛知 473	群馬	406	388
3	北海道 427	群馬 436	北海道	388	
4	群馬 424	埼玉 403	福岡	371	
5	埼玉 369	栃木 396	埼玉	370	

収穫量		(単位: 万t)			
	28年産	29年産	30年産		
1	北海道 52.4	北海道 60.8	北海道 47.1		
2	福岡 4.4	福岡 5.0	福岡 5.5		
3	佐賀 2.7	佐賀 3.5	佐賀 3.7		
4	愛知 2.4	愛知 2.6	群馬 2.3		
5	群馬 2.4	群馬 2.4	愛知 2.3		

作付面積		(単位: 千ha)			
	28年産	29年産	30年産		
1	北海道 123.4	北海道 121.6	北海道 121.4		
2	福岡 15.2	福岡 14.8	福岡 14.8		
3	佐賀 9.7	佐賀 9.6	佐賀 10.1		
4	滋賀 7.2	滋賀 7.2	滋賀 7.0		
5	三重 6.5	三重 6.4	三重 6.2		
6	群馬 5.6	群馬 5.6	群馬 5.7		
7	愛知 5.6	愛知 5.5	愛知 5.4		

(資料 いずれも作物統計)

## 2 品種ごとのブランド化に向けた取組と成果

### (1) 「きぬあかり」

【取組】25年度に関係団体と『「きぬあかり」普及推進プロジェクトチーム』を旗挙げ

- ・シンボルマークの商標登録、「きぬあかり」使用製品への貼付推進

【成果】多様な「きぬあかり」使用製品が市場に流通し、消費者から高い評価

- ・シンボルマーク活用事業者数 111 (30年12月現在)



シンボルマーク



使用製品の例 (左: きしめん、右: だら焼き)



### (2) 「ゆめあかり」

【取組】30年度に『「きぬあかり」普及推進プロジェクトチーム』の活動対象に「ゆめあかり」を追加

- ・シンボルマークの商標登録、「ゆめあかり」使用製品への貼付推進
- ・試食会等、消費者に向けPRを開始



シンボルマーク



試食会の様子



# 名古屋競馬場の移転について

名古屋競馬を主催する愛知県競馬組合は、平成8年度以降、累積赤字を抱える状態が続いていましたが、競馬関係者の経営努力やインターネットによる馬券発売額が大きく伸びた結果、平成25年度以降は単年度収支が黒字化し、最大で40億円を超えていた累積赤字額を平成29年度末で解消することができました。

こうした中、愛知県競馬組合は、将来に向けて持続的に競馬事業を運営していくためには、老朽化の著しい現在の名古屋競馬場を弥富トレーニングセンターに移転することが有利と判断して移転を決定し、令和4年4月のオープンを目標に移転プロジェクトを進めています。

## 1 名古屋競馬場移転整備等事業について

名古屋競馬場移転整備等事業については、民間のノウハウや技術的能力を活用するPFIを導入し、設計施工、維持管理及び附帯事業を一体的に行うことによるサービス水準の向上やライフサイクルコストの削減を図ることとしています。こうした公営競技の競技場をPFI手法で整備するのは、日本初です。

事業方式は、事業者が施設の設計、建設を行った後、施設の所有権を愛知県競馬組合に移転し、維持管理業務を行うBTO (Build Transfer Operate) 方式により実施します。事業契約締結は令和元年6月を予定しており、事業期間は、設計・建設期間2年9ヶ月、維持管理期間約15年としています。

## 2 新競馬場の基本コンセプトについて

新競馬場の基本コンセプトは、「コンパクトで臨場感のある競馬場」、「公園のような競馬場」、「柔軟性と持続性の高い競馬場」を目指しています。

主な施設の内容は、スタンド棟は地上3階建て、約2,000人収容でスタンド内から少ない移動距離でパドック、レースコース全体を観覧できるようにします。

また、パドックを回った馬が馬場へ出ていく際にスタンドの中を歩いていくホースビューコリドー(回廊)を設置します。ファンの皆様は、馬場へ出る馬を間近に観察でき、臨場感を楽しんでいただけるもので、このコリドーは地方競馬では初となります。

馬場は今回の整備により、一周を現在の名古屋競馬場より約100m伸ばし直線を240mとします。この直線コースは地方競馬では西日本一の長さとなり、最後の直線での展開が面白くなることが期待されます。

今後、愛知県競馬組合はPFI手法により、民間事業者のノウハウや技術的能力を活用し、多くの皆様楽しんでいただける魅力的な競馬場の整備を進めていきます。

### 新競馬場イメージ図(愛知県競馬組合資料)



# 豚コレラの発生について

## 1 豚コレラとは

豚コレラは、家畜伝染病予防法で家畜伝染病に指定される、豚及びイノシシが感染するウイルス性の病気で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。発生すると養豚産業への影響が大きいことから、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザと同様に、特定家畜伝染病防疫指針が策定されており、殺処分や消毒といった防疫措置が定められています。

国内では、昭和30～40年代に全国的に発生しましたが、昭和44年に生ワクチンが開発されてからは激減し、平成4年の熊本県での発生を最後に、長年にわたり発生のない状況が続きました。

なお、豚コレラは、豚及びイノシシの病気であり、人に感染することはありません。

## 2 豚コレラの発生状況および防疫措置

昨年9月に岐阜県の養豚場で、我が国では26年ぶりとなる豚コレラが発生し、野生イノシシにも豚コレラの感染が拡大しました。本県においても、昨年12月に犬山市で、本年1月には春日井市で、豚コレラウイルスに感染した野生イノシシが確認される中、2月6日に、本県で1例目となる養豚場での豚コレラが発生しました。3月29日までに計6例の発生があり、3市、16戸25農場、39,320頭の豚の殺処分を実施しました。

県	発生日	発生市	農場数	殺処分頭数	移動制限解除（予定）
1例目	2月6日	豊田市	1戸2農場	7,231頭	3月13日
2例目	2月13日	田原市	8戸16農場	17,325頭	3月25日
3例目	3月27日	瀬戸市	1戸1農場	4,131頭	(5月2日)
4例目	3月28日	田原市	4戸4農場	8,151頭	(5月4日)
5例目	3月29日	瀬戸市	1戸1農場	1,468頭	(5月2日)
6例目	3月29日	田原市	1戸1農場	1,014頭	(5月1日)
計		3市	16戸25農場	39,320頭	—

## 3 野生イノシシ対策

### (1) 野生イノシシの養豚場への侵入防止対策

養豚場周辺へのワイヤーメッシュ防護柵や豚舎への防鳥ネット設置に対する支援を行った。

### (2) 野生イノシシの拡散防止対策

感染した野生イノシシの拡散を防止するため、岐阜県の山塊柵と連携した防疫ラインを設置した。

① 第1防疫ラインー「中央自動車道」を活用。

② 第2防疫ラインー「県道15号線」及び「庄内川」を活用。

### (3) 野生イノシシ間の感染拡大防止対策

野生イノシシ間の感染拡大を防止するため、犬山市、小牧市及び春日井市の山塊で経口ワクチンを散布した。

# 豊川用水通水 50 周年記念事業について

愛知県の東三河地域及び静岡県湖西地域を流れる豊川用水は、30年6月1日に通水50周年を迎えました。

この通水50周年を節目の年ととらえ、豊川用水の恵みや、水源地域への感謝の気持ちを改めて認識するとともに、県民の皆様、特に次世代を担う若者たちにPRするため、豊川用水の関係機関で「豊川用水通水50周年記念事業実行委員会（実行委員長：大村愛知県知事）」を設立し、記念事業を実施しました。

## 1 通水の日記念イベント「ええじゃないか豊橋まちなかマルシェ」

一般県民にも広く参加して頂けるイベントとして、30年6月3日（日）に、豊橋駅南口駅前広場で開催し、豊川用水の恵みを受けて育った農産物や水源地域の特産品の販売、豊川用水の受益地と水源地のマスコットのパフォーマンス、小学生を対象にした「豊川用水天才クイズ」などの企画を行いました。（来場者：約6,000人）



通水の日記念イベント「豊川用水天才クイズ」記念撮影（中央：大村知事）

## 2 豊川用水通水 50 周年記念式典

30年9月29日（土）に、ライフポートとよはしコンサートホールで開催され、豊川用水の維持管理に功績のある方々や水源地域の方々への表彰、水源地域の伝統芸能「花祭」の演舞、受益地域の若者代表として豊丘高校和太鼓部の演奏などが行われました。

式典の最後には、矢野きよ実さんによるメッセージ「ありがとう豊川用水」の揮毫が披露されました。

（来場者：約1,000人）



記念式典「メッセージ揮毫」(左：矢野きよ実さん)

## 3 豊川用水通水 50 周年記念誌「発見!!豊川用水」

通水50周年の記念誌を作成し、記念式典の参加者や受益地域の中学校、高等学校、大学等へ配布することで、広く豊川用水のPRを行いました。記念誌の中では、豊川用水の歴史や施設の紹介の他に、地域の観光情報、豊川用水地域や、水源地域で働く若い世代へのインタビューなど、記念事業のメインターゲットである次世代を担う若者たちが手に取って読みやすい記事を多く掲載しています。

記念誌は(公財)愛知・豊川用水振興協会のWebページからPDFファイルをダウンロードできます。

URL:<http://www.aitoyo.or.jp/50th/index.html>



記念誌表紙

# 電気・水道の被災を想定した農業用排水機場の対策マニュアルについて

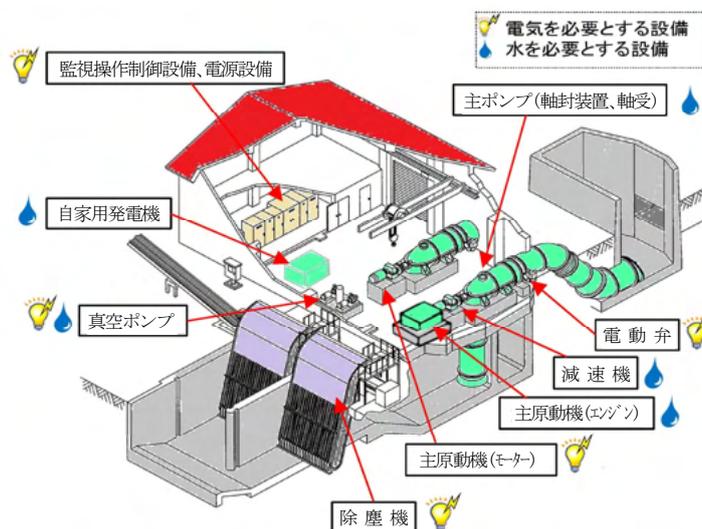
## 1 概要

本県には土地改良事業により設置された407か所の農業用排水機場がありますが、これらの排水機場は、農地だけでなく市街地も含めた地域一帯の排水を担っており、特に、県営事業で造成された230か所の基幹的な排水機場は、地域住民の生命と財産を守る「防災の要」として極めて重要な役割を果たしています。

農業用排水機場に設置されているポンプには、電気により稼働させる「モーター駆動ポンプ」と、重油を燃料として稼働させる「エンジン駆動ポンプ」があり、どちらの形式のポンプも、稼働させるための電気や、発熱した機器を冷却するための水が必要です。

大規模地震の発生により、停電や断水が発生すると、排水機場自体が損傷していてもポンプが稼働できなくなり、特に海拔ゼロメートル地帯など、日常的にポンプ排水に依存している地域では、排水不能に陥り地域全体が浸水するという二次被害が発生する恐れがあります。

このため、電気や水道が復旧するまでの間の対策を講じる必要があることから、県は、「電気・水道の被災を想定した農業用排水機場の対策マニュアル」を30年1月に策定し、排水機場の管理者や関係市町村へ周知しました。



農業用排水機場における電気・水道を必要とする設備

(出典：電気・水道の被災を想定した農業用排水機場の対策マニュアル)

## 2 対策の進め方

このマニュアルでは、排水機場が停電時や断水時においても一定の排水機能が確保できるよう、「ハード対策」と「ソフト対策」を総合的に進めることとしています。

(ハード対策の例)

- ・自家発電設備の設置、設備の無給水化（エンジンを水冷式から空冷式に変更するなど）

(ソフト対策の例)

- ・災害発生時に停電や断水を含めた排水機場の被害状況を確認し、応急対策の必要性や復旧の優先度を把握するための「状況把握チェックシート」等の作成
- ・大規模地震を想定した「事前訓練」の実施

今後とも、南海トラフ地震などの発生に備え、農業用排水機場の耐震整備を進めるとともに、停電時や断水時にも対応できるよう、排水機場の管理者及び市町村と連携し、本マニュアルに基づくハード対策とソフト対策に積極的に取り組んでいきます。



事前訓練の状況（給水管所の確認）